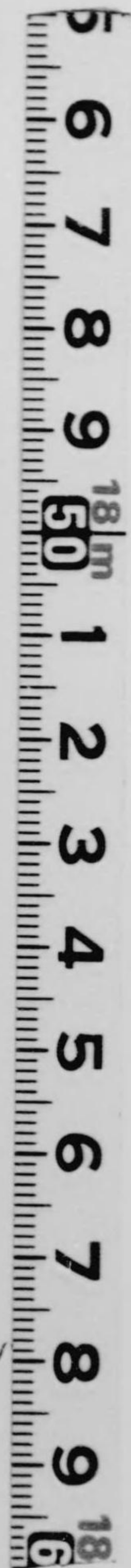
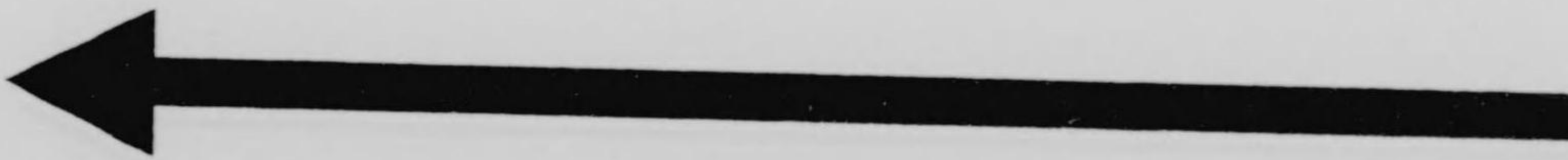


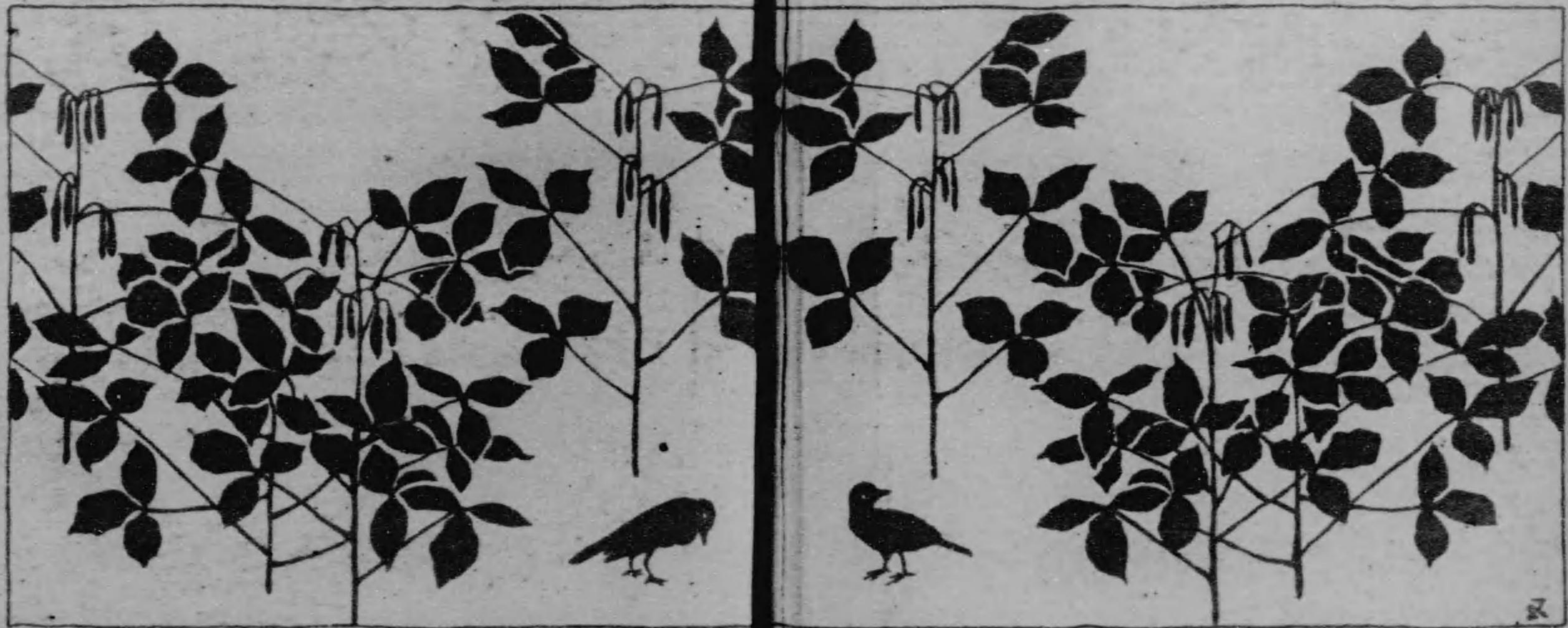
375

42



始



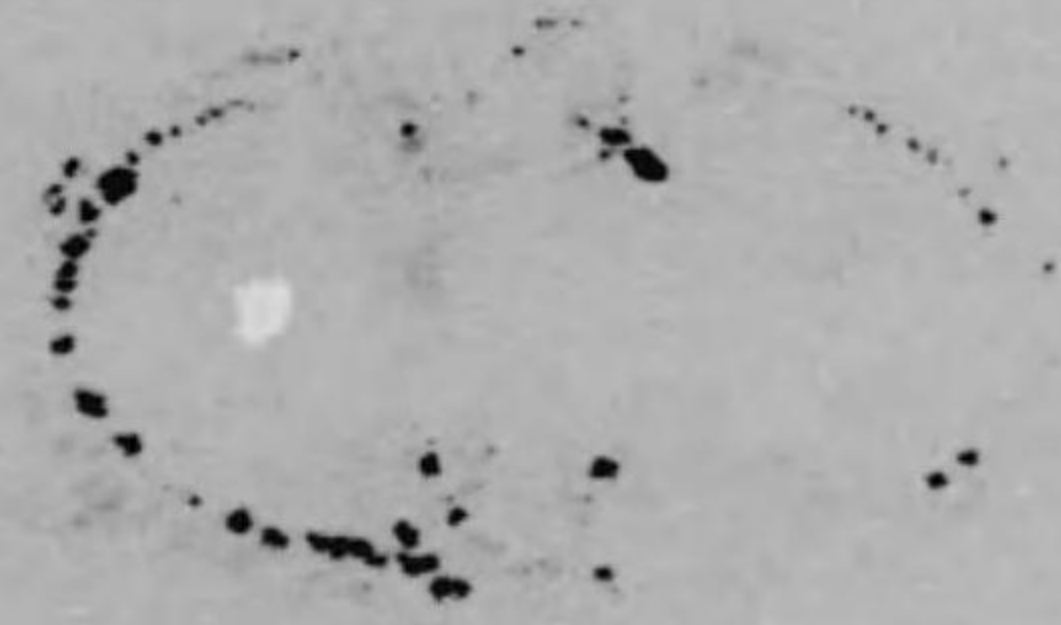


375-427a



春

秋



例言

- 一 呂氏春秋全部を収めて對譯註解す。
- 一 原文註解共に主ら畢元の新校正本に據る。其の最も善本たること解題中に述べたるが如し。
- 一 原本に在りては、各篇の題目凡て篇尾にあり、今通讀上の便宜を圖り、私意を以て凡て之を篇首に移せり。
- 一 目次中往々小活字を以て一日何々と註せるは、底本所載の呂氏春秋總目に倣へる所、其の本文の見出しと一致せざるはこれが爲め也。
- 一 底本所載の總目には一日孟春、二日仲春の如く作りて、各卷の最初の篇に「紀」「覽」「論」の文字なし。今本書は一に本文の形式に従ひて之を加ふる事とせり。

一 孟春紀第一
 一 孟夏紀第四
 一 仲春紀第二
 一 仲夏紀第五
 一 季春紀第三
 一 季夏紀第六

目次

卷第一 孟春紀第一

孟春紀 一
 本生 六
 重己 二
 賈公 二
 去私 三

卷第二 仲春紀第二

仲春紀 三
 養生 六
 情欲 六
 當塗 一
 功名 一作由道 六

卷第三 季春紀第三

季春紀 三
 盡數 六

先記 六
 論人 六
 關道 六

卷第四 孟夏紀第四

孟夏紀 一
 勸學 一作勸節 六
 尊師 六
 用衆 一作善學 六

卷第五 仲夏紀第五

仲夏紀 九
 大樂 三
 修樂 六
 適音 一作和樂 九
 古樂 三

卷第六 季夏紀第六

季夏紀 三
 書律 六

香初	二九	和士	二九
制樂	三三	審己	二九
明理	三七	精通	三〇
卷第七 孟秋紀第七			卷第十 孟冬紀第十		
孟秋紀	一四三	孟冬紀	二〇七
蕩兵 一作用兵	一四七	節喪	二一一
振亂	一五二	安死	二一六
兼塞	一五五	異寶	二二三
懷寵	一六〇	異用	二二六
卷第八 仲秋紀第八			卷第十一 仲冬紀第十一		
仲秋紀	一六五	仲冬紀	二三〇
論威	一六九	至忠	二三三
備選	一七三	忠廉	二三六
決勝	一七七	當務	二四〇
受士 一作慎躬	一八〇	長見	二四三
卷第九 季秋紀第九			卷第十二 季冬紀第十二		
季秋紀	一八五	季冬紀	二四七
順民	一八九	士節	二五〇

介立 一作立意	二六〇	遇合	二六〇
賦摩	二六三	必己 一作本知又作不備	二六五
不侵	二六七	卷第十五 慎大覽第三		
序意 一作履好	二七二	慎大覽	二七二
卷第十三 有始覽第一			權勳	二七三
有始覽	二七五	下賢	二七六
應同	二八〇	報更	二七九
去尤	二八五	順說	二八二
聽言	二八八	不廣	二八五
謹聽	二九二	貴因	二八八
務本	二九六	察今	二九一
證大	三〇〇	卷第十六 先識覽第四		
卷第十四 孝行覽第二			先識覽	二九六
孝行覽	三〇四	觀世	三〇〇
本味	三〇九	知接	三〇一
首時 一作帶時	三一七	悔過	三〇六
義賞	三二三	樂成	三〇九
長攻	三二八	祭微	三一三
慎人 一作慎人	三三三	去宥	三一五

正名.....四六

卷第十七 審分覽第五

審分覽.....四六
 君守.....四七
 任數.....四七
 勿躬.....四八
 知度.....四八
 慎勢.....四九
 不一.....四九
 執一.....五〇

卷第十八 審應覽第六

審應覽.....四八
 重言.....四九
 精論.....四九
 離辭.....五〇
 淫辭.....五〇
 不異.....五一
 不備.....五一
 具備.....五二

卷第十九 離俗覽第七

離俗覽.....五三
 高義.....五三
 上德.....五四
 用民.....五四
 適威.....五五
 為欲.....五五
 貴信.....五六
 舉難.....五六

卷第二十 特君覽第八

特君覽.....五七
 長利.....五七
 知分.....五七
 召類.....五八
 遊藝.....五八
 行論.....五九
 驕志.....五九
 觀典.....五九

卷第二十一 開春論第一

開春論.....六三
 察賢.....六三
 期賢.....六四
 春為.....六四
 愛類.....六五
 貴卒.....六五

卷第二十二 慎行論第二

慎行論.....六六
 無義.....六六
 疑似.....六七
 求行.....六七
 求人.....六八
 察德.....六八

卷第二十三 貴直論第二

貴直論.....六九
 直誠.....六九
 知化.....七〇

過理.....六八
 原亂.....六八
 不苟論.....六九
 贊能.....六九
 自知.....七〇
 當賞.....七〇
 博志.....七一
 貴當.....七一

卷第二十四 不苟論第四

似順論.....七二
 別類.....七二
 有度.....七三
 分職.....七三
 處方.....七四
 慎小.....七四

卷第二十五 似順論第五

似順論.....七二
 別類.....七二
 有度.....七三
 分職.....七三
 處方.....七四
 慎小.....七四

卷第二十六 士容論第六

士容論	七
務大	九
上農	三
任地	七
辯士	七
審時	六

—(目次終)—

呂氏春秋解題

第一章 總略

呂氏春秋は秦の丞相呂不韋が當時の學者を集めて作らしめたるものにして、専ら政治上に於ける主權者の執るべき主義態度施設等を論述したる書なり。夫の管子の書などと同じく支那古代に於ける政治の學說として觀るべし。唯其の筆を執りしものは一人にあらざりしを以て種々なる思想の混合せるものありしも、亦先秦諸子中に在りて一種の異彩を放てるものなり。

第二章 撰著の來歴

呂不韋の小傳 呂不韋は陽翟(今の河南開封府開州)の巨商なり。秦の莊襄王は昭襄王の庶孫を以て趙に質となりしが、不韋の助に因り歸りて立つことを得たり。是を以

て尊寵比なく、丞相となし、封するに河南の十萬戸を以てし、文信侯と號す。莊襄王卒して太子政立つ、後始皇帝と曰ふ。政生れて十三年なり、國事は一に文信侯に決し、尊びて仲父と稱せり。

著書の由來 時に魏に信陵君あり、楚に春申君あり、趙に平原君あり、齊に孟嘗君あり、皆賓客を喜みて相傾く。不韋秦の疆を以て彼等に如かざるを羞ぢ、亦游士を招致して之を厚遇し、食客三千人に至る。時に諸侯に辯士多く、荀卿の徒の如きは、書を著して天下に布けり。不韋乃ち其の客をして各開く所を著はし、集めて一書となさしめ、號して呂氏春秋と曰ふ。之を咸陽の市門に懸し、千金を其の上に懸けて曰く、「諸侯の游士賓客の能く一字を増損する者あらば、千金を與へん」と。時人能く増損するものなかりしと云ふ。後漢の高誘は此の懸賞に對し批評を下して、「時人能はざるにあらず、蓋し相國を憚り其の勢を畏れしのみ」と曰ひしは、誠に然らん。揚雄も戯れて「其の時に生れ手に其の金を載せて歸らざるを恨む」と云ひしとぞ。

第三章 書名及び篇目

春秋 春秋は本と歴史の通稱なり、春夏秋冬即ち一年間の事を記載せる意よりして、春秋の二字を錯舉して、其の名となししものなり。孔子の修められたる魯の春秋も、晉楚の人が自國の歴史を春秋と稱せるも、皆歴史の義なり。轉じて記録の義に使用せらるるものもあり、晏子春秋、虞卿春秋、其の他韓非子に見ゆる桃左春秋の如きは其の例にして、呂氏春秋も亦その一なり。或は卷首に十二紀の四季の事ある故に、春秋と名づけたりとの説をなすものあれども取るに足らず。

呂覽 呂氏春秋は或は呂覽ともいふ。史記の太史公自叙傳に「不韋遷蜀、世傳呂覽」と見ゆ。呂覽と稱せしは書中に八覽六論ありしに因り、其の覽の字を取りて此く稱せしものならんと云ふ。史記の不韋の本傳十二諸侯年表、漢書藝文志、その他漢人の引く所は、皆呂氏春秋とあれば、呂氏春秋の名は其の本名なり。

目次 呂氏春秋の編次は極めて整然たるものにして、紀覽論の三大綱に別ち、更に幾多の子目に分ちて論述せり。試に其の目次を擧ぐれば左の如し。

十二紀

孟春紀	仲春紀	季春紀	孟夏紀	仲夏紀	季夏紀	孟秋紀	仲秋紀	季秋紀	孟冬紀	仲冬紀	季冬紀
孟春	仲春	季春	孟夏	仲夏	季夏	孟秋	仲秋	季秋	孟冬	仲冬	季冬
本生	養生	盡數	勸學	大樂	音律	蕩兵	論威	順民	節喪	至忠	士節
重己	情欲	先己	尊師	侈樂	音初	振亂	簡選	知士	安死	忠廉	介立
貴公	當染	論人	經徒	適音	制樂	禁塞	決勝	審己	具寶	當務	誠廉
去私	功名	闢道	用衆	古樂	明理	懷龍	愛士	精進	具用	長見	不侵
(五篇)	(五篇)	(五篇)	(五篇)	(五篇)	(五篇)	(五篇)	(五篇)	(五篇)	(五篇)	(五篇)	序意 (六篇)
務本											

八覽

季行覽	慎大覽	先識覽	審分覽	審應覽	離俗覽	恃君覽	開春論
季行	慎大	先識	審分	審應	離俗	恃君	開春
本味	必己	親世	君守	軌一	具備	長利	察賢
首時	下賢	知接	任數	精陰	上德	知分	期賢
義賞	報更	悔過	勿躬	離謂	用民	召類	審爲
長攻	順說	樂成	知度	淫辭	適威	達鬱	愛類
慎人	不廢	察微	慎勢	不風	爲欲	行論	貴卒 (六篇)

六論		慎行論	慎行	無義	疑似	壹行	求人	察傳	(六篇)
貴直論	貴直	直諫	知化	過理	壅塞	原亂			(六篇)
不荀論	不荀	贊能	自知	當賞	博志	貴當			(六篇)
似順論	似順	別類	有度	分職	處方	慎小			(六篇)
土容論	土容	務大	上農	任地	辯土	審時			(六篇)

紀覽の義と總名 十二紀の紀は記なり、國家の治亂存亡の由を記せるにより之を紀と云ふ。八覽の覽は觀なり、周視なり、普く古今の事を視て論述せし意に取りしならん。十二紀八覽六論には各子目に對する總名を有せり、即ち孟春紀有始覽開春論等の類の如し。此等の總名は區別の必要上、假りに其の下に屬せる首篇の題目を冠したるまでにして、名稱そのものには何等總括的意義を有せるものにあらずるなり。

第四章 編次

篇數の意義 呂氏春秋の編次は紀覽論の三大綱に分ち、更に十二八六の子目に別け、各子目に屬せる論説は亦各篇數を一定せしむ。即ち十二紀は每紀五篇づつあり、但し最後の季冬紀の終に收めたる序意の一篇は、十二紀の總序にして、季冬紀の篇數に算すべきものにあらずるなり。八覽には每覽孰れも八篇づつあり、但し第一の有始覽のみが七篇なるは、恐らくは一篇を亡過せしものならん。六論には每論各六篇あり。此の如く整然と三大綱に分ち一定の篇數を有せるは、偶然の事にあらずして、著者の深意が此の間に存せしものならん。然るに古人の此に對して説をなせるものあるを聞かず。余の鄙見を以て付度すれば左の如し。

著者の序意に、凡そ十二紀は治亂存亡を記する所以なり、壽夭吉凶を知る所以なり、上は之を天に揆り、下は之を地に驗し、中は之を人に審にすと云へり。此は十二紀の論説に對する説明なるも、其の天地人に對する思想は全體の編次にも通用せらるべし。十二紀八覽六論の三大綱を立てしは、即ち天地人に象りたるにあらず

るか。十二紀の十二ヶ月に擬したるは、四季の名に於ても徴すべく、全く天に則りたるものにして、紀が覽論の先に居る所以なり。而して毎紀の五篇あるは五行に本づきしものならん。管子の五行篇に、人に六多あり、天地を街(街は通じ)する所以なり、天道は九を以て制し、地理は八を以て制し、人道は六を以て制すと見ゆ。古代の五行思想の上に於ては、八と六との數は、地と人との象徴となれり。呂氏春秋の著者が覽に八の數を取り、論に六の數を取りしは、即ち地と人との象徴であることを示せるものにあらざるか。其の每覽毎論の下に屬せる篇數も、亦地と人との數に一致せしめたるものなるべし。此の如く解し來れば、著者が綱を立て目を分ちし意義も自ら明瞭なるやに覺ゆ。

論著の次第。今各篇の論ずる所に就きて之を檢するに、十二紀の論説は専ら季節に因る如く、八覽六論の論説はほとんども事項の同じきものを集めたる如し。十二紀に就きて言へば、三春紀が私を去り公に就き、慙を制し性を全くすべき事を論ぜ

るは、春の萬物發生の季節に因るものならん。三夏紀が修學殊に音樂の事を論ぜるもの多きは、夏の發育和樂の季節に因みたるものなるべし。三秋紀には攻伐、教守等兵事に關せるもの多し。是れ全く秋の肅殺凋落の季節に因みたるものならん。三冬紀の節喪、安死等死に關する事の多きは、冬の終を告ぐる季節に因みたるものなるべし。

八覽に就きて言へば、審分覽の審分君守任數勿躬知度不二執一の七篇は、専ら主權者の守るべき心得を論じ、審應覽の審應重言精論離請淫辭應言の六篇は、主として言論に關する事を説けり。六論に於ては、慎行論の慎行無義壹行の三篇は、義に關する事多く、貴直論の貴直直諫壅塞は諫言の事に關し、士容論の上農任地辯土審時の四篇は、農事に關せり。此の如く各事類に因りて論著したるものなることは、此の舉例に據りて知らるべし。

第五章 思想

呂氏春秋は幾多の學者に因りて論著せられたるものなるを以て、其の思想も一樣ならず、且其の文も學者の自ら記したるものもあるべく、或は先人の作をそのままに取りたるものもあるべし。漢書の藝文志に三代秦漢の學派を區別して儒家、道家、陰陽家、法家、名家、墨家、縱橫家、雜家、農家、小説家の十家に分てり。今姑く其の區別法に従ひて呂氏春秋中に見はれたる思想の明著なるものを擧ぐれば左の如し。

(一) 道家思想

(二) 儒教思想

(三) 墨家思想

(四) 法家思想

(五) 陰陽思想

(六) 農家思想

是より順を逐うて之を略説せん。

道家思想 道家思想とは老莊派の思想なり。呂氏春秋の各思想中、尤も多き部分を占めたるは此の思想なるべし。其の主權者に向つて、執一の必要を説き、無爲

無能無知の態度を取りて、心を虛靜の地に置き、自然の性命を全くせんことを論ぜし如きは、明白なる道家思想なり。慎大覽の下賢篇に、有道の士を形容したる文の如きは、純然たる莊子の口氣なり。老莊思想は書中到處に散見せるも、全篇其の思想を表現するは、孟春紀の貴公去私の二篇、季春紀の論人篇、審分覽の君守、任數、勿躬、知度、執一の諸篇なり。

儒教思想 書中孔子を初めとし、孔門子弟の言行を引けるもの多く、君臣、父子、夫婦の分の定めざるべからざるを説き、君臣、父子、兄弟、朋友、夫婦の十際の亂るべからざるを論じ、勸學篇に曰く、先王の教は孝より榮なるなく、忠より顯なるなしと。又孝行篇には、孝を以て治國平天下の根本なるを説きて曰く、曾子曰く、身は父母の遺體なり。父母の遺體を行ふ、敢て敬せざらんや。居處莊ならざるは、孝にあらざるなり。君に事へて忠ならざるは、孝にあらざるなり。官に莅みて敬せざるは、孝にあらざるなり。朋友篤からざるは、孝にあらざるなり。戰陳勇なきは、孝にあらざ

るなり。五行違けされば、災親に及ぶ、敢て敬せざらんや」と。此の語は大戴禮の曾子大孝篇に見ゆるものなり。其の他孝經の語、詩書の文を引ける處あれば、儒教思想に受くる所の影からざるを徴すべし。

墨家思想 孔墨又は儒墨と併べ稱せるは、戰國季世の風なるが、呂氏春秋にも屢孔子と墨子とを併べ稱し、且墨子流派の人の事を引けると少からず、「義は萬事の紀なり」と云ひ、「義は百事の始なり、萬利の本なり」と云へる如きは、墨子の貴義篇に「萬事は義より貴きものなし」と云へる論に一致し、殊に仲春紀の當染の一篇は、墨子の所染篇と同一の文なれば、直に墨子の文を取りて其の編に收めたるものなり。但し墨子は非戰を主張し、音樂の廢止説を唱へしが、呂氏春秋の著者は反對にして、音樂の必要を認め、戰爭の避くべからざる所以を説けるは、墨家者流と異なる點なり。

法家思想 賞罰は人主の柄にして、人民をして争つて水火にも入らしむるは、賞罰に因れりと説けるは、法家思想なり。然れども韓非の如く法律至上主義にあら

ず、寧ろ賞罰を以て第二義となし、嚴罰厚賞は衰世の政なり」と云ひ、「天下及び國を爲むるは、徳を以てするに如くなく、義を以てするに如くなし。徳を以てし義を以てすれば、賞せずして民勸み、罰せずして邪止む」と云へる如きは、徳治主義を謳歌せるものなり。君主の官吏を統禦する術として、名實參驗と云へることあり。即ち名を以て實を責め、言を以て行に驗する法なり。此は尹文子の名法論、申不害の形名説より出でたるものにして、韓非の專ら稱道せし所なり。呂氏春秋にも亦此の意見あり、審分篇に曰く、「有道の主、其の羣臣を使ふ所以のものは、亦辨あり。其の辨は如何。名を正しくし分を審にするは、是れ治の辨のみ。故に其の實を按じて、其の名を審にし、以て其の情を求め、其の言を聽きて、其の類を察し、放悖せしむることなし。夫れ名多く其の實に當らず、事多く其の用に當らざる者あり。故に人主は以て名分を審にせざるべからざるなり」と。是れ豈に申韓と其の見を同じくせるものにあらずや。又呂氏春秋に法律は時代に順ひて變化するものなれば、現代法の守る

べく、先王の法の法るに足らざること論じて曰く、「古の命(命令)は今に通ぜざるもの多く、今の法は古の法に合はざるもの多し。……先王の法胡ぞ得て法るべけん。……國を治むるに法なければ則ち亂る。法を守りて變ぜざれば悖る。悖亂は以て國を持すべからず。世易はり時移れば法を變ずるは宜なり」と。商鞅・韓非が崇古主義を排撃せるものと其の軌を一にせり。

陰陽思想 陰陽五行思想の存することは、十二紀の每紀首に見ゆる四季十二月の文、最も露骨に之を證明し、有始覽の應同篇にも、五行の旺勝を説けば、其の思想を確むべし。此の四季十二月の文は、古代に於ける詳密なる曆書の遺物ともなすべく、管子の幼官篇四時篇にも此に似たるものあり。蓋し陰陽家の傳ふる所にして、管子も其の説に本き、呂氏春秋の著者も、亦據りて此の文を作りしものならん。一説に呂氏春秋の著者の筆にあらずして、其の以前の人の作に係かるとも云ふ。禮記の編者が取りて禮記に入れ、月令と名づけしは、即ち此の文なり。

農家思想 呂氏春秋の士容論中に、農業が國家の根本なる事等を論じたるは、全く農學派の説に取りたるものなり。清の畢沅の説に曰く、「上農、任地辨土等の篇は、后稷の言を述べ、亢倉子の載する所と略同じければ、周秦以前の農家者流相傳へて、后稷の説となせること疑なきなり」と、此の畢沅の考證は、呂氏春秋の著者が農家者流の學に受けしことを立證せるものなり。

呂氏春秋の有せる思想の雜駁にして、一様ならざること上述の如し。漢書の藝文志に雜家の定義を與へて、「雜家者流、は議官より出で、儒墨を兼ね、名法を合はす」と云ひ、而して呂氏春秋を雜家者流の中に入れたり。呂氏春秋は正しく、雜家者流なり、嘗に儒墨名法を兼合せるのみならず、道家・陰陽家・農家の諸流にも出入せるものなり。

第六章 流傳及び評注

顯晦 呂氏春秋は漢代に在りて頗る著作家の材料となれり。禮記の編者が此の書の十二紀を取りて月令となしし事は前に述ぶる如し。淮南王安の淮南子にも亦此を取りて時則訓となす。河間獻王は其の客と此の書の大樂適音を采りて樂記を作り、司馬遷は多く其の説を取りて世家律歷書を作れり。漢代には此の如く重用せられしも、魏晉以後は埋没して久しく顯はれず。宋に及び漸く學者の既ぶ所となり、明以後數回校定上木せられ、大に世に行はれぬ。

注釋 後漢の高誘は始めて此の書に注せり、其の文簡略にして誤謬少からず。宋に入りて陸放翁は之が評をなせり。清に至り畢沅は元明の諸本を集めて、異同を校訂し、高氏の誤を正して、新に注釋を施せり。呂氏春秋の注釋書としては、此を以て第一となすべし。其の後梁玉繩は呂子校補二卷、呂子校續補一卷を撰び、蔡雲は呂子校補獻疑一卷を撰び、陳昌齊は呂氏春秋正誤を著す。俞樾の諸子平議にも呂氏春秋に及べり。

傳來 呂氏春秋の我邦に傳來せしは、何れの時に在るかを審にせず。本朝見在書目の雜家部に「呂氏春秋廿六呂不韋撰高誘注」とあれば、平安朝時代には渡來し居たることは明なり。徳川時代に至り、物徂徠は讀呂氏春秋四卷を著して、舊説の紕繆を訂正したり。徂徠は畢沅に先つこと六十餘年なり。其の古義に功あるは、畢氏の下に在らず。尋で戸崎允明は補訂讀呂氏春秋五卷を作れり。而して明の宋邦父校本の翻刻も出で、畢沅注の本も覆刻せられたり。

大正九年八月

岡田正之識

孟春紀第一の圖解... 孟春紀第一の圖解... 孟春紀第一の圖解...

呂氏春秋 卷第一



一日。孟春之月。日在營室。昏參中。且尾中。其日甲乙。其帝太皞。其神句芒。其蟲鱗。其音角。律中太簇。其數八。其味酸。其臭羶。其祀戶。祭先脾。東風解凍。蟄蟲始振。魚上冰。獺

一に曰く、孟春の月、日は營室に在り。昏に參中し且に尾中す。その日は甲乙。その帝は太皞。その神は句芒。その蟲は鱗。その音は角。律は太簇に中り、その數は八。その味は酸。その臭は羶。その祀は戶。祭るときは脾を先にす。東風凍を解き、蟄蟲始めて振き、魚氷に上り、獺魚を祭り、候鴈北よりす。天子青陽の左个に居り、轡輪に乗り、蒼龍に駕し、青旂を載て、青衣を衣、青玉を服し、麥と羊とを食ふ。その器は疏にして以て達らしむ。この月や立春なるを以て、立春に先つこと三日、太史これを天子に謁けて曰く、「某日は立春なり。盛徳は木に在り」と。天子乃ち齋す。立春の日、天子親ら三公九卿諸侯大夫を

祭魚。候。鴈。北。天子居青陽左个。乘鸞。駕蒼龍。載青旂。衣青衣。服青玉。食麥與羊。其器疏。以遠。是月也。以立春。先立春三日。太史謁之。天子曰。某日立春。盛德在木。天子乃齊。立春之日。天子親率三公九卿諸侯大夫。以迎春於東郊。還乃賞。卿諸侯大夫於朝。命相

率の、以て春を東郊に迎へ、還りて乃ち卿諸侯大夫を朝に賞す。相に命じて、徳を布き命を和け、慶を行ひ恵を施し、下兆民に及し、慶賜遂行せられ、當らざることある無からしむ。迺ち太史に命じ、典を守り法を奉じ、天の日月星辰の行を司り、宿離忒はず、經紀を失ふ無からしむ。初を以て常となす。この月や、天子乃ち元日を以て、穀を上帝に祈む。乃ち元辰を擇びて、天子親ら耒耜を載ち、これを參保介と御との間に措く。三公九卿諸侯大夫を率ゐて、躬ら帝の籍田を耕す。天子は三推し、三公は五推し、卿諸侯大夫は九推す。反りて爵を太寢に執る。三公九卿諸侯大夫みな御す。命けて勞酒と曰ふ。この月や、天氣下降し、地氣上騰し、天地和同し、草木繁動す。王農事を布く。田に命じて東郊に舍り、みな封疆を修めて、審に徑術を端し、善く丘陵阪險原隰、土地の宜しきところ、五穀の殖するところを相、以て民を教導す。必ず躬これを親らす。田事既に勤め、まづ準直を定むれば、農乃ち惑はず。この月や、樂正に命じ、學に入り舞を

布徳和令。行慶施惠。下及兆民。慶賜遂行。無有不當。還命太史。守典奉法。司天日月星辰之行。宿離不忒。無失經紀。以初爲常。是月也。天子乃以元日。祈穀于上帝。乃擇元辰。天子親載耒耜。措之參于保介之御。躬諸侯大夫。躬耕籍田。天子三推。三

習はしむ。乃ち祭典を修め、命じて山林川澤を祀るに、犧牲に牝を用ふる無からしむ。木を伐るを禁止し、巢を覆すことなく、孩蟲胎天飛鳥を殺すこと無く、麤するなく、卵するなく、大衆を聚むる無く、城郭を置つる無く、略を拵ひ體を養めしむ。この月や、以て兵を稱ぐべからず。兵を稱ぐれば必ず天殃あり。兵戎起らずんば、以てわれより始むべからず。天の道に變る無く、地の理を絶つ無く、人の紀を亂す無かれ。孟春に夏令を行へば、則ち風雨時ならず、草木早く楛れ、國乃ち恐あり。秋令を行へば、則ち民大に疫し、疾風暴雨數々至り、藜莠蓬蒿並び興る。冬令を行へば、則ち水潦敗を爲し、霜雪大に擊ち、首種入らず。

● 孟春は、春の初にて正月、孟は初也。無室は二十八宿の星の名、北方にあり。この月に、日がこの宿を運行す。● 春、陽とも、二十八宿の星の名、春は西方、陽は東方に在り。この月の朝夕にこの二星のめぐりて陽の中央にあらはる、之を中すといふ。● 甲乙は十干の名、これを木火土金水の五行にわりあつれば木にあたる。春夏秋を五行にわりあつれば、春は木にあたる、故に甲乙といふ。● 帝は天帝。太皞は伏羲氏、木槌を以て王たり。死して東方に祀り、木槌の帝となすが故に、春の神とす。● 神は帝を助くる神。句芒は少皞氏の子、木槌の帝をたすけ、死して木をつかさどる神となれり、故にいふ。● 鴈は魚鷹、五風の一、五行にあつれば、木にあたる。

公五推。卿諸侯大夫九推。反執爵于太廟。三公九卿諸侯大夫皆御。命曰勞酒。是月也。天氣下降。地氣上騰。天地和同。草木繁動。王布農事。命田舍東郊。皆修封疆。春端二徑術。善相二丘陵。阪險原隰。土地所宜。五穀所殖。以教道民。必躬親之。田事既飭。先定準直。農乃

故にいふ。諸これが長たり。角は五音の一、五行の木にあたる。太極は陽律にて、律呂を十二ヶ月に配し、これを正月にあつ。天地の氣が五行を生成するには、天三と地八と配して東に木を成す、今それを略して其八といふ。● 農は五味の一、五行の木にあたる。● 禮は五典の一、五行の木にあたる。● 戸は五祀の一、五行の木にあたる。戸の神を祭る也。● 屏は五國の一、五行の木にあたる。故に戸を祭るには、犧牲の屏を第一に供ふ。● 魚は動也、もきいづるなり。魚は四時を屬。刑はかばをそ、鯉魚を取り、水邊に陳ぬるにて、世にこれを魚を祭るといふ。候は時候によりてうつりゆく候の意。● 青陽とは、明堂の東房の名、これを左介と中央と右介との三室に分つ。介はなほ偏といふが如し。天子がこゝにありて政を親る。● 鸞鳥とは、鸞鳥の形をなしたるナツをつけたる大車。● 蒼龍とは、深青色の龍馬也。馬の八尺以上なるを龍といふ。青所は青徳の文調の意。青色は春の色にて、五行にあつれば、木にあたる。● 變は五穀の一、羊は五畜の一、共に五行に配すれば木にあたる。● 麋の彫刻の儀は、相疏にして直運するやうにし、陽氣の射出するに象らしむ。● 冬至の後四十六日にして立春なり。立春の節は多くこの月にあるなり。太史は國の六典を掌り、歳時を正し以て事を序するもの。● 陽は告也。● 天地間の萬物生育の盛徳は、五行の木に屬す。● 斯すとは、食と厨とを變じ、つゝしみて身體を清むる也。● 東郊は、東方八里の郊。實すとは、爵祿の賞を行ふをいふ。● 相は三公。● 禮は時祭也。● 農は實也。● 典は六典。● 法は八法にて、古先帝王の法典。式は定也、たがふ也。● 經紀は天文の道。● 度數。● 牽牛星の初より起るを常とす也。● 一統に初は天文家漢少の書制を謂ふと、亦通ず。● 元日は神日、元は善也。上善は天帝。祈を求也、もとむ也。● 元辰は神日、元は善、辰は十二支の子より亥にいたる日をいふ。● 未紀は神日にて、すき。● 參保介は車右にて、甲を著て天子を守る書樂の書、そへのり。● 御は御者。この所の原文「措之于保介之御間」は姑く「置之于參保介之御間」に作るに從つて訓讀す。● 備田は

不惑。是月也。命樂正。入學習舞。乃修祭典。命祀山林川澤。犧牲無用。牝。禁止伐木。無覆巢。無殺孩。胎天。飛鳥。無廢無卵。無聚大衆。無置城郭。揀諸。是月也。不可稱兵。稱兵。必有天殃。兵戎不起。不可從。我始無變。天之道。無絕。地之理。無亂。人之紀。五春行

備田にあり、天子の上帝を始め諸の神を祀るに供ふる穀物を作る爲めの田也。● 三推とは、耒耜を以し三度耕すこと、推は耒耜を推す意。● 爵は、酒杯にて、雀の形をしたるもの。雀は通ず。太極は政堂。表。殿に其を開く也。● 勞酒とは、軍臣をねぎらふに酒を以てする意。● 天氣は陽氣、地氣は陰氣、鳥の泰卦の乾下坤上の象にて、陰陽二氣の交り和する意。● 田は田畝にて、農を主る官。東郊は農郊也。即ち、農大夫に命じて、東郊に舍止し、田事を監視せしむ。封疆は界也。徑は田の間のあぢみち。術は迂に通ず、田間の溝。原、廣くして平なる地。隴は、ひく、してしめりたる地。相は視也。● 防は動也、いましむ也。● 準直は、標準也。● 樂正は樂官の長。● 國學に入り、國子を教へ、舞樂を講習せしむる也。● 山林川澤は百物の生ずるところなるが故に祀る也。● 牝を殺せば、はらめるものを殺すもそれあるが故に用ひず。● 木を伐る云々とは、春は木は長養すべければなり。● 孩は幼也。胎は母體にあるもの。天は生れたるばかりのもの。● 飛鳥は漸くにして飛び得るにいたれるもの。● 覆するなくとは、獸の子を殺すなくの意、● 巢は鳥の子、轉じて、獸の子。大衆を聚むる云々とは、農業者の始を妨ぐるもそれあるが故なり。● 船は舟也。● 體は肉のつづるもの。● 道に通塞せる死屍を埋藏する意にて、木徳に順ひ、仁風をたつとぶ意を示す也。● 稱は舉也。● 殃は咎也。● 其の意は生氣を害するを以て也。● 變は展也、もとる也。● 人の紀は人の道。● 合は政令也。● 其の意は、春は木をり、夏は火をり、秋は金にして殺、然るに春に秋の政令を行へば、故に天氣和せず、● 國人懼恐すといへる也。● 春は木にして仁、秋は金にして殺。然るに春に秋の政令を行へば、氣和せずして、民疫病に悩むにいたる。● 此れ金が冬の水を生じ、木と相あかすが故に、風雨しばしば至り、● 聖草滋生し、● 新芽繁茂ならび興るにいたるとも、● 春ははげま。● 蓬蒿はよもぎ。● 春は陽にして、冬は陰なり。● 然るに、春に冬の政令を行へば、陰が陽に乘じ、爲に、水涼があふれて地を散り、霜や雪が大に穀物を傷害す

夏令。則風雨不時。草木早凋。國乃有恐。

行秋令。則民大疫。疾風暴雨。數至。黍莠蓬蒿並興。行冬令。則水潦爲敗。霜雪大集。首種不入。

るが故に成敗せずと也。故を始しとは、把握して地を致る也。學ちとは、勇烈しくなりて傷けやぶるをいふ。首種は穀物。或は穀類中第一番に種うるもの也。入らずはみのちざるをいふ。

二曰。始生之者天也。養之者人也。能養天之所生。而勿擾之。謂之天子。天子之動也。以全天下爲故者也。此官之所自立也。立官者。以全生也。今世之惑主。多官而反以生

本生

二に曰く、これを始生するものは天なり。これを養成するのは人なり。能く天の生するところを養ひて擾るなき、これをこれを天子と謂ふ。天子の動くや、天に全ふを以て故を爲すものなり。これ官の自りて立つところなり。官を立てるものは、以て生に全ふなり。今世の惑主、官を多くして、反つて以て生を害するものは、以て生に全ふを失ひてこれを立つるなり。これを養ふれば、兵を修むるもの、以て寇に修ふるが若きなり。今兵を修めて、反つて以て自ら攻むるは、則ちまた爲すところを失ひてこれを修むるなり。それ水の性は清けれども、土のこれを相すが故に、清きを得ず。人の性は壽けれども、物のこれを相すが故

害。則失所爲立之矣。養之若修兵者。以備寇也。今修兵而反以自攻。則亦失所爲修之矣。夫水之性清。土者相之。故不得清。人之性壽。物者相之。故不得壽。物也者。所以養性也。非所以性養也。今世之人。惑者多以性養物。則不知輕重也。不知輕重。則重者爲輕。輕

に、壽きを得ず。物なるものは、性を養ふ所以なり、性の養ふ所以にあらざるなり。今世の人、惑へるものは、多く性を以て物を養ふ、則ち輕重を知らざるなり。輕重を知らずんば、則ち重きものを輕しとなし、輕きものを重しと爲す。此の若くば、則ち動く毎に敗れざるはなし。これを以て君と爲れば恃り、これを以て臣と爲れば亂し、これを以て子と爲れば狂す。三つのもの國に一つあらば、幸なくば必ず亡びん。今こゝに聲あり。耳これを聴くは、必ず憚ればなり。已にこれを聴きて、則ち人をして驚せしむれば、必ず聴かじ。こゝに色あり。目これを視るは、必ず憚ればなり。已にこれを視て、則ち人をして盲せしむれば、必ず視じ。こゝに味あり。口これを食ふは、必ず憚ればなり。已にこれを食ひて、則ち人をして瘡せしむれば、必ず食はじ。この故に、聖人の聲色滋味に於けるや、性に利あれば則ちこれを取り、性に害あれば則ちこれを舍つ。これ性に全ふの道なり。世の富貴なるもの、その聲色滋味に於けるや、惑多きものは、

者爲重矣。若此則每動無不敗。以此爲君悖。以此爲臣亂。以此爲子狂。三者國有一焉。無幸必亡。今有聲於此。耳聽之。必憚。已聽之。則使入。入。則必弗聽。有。色。於此。目視之。必憚。已視之。則使入。入。則必弗聽。有味。於此。口食之。必憚。已食之。則使入。入。則必弗食。是故聖人之

日夜求む。幸にしてこれを得れば則ち通す。通すれば、性惡んぞ傷れざるを得ん。萬人弓を操り、共にその一招を射る、招中らざるなし。萬物章章たり。以て一生を害す、生傷れざるなし。以て一生を便す、生長からざるなし。故に聖人の萬物を制するや、以てその天に全ふなり。天全へば則ち神和し、目明かに、耳聰に、鼻臭に、口敏に、三百六十節みな通利す。此の若き人は、言はずして信に、謀らずして當り、慮らずして得、精天地に通じ、神宇宙を覆ふ。その物に於ける、受けざるなきなり、裏まざるなきなり。天地の若く然り。上は天子と爲りて驕らず、下は匹夫と爲りて憚えず。これこれを全徳の人と謂ふ。貴富にして道を知らず、適足以て患を爲すは、貧賤なるに如かず。貧賤の物を致すや難し。これを過さんと欲すと雖も、奚んぞ由らん。出づるには則ち車を以てし、入るには則ち轡を以てし、務めて以て自ら佚す、これを命けて招驥の機と曰ふ。肥内厚酒、務めて以て自ら墮ふ、これを命けて爛腸の食と曰ふ。驕曼嗜齒、鄭衛の

於聲色滋味也。利於性則取之。害於性則舍之。此全性之道也。世之貴富者。其於聲色滋味也。多惑者。日夜求。幸而得焉。性惡得。不傷。萬人操弓。其別其一。招物。章章。以害一生。生無不傷。以便一生。生無不長。故聖人之制萬物也。以全其

音、務めて以て自ら樂む、これを命けて伐性の斧と曰ふ。三患は貴富の致すところなり。故に古の人、貴富なるを肯ぜざりしものあり。生を重んずるに由りての故なり。奪るに名を以てするにあらざるなり。その實を爲せるなり。則ちこの論をこれ察せざるべからざるなり。

● 始生は、初めて萬物をこの世に生ずるもの、始は初也。養成は、これを養ひてその生を成らしむるもの。● 獲は興也、もとる也、そむく也。● 天は性也。全は順也、したがふ也。故は事にて、政治。● 官は正也、正してよくするもの。自は從也、より也。● 生は性に同じ。● 君主は、あやまれる王。主は王を謂ふ。即ち、今世の君主は、多くの官を立て、賢明ならざるものをこれに任じ、以て亂のもとをなすが故に、その生を害す。これその正當の處置をあやまりて官を立つといふもの也。● 兵は、攻め入りてあたをなすもの。● 乘の始は乗が長城を築きて備に備へんとし、却つて自ら亡びしが如きは、その兵を修むる法をあやまれる例なり。● 招は騙也。● 物は、貨財等の外物。● 貨財等の如きものは、人の生を養ふ所以のものにて、性が之を養ふべきには非ず。然るに世の惑へるものは、これを以て生を養はんとはせずして、却つて性を以て物を養ふに至る。それ無節無義のもの、外物のために、その身を支配せらるゝが如きことをせず。これに反して、有欲有損の惑へるものは、外物に支配せられて、その生をやぶる。これ即ちその性に順ふをなまらずして、性を以て外物を養はんとし、誘にその生を害するにいたるなり也。● 無は物にたとへ、是は身にたとふ。● 桴は興也、道理にそむく也。● 幸なくば云々と、たとひ、その圖に幸ありとも、かつなは危し。もし幸なくば、その圖の必ず亡ぶるにいたるとも

之爲我有。而利我亦大矣。論其貴賤。爵爲天子。不足以此比焉。論其輕重。富有天下。不可易。論其安危。一曙失之。終身不復得。此三者。有道者之所慎也。有慎之而反害之者。不達乎性命之情也。不達乎性命之情。慎之何益。是師者之愛子也。不免乎枕之。以枕。

道あるものの、慎むところなり。これを慎んで反つてこれに害せらるゝものあり、性命の情に達せざるなり。性命の情に達せずんば、これを慎むとも何ぞ益せん。これ師たるものの子を愛するなり、これに枕するに穢を人てするを免れず。これ孽なるものの嬰兒を養ふなり。雷に方りてこれを堂に窺ふ。殊に慎むを知らざるものあり。それ慎むを知らざるものは、これ死生存亡、不可、未だ始より別あらざるなり。未だ殆より別あらざるものは、その謂はゆる是も未だ嘗て是とならず、その謂はゆる非も未だ嘗て非とならず。その謂はゆる非を是とし、その謂はゆる是を非とす。これこれを大惑と謂ふ。此の若き人は、天の禍するところなり。これを以て身を治むれば、必ず死し必ず殃し、これを以て國を治むれば、必ず残し必ず亡す。それ死殃殘亡は、おのづから至るにあらざるなり、惑のこれを召くなり。壽長の至るも常にまた然り。故に道あるものは、召くところを察せずして、そのこれを召くものを察す。則ちその至るや禁すべからず。

是尊者之養嬰兒也。方雷而窺之。于堂。有二珠。弗知。慎者。夫弗知。慎者。是死生存亡。不可。未始有別也。未始有別者。其所謂是。未嘗是。其所謂非。非其所謂非。非其所謂是。此之謂大惑。若此人者。天之所賜也。此以治身。必死。必殃。以此治國。必殘。必亡。夫死

この論熱せざるべからず。烏獲をして疾く牛尾を引かしめ、尾絶え力勤くとも、牛行かしむべからざるは、逆なればなり。五尺の豎子をしてその櫓を引かしむとも、牛の恣に之く所以は、順なればなり。世の人主貴人、賢不肖となく、長生久視を欲せざるなし。而も日にその生に逆ふ、これを欲すとも何ぞ益せん。およそ生の長するは、これを順にすればなり。生をして順ならざらしむるものは、欲なり。故に聖人は必ずまづ欲を適にす。室大なれば則ち陰多く、臺高ければ則ち陽多し。陰多ければ則ち變し、陽多ければ則ち痿す。これ陰陽適せざるの患なり。この故に、先王は大室に處らず、高臺を爲らず、味衆珍ならず、衣燂熱ならず。燂熱なれば則ち理塞り、理塞れば則ち氣達せず。味衆珍なれば則ち胃充ち、胃充つれば則ち中大に觀す。中大に觀して氣達せず。これを以て長生得べけんや。むかし先聖王の苑圃園池を爲るや、以て觀望して形を勞ふに足りしのみ。その宮室臺榭を爲るや、以て燥溼を辟くるに足りしのみ。その輿馬衣裘を爲るや、

殃。殃亡。非二自至也。惡召之也。壽長至常亦然。故有道者。不察其所召。而察其召之者。則其至不可禁矣。此論不可不熱。使鳥獲疾引。牛尾尾。絕力動。而牛不可行。逆也。使五尺童子引其棰。而牛恣所以之。順也。世之人主貴人。無不買不肖。莫不買長生久視。而日逆其生。

以て身を逸んじ骸を煖むるに足りしのみ。その飲食醜醜を爲るや、以て味を適にし虚に充つるに足りしのみ。その聲色音楽を爲すや、以て性を安んじ自ら娛むに足りしのみ。五つのものは、聖王の性を養ふ所以なり。儉を好み費を惡むにあらざるなり。性に節にするなり。

● 惟は弊の時の巧なる工人也。至巧は極めて巧なること。伊はその指にて作りしもの、極めて巧なりきといへども、ものれに對しては何等の益なき故に愛せざるなり。これに反して、ものが指は、惟の如く巧ならざれども、なほものが用をなすが故に、これを愛すと也。● 崑山は、崑崙山にて、山名。これより出づる玉は、三日三夜、鑽より夜光の明珠出づ。蓋し珠の美なるものなり。江漢は、揚子江、漢水にて、川の名。これ共に上等ならざる寶石なり。しかもこれを愛するは、これを私するれば、ものが用をなし、その利を得るが故なりと也。● 天子の爵よりも、ものが生命は大切なりと也。● 天下の富を以てすともものが生命と交換することを得ずと也。● 一唱は、一朝、一旦と同じ。即ち、貴賤は安んずる所以なり、富貴は危き所以なり、一日その安んずる所以を失はば、終身またこれを得る能はずと也。● 三つのものとは、善賤、輕重、安危の分別也。道は無爲をたつとび、この三つのものをたつとばず。故に道有するもの慎むものなりと也。● 貴を守りて爲すなく、貴を輕んじて身を重んじ、時に當りて行ふべくば則ち行ひ、止るべくば則ち止りて反つてその富を被るものあるは、これ生命といふもの眞意を明に理解せざるものなりと也。● 師は賢師、目の見えざるもの。恰も賢師

欲之何益。凡生之長也。順之也。使生不順者。欲也。故聖人必先適欲。室大則多陰。多陰則多陽。多陽則多陰。多陰則多陽。多陽則多陰。此陰陽不適之患也。是故先王不處大室。不爲高臺。味不寒。珍衣不燠。熱燠則理寒。理寒則氣不達。味寒則參則胃充。胃充則中大。執而氣中。大執而氣

がその子を見て、これに就せしむるに、愛を以て造りたる就せしむるに異ならず。愛は、人の目をくらまし易くして、これを利するものにあらずるに、己れ賢なるが爲めにそれに氣づかざる也。● 聖は耳きこえざるもの。嬰兒はみどり子。聖者は賢の聲を聞かず、故に頓頓自ら拍ち咄咄を解謝するをせずして反て餘歩して兎を堂に獲ふと也。蓋し賢者の道を誤るを謂ふ也。● 殊はなほ甚だといふが如し。かくの如く甚だ慎むを知らざるものありと也。● 別は分別にて理解。● ものれは是とするところは、衆人の非とするところなるが故に、未だ嘗て是ならずといふ也。又その非とするところは、衆人の是とするところなるが故に、未だ嘗て非ならずといふ也。● 衆人の是とするところをものれのみ非とし、衆人の非とする所をものれのみ是とするが故に、これを大惑といへるなり。● 殃はわざはひ。理はそこなふ。亡ははるぶ。● 善長は命長きこと。これ亦仁義を以て之を召くとも也。● 善善註迂曲、姑く私意を以て解するに蓋し有道の士は、其召く所の如何を察せずして、その之を附ける者即ち何がそれを招いたかといふ其根本を察すとの意ならんか。● この則の字一句を解して「亦然り」に應ずと見るべし。夏の湯王、殷の湯王は、ものを罪して善に過みしかば、その興るや勃然たり。夏の桀王、殷の紂王は、ものを賣りて人を罪せしかば、その亡ぶるや忽焉たりき。みなものれ自ら召くなり。いかでかこれを禁制し得べきと也。● この説、よく知らざるべからずと也。● 鳥獲は秦の武王の力士、能く千鈞を懸けたりといふ。前は獲く也、つくる也。● 五尺は十二三歳、一尺は二歳半也。聖子は未だ冠せざる子供。權は、木を巻いて作りたるものにて、牛の鼻にとはすもの。● 人主は王者。諸侯をいひ、貴人は公卿大夫をいふ。長生久視とは命長き也。● 視は活也、いきる也。● 王者、貴人の行ふ所は淫侈にして欲を縱にし、暴逆反戾にして、生の道に順はず、日に行ふところは、その生の道に逆はざるなし。しかも長生を得んと求むるは、恰も鳥獲が牛尾を引き、尾を絶つともなほ牛をして歩ましむること能はざるが如し。かゝる逆を行ひて長生せんと欲するとも、何ぞ益せんとも也。

不遠。以此長
 生可得乎。昔
 先聖王之爲
 苑囿園池也。
 足以觀望勞
 形而已矣。其
 爲宮室臺榭
 也。足以辟燥
 溼而已矣。其
 爲典馬衣裳
 也。足以逸身
 煖骸而已矣。
 其爲飲食醴
 醢也。足以適
 味充虛而已
 矣。其爲靡色
 音樂也。足以
 安性自娛而
 已矣。五者聖
 王之所二以
 養性也。非二
 好儉而惡費
 也。節乎性一
 也。

欲は情欲 酒は節也、ほどよくする也 室は家、陰は日のあたらぬところ。塵は土を高く盛りて、遠方
 を眺め得るやうにつくりたるところ。囿は日のあたること 塵は塵に逆ひておこる疾。塵は塵にて、みどり、
 歩む能はざる疾 塵は塵ならずとは、多くの珍味を食はずと也、胃を傷ればなり。塵は塵ならずとは、強めて腹を
 ど衣を厚くせずと也。煖は厚也 理髪りとは、髪を閉結して、血行上るしからずと也。氣運せずとは、新陳の
 代謝十分ならずと也。通は通也 穀は酒也、食氣に勝たざる也。胃病也 苑囿は禽獸をやしなふところ、
 大なる苑といひ、小なるを園といふ。園は果樹をうるところ、穀類は遊獵にて、行きて飼てたのしむ也。形は
 體、勢はねざらひ蔽む也 宮は宗廟、室は家、榭は屋根のある物見臺。榭は日光のためにかわきずること。溼
 は雨濕のためにしめりすぎること 典は乗りもの。衣は衣にてつくりたる衣。煖は安也 醴は米にてつ
 くりたる清酒。一説に麥にてつくりたる、すみたる粥なりと。醢は酒、醢は醢也 醢は米にてつ
 角微羽也。色は、五色にて、青黃赤白黒也。性は生命 節は和に同じ。その情性をほどよくして、度を過ぎし
 めざるをいふ

貴公

四曰。昔先聖
 王之治天下
 也。必先公。公
 則天下平矣。
 平得於公。嘗
 試觀於上志。
 有得天下者
 衆矣。其得之
 以公。其失之
 必以偏。凡主
 之立也。生於
 公。故鴻範曰。
 無偏無黨。王
 道蕩蕩。無偏
 無傾。道王之
 無。無或作好。
 道王之。無
 或作惡。道主
 之路。天下非
 一人之天下。

四に曰く、むかし先聖王の天下を治むるや、必ず公を先にせり。公なれば則ち
 天下平かなり。平は公に得るなり。嘗て試みに上志を觀るに、天下を得るある
 もの衆し。そのこれを得るや公を以てし、そのこれを失ふや必ず偏を以てせり。
 およそ主の立つや、公に生ず。故に鴻範に曰く、「偏なく黨なければ、王道蕩蕩た
 り。偏なく傾なく、王の義に違ふ。好を作すこと或る無かれ、王の道に違へ。
 惡を作すこと或る無かれ、王の路に違へ」と。天下は一人の天下にあらざるなり。
 天下の天下なり。陰陽の和は一類を長ぜず。甘露時雨は一物に私せず。萬民の
 主は一人に阿らず。伯禽將に行かんとす。魯を治むる所以を請ふ。周公曰く、
 「利して利する勿かれ」と。荆人弓を遺ふものあり、而も索むるを肯せずして
 曰く、「荆人これを遺ひ、荆人これを得。また何ぞ索めん」と。孔子これを聞いて
 曰く、「その荆を去りて可なり。」老聃これを聞いて曰く、「その人を去りて可
 なり」と。故に老聃は則ち至公なり。天地は大なり。生ぜしめて子とせず、成し

也。天下之天下也。陰陽之和。不長一類。甘露時雨。不私一物。萬民之主。不阿一人。伯禽將行。請所以治魯。周公曰。利而勿利也。利而有遺。弓者。而不肯索。曰。利人遺之。利人得之。又何索焉。孔子聞之。曰。去其利。而可矣。老聃聞之。曰。去其人。而可矣。故老聃則至公矣。

て有せず。萬物はみなその澤を被り、その利を得て、その由りて始るところを知らなし。これ三皇五帝の徳なり。管仲病めるあり。桓公往きてこれを問ひて曰く、「仲父の病むや、漬むこと甚し。國人諱けず。寡人將に誰にか國を屬せんとする」と。管仲對へて曰く、「昔者臣力を盡し智を竭し、なほ未だ以てこれを知るに足らざるなり。今病んで朝夕の中に在り、臣奚ぞ能く言はん」と。桓公曰く、「これ大事なり。願はくは仲父の寡人に教けんことを」と。管仲敬んで諾して曰く、「公たれをか相とせんと欲する」と。公曰く、「鮑叔牙は可ならんか」と。管仲對へて曰く、「不可なり。夷吾は鮑叔牙と善し。鮑叔牙の人と爲りや、清廉潔直にして、おのれに若かざるものを視、人に比せず。一たび人の過を聞きては、終身忘れず。已む勿くんば則ち隲朋それ可ならんか。隲朋の人と爲りや、上に志して下に求め、黃帝の若くならざるを醜ぢ、おのれに若かざるものを哀む。その國に於けるや、聞かざるあるなり。その物に於けるや、知らざるあるなり。」

天地大矣。生而弗子。成而弗有。萬物皆被其澤。一得其利。而莫知其所以由始。此三皇五帝之徳也。管仲有病。桓公往問之。曰。仲父之病矣。漬甚。國人弗諱。寡人將誰屬。管仲對曰。昔者臣盡力竭智。猶未足以知之也。今病在朝夕之中。臣奚能言。桓公曰。此大事也。

の人に於けるや、見ざるあるなり。已む勿くんば則ち隲朋可なり」と。それ相は人官なり。大官に處るものは、小察を欲せず、小智を欲せず。故に曰く、大匠は斷らず、大庖は豆せず、大勇は鬪せず、大兵は寇せずと。桓公公を行ひ私惡を去り、管子を用ひて五伯の長と爲り、私を行ひ愛するところに阿ひ、豎刁を用ひて蟲、戸より出でたり。人の少なるや愚、その長するや智、故に智にして私を用ふるは、愚にして公を用ふるに若かず。日に酔ひて而も服を飾へ、私利にして而も公を立て、貪戾にして而も王たるを求めんとするは、舜も爲す能はず。

● 公は正也、正しくしてかたよりたるところなき也 ● 平和也、相和してよく治る也 ● 得るとは、公は出づといふがごとし ● 上定はむかしの記録 ● 鮑は私をばさみかたよりて正しからざる也 ● 清濁は善惡の差をいへるなり。今文を異なれり。蓋は互に惡事をかくして助けあふ仲間、王道は王善道を治むるの道。善は平易也、相和してよく治るをいふ ● 願はかたよりて公平なざる也。王の徳は虚偽にて、王のこの徳を治むる至大の道。難は法也 ● 好はすきこのみかてひきをする也 ● 惡はみだりに人をにくむ也。或は有に同じ ● この天下は一人のものゝ私し得んこととあるにあらざると也 ● 隲と隲とが相和して萬物を平等に生ぜしむるにて、ある一類のみを特に養生せしむるが如きことをなまざると也 ● 私せずは與比せずの意 ● 阿は私

五曰。天無私覆也。地無私載也。日月無私燭也。四時無私行也。行其德而萬物得遂長焉。黃帝曰。聲禁重。色禁重。衣禁重。香禁重。味禁重。室禁重。堯有子十人。不與其子而授舜。舜有子九人。不與其子而授禹。至公也。晉平公問於祁黃羊曰。南陽無令。其誰可而

五に曰く、天に私覆なきなり。地に私載なきなり。日月に私燭なきなり。四時に私行なきなり。その徳を行ひて、萬物遂長するを得。黃帝言つて曰く、「聲は重を禁じ、色は重を禁じ、衣は重を禁じ、香は重を禁じ、味は重を禁じ、室は重を禁ず」と。堯に子十人ありたれども、その子に與へずして舜に授け、舜に子九人ありたれども、その子に與へずして禹に授けたるは、至公なり。晉の平公、祁黃羊に問うて曰く、「南陽に令なし。たれを可としてこれを爲めしめん」と。祁黃羊對へて曰く、「解狐可ならん」と。平公曰く、「解狐は子の讎にあらすや」と。對へて曰く、「君の問は、臣の讎を問ふにあらざるべきなり」と。平公曰く、「善し」と。遂にこれを用ひ、國人善しと稱せり。居ること間あり。平公また祁黃羊に問うて曰く、「國に對なし。それ誰を可としてこれを爲めしめん」と。對へて曰く、「午可ならん」と。平公曰く、「午は子の子にあらすや」と。對へて曰く、「君の問は、臣の子を問ふにあらざるべきなり」と。平公曰く、「善し」と。また遂にこれ

爲之。祁黃羊對曰。解狐可。平公曰。解狐非子之讎邪。對曰。君問可。非問臣之讎也。平公曰。善。遂用之。國人稱善焉。居有間。平公又問祁黃羊曰。國無對。其誰可。而爲之。對曰。午可。平公曰。午非子之子邪。對曰。君問可。非問臣之子也。平公曰。善。又遂用之。國人稱善焉。

を用ひ、國人善しと稱せり。孔子これを聞いて曰く、「善いかな、祁黃羊の論や。外に擧ぐるに讎を避けず、内に擧ぐるに子を避けず。祁黃羊は公と謂ふべし」と。墨者の鉅子腹綽といふものあり、秦に居り、その子人を殺す。秦の惠王曰く、「先生の年長せり。他子あるにあらざるなり。寡人已に吏をして誅せざらしめたり。先生これを以て寡人に聽せ」と。腹綽對へて曰く、「墨者の法に曰く、「人を殺すものは死し、人を傷くるものは刑す」と。これ人を殺傷するを禁ずる所以なり。それを殺傷するを禁ずるは、天下の大義なり。王これが爲に賜ひて、吏をして誅せざらしむと雖も、腹綽は墨子の法を行はざるべからず」と。惠王に許さずして、遂にこれを殺せり。子は人の私するところなり。私するところを忍びて、以て大義を行ふ。鉅子は公なりと謂ふべし。庖人は和を調へて、敢へて食はず。故に以て庖と爲るべし。もし庖人をして、和を調へてこれを食はしめば、則ち以て庖と爲るべからず。王伯の君もまた然り。暴を誅して私せず、以て天下の賢者

孔子聞之曰。善哉。祁黃羊之論也。外舉不避讎。內舉不避子。祁黃羊可謂公矣。墨者有二。子腹。居秦。其子殺。人。秦惠王曰。先生之年長矣。非有二他子也。寡人已令吏弗誅矣。先生之以此聽寡人一也。腹靜對曰。墨者之法曰。殺人者死。傷人者刑。此所以禁殺傷人一也。夫禁殺傷人一者。天下之大義也。王雖爲之賜。而令吏弗誅。腹靜不可不行墨子之法。不許惠王而遂殺之。子人之所私也。忍所私以行大義。鉅子可謂公矣。庖人調和而弗敢食。故可以爲庖。若使庖人調和而食之。則不可以爲庖。

を封す。故に以て王伯と爲るべし。もし王伯の君をして、暴を誅してこれに私せしむば、則ちまた以て王伯と爲るべからず。

● 覆はあはよ也。即ち、天は私の心を以て萬物をあはよことなしと也。● 覆はのする也。即ち、地は私の心を以て萬物を覆ふることなきなりと也。● 私覆は、私の心を以ててらすこと。● 遂は成也。● 遂は云々とは、聲色の耳に達するを禁ずるをいふ。色は云々とは、好色の淫靡に至るを欲せざるをいふ。衣は云々とは、衣服の度にこゆるを欲せざるなり。香は云々とは、奢侈にしてよきはひの四方の遠きにはよを欲せずと也。味は云々とは、しつこき味の食物を欲せずと也。胃腸をやぶるが故なり。實は云々とは、富室の高大なるを欲せずと也。土木の興甚しければなり。● 勇は古代の聖帝。授りとは、位を譲りしをいふ。● 而黃甲は晉の大夫にて、祁奚の子。南陽は地名。令は長也。治者也。● 尉は、刑獄をつかさどる役人。● 覆者とは、墨子の學説を奉ずるもの。鉅は鉅、子は通稱、腹靜は字なりと。一説に、墨子の説に通じて、成れるものを鉅子といふにて、腹は鉅なりと。● 惠王は孝公の子、名は嗣、年長せるとは、老年なるをいふ。● 賜ひてとは、死をゆるしてといふ也。● 私は愛也。● 庖人は料理人。和は五味の和也。● 伯は順に同じ、諸侯の長封すとは、土地を與へて大名とする也。

矣。王伯之君亦然。誅暴而不私。以封天下之賢者。故可以爲王伯。若使王伯之君誅暴而私之。則亦不可以爲王伯矣。

卷第二

仲春紀第二

仲春紀

一曰。仲春之月。日在奎。昏弧中。旦建星中。其日甲乙。其帝太皞。其神句芒。其蟲鱗。其音角。律中夾鍾。其數八。其味酸。其臭羶。其祀月。祭先脾。始雨水。桃李華。蒼庚鳴。鷹化爲

一に曰く、仲春の月、日は奎に在り。昏に弧中し、旦に建星中す。その日は甲乙。その帝は太皞。その神は句芒。その蟲は鱗。その音は角。律は夾鍾に中り、その數は八。その味は酸。その臭は羶。その祀は月。祭るときは脾を先にす。始めて雨水あり。桃李華き、蒼庚鳴き、鷹化して鳩と爲る。天子青陽の太廟に居り、鸞輅に乗り、蒼龍に駕し、青旂を載て、青衣を衣、青玉を服し、麥と羊とを食ふ。その器は疏かにして以て達らしむ。この月や、萌牙を安んじ、幼少を養ひ、諸孤を存す。元日を擇び、人に命じて社せしむ。有司に命じて、圜園を省き、桎梏を去り、肆掠するなからしめ、獄訟を止む。この月や、玄鳥至る。至るの

鳩。天子居青陽太廟。乘鸞輅。駕蒼龍。載青旂。衣青衣。服青玉。食麥。與羊。其器疏。以達。是月也。安萌牙。養幼少。存諸孤。擇元日。命人社。命有司。省圜園。去桎梏。無肆掠。止獄訟。是月也。玄鳥至。至之日。以太牢祀于高禖。天子親往。后妃率九嬪御。乃禮天子所御。帶以弓

日、太牢を以て高禖を祀る。天子親ら往き、后妃は九嬪を率ゐて御る。乃ち天子の御するところを禮し、帯ばしむるに弓鞬を以てし、授くるに弓矢を以てし、高禖の前に于てす。この月や、日夜分し。雷乃ち聲を發し、始めて電す。蟄蟲咸な動き、戸を開きて始めて出づ。雷に先つこと三日、蟬を奮ひて以て兆民に令して曰く、「雷且に聲を發せんとす。その容止を戒めざるあるものは、生子備らず、必ず凶災あらんと。日夜分しければ、則ち度量を同じくし、衡石を鈞しくし、斗桶を角へ、權概を正しくす。この月や、耕すもの少しく舍み、乃ち園扇を修め、寢廟必ず備る。大事を作し、以て農功を妨ぐることを無し。この月や、川澤を竭すことなく、陂池を漉すことなく、山林を焚くことなからしむ。天子乃ち羔を獻じ、氷を開き、まづ寢廟に薦む。上丁に樂正に命じて、入舞舎采せしむ。天子乃ち三公・九卿・諸侯を率る、親ら往きてこれを視る。中丁にまた樂正に命じて、學に入り樂を習はしむ。この月や、祀に犧牲を用ひず、圭璧を用て皮幣に更

獨授以弓矢。于高謀之前。是月也。日夜分。雷乃發聲。始電。蟄蟲咸動。開戶始出。先雷三日。奮鐸以令于兆民。曰。雷且發聲。有不戒其容止者。生子不備。必有凶災。日夜分。則同度量。鈞衡石。角斗。桶正。權概。是月也。耕者少舍。乃修闔廟。廢廟必備。無作大事。以妨農功。

仲春に秋令を行へば、則ちその國大水あり、寒氣總べて至り、寇戎來征す。冬令を行へば、則ち陽氣勝たず、麥乃ち熟せず。民多く相掠む。夏令を行へば、則ち國乃ち大に旱し、燠氣早く來り、蟲螟害を爲す。

仲春は舊曆二月。晝は二十八宿の星の名。西方にあり。この日に、日がこの宿を運行すと也。● 弧、建星とも星の名、弧は與鬼星の南に、建星は斗星の上にある。この月の朝夕に、この二星のめぐりて、南の中央にあらはると也。● 庚鐘は陸鐘、二月にあつ。この月は、萬物が陰を去り、陽を爽んで生ずるが故也。● 蒼庚はうぐひす。● 雁化して云々、この時代に、かゝるいひ傳へありしなり。● 太廟は青陽の中央の室。● 兩牙はめばえ。存すとは疑問する也。● 元日は甲より癸にいたるまでの善日。社せしむとは、穀物の豐穰を祈るために、民をして土地の神を祭らしむる也。● 有司は理官にて、獄を主るもの。● 閭閻は半屋。● 備きは罪の輕微なるを赦すをいふ。● 極刑は刑具にて、桎は足かせ、梏は手かせ。● 肆は死刑をなして尸を暴すにて、肆は管にて罪人をうつなり。● みな膏の生氣を助くる意にとれるなり。● 玄鳥は、燕なり。● 燕は春に來り、人の堂宇に巢ひて乎乳す、● 蟄蟄の象なり。● 故にこの時を以て高謀を記るなり。● 大牢は、牛羊豚の三牲の肉を具へて祭るをいふ。● 高謀は子を授くる神也。● 天子は一后。三夫人。九嬪。二十七世婦あり。但し、后と夫人とが九嬪を率ひ、高謀を記る也。● 御は使ひ往きて祀に侍るをいふ。● 天子の御するところとは、今城壁せるもの也。● 即ちこれを大に祝し、酒を酌んで高謀の庭に飲ましむる也。● 帶はしむるに云々とは、またその城壁せる婦に弓袋を帶はしめ、弓矢を授け、神恩によりて男子を得んことを高謀の庭に祈り求むるなり。● 弓袋は弓袋。● 分は等也、晝夜の長さひとしき也。● 多是陰氣閉

是月也。無竭川澤。無澆陂池。無焚山林。天子乃獻羔開冰。先薦寝廟。上丁。命樂正入舞合采。天子乃率三公九卿諸侯。親往視之。中丁。又命樂正入學習樂。是月也。祀不用犧牲。用圭璧更皮幣。仲春行秋令。則其國大水。寒氣總至。寇戎來征。行冬令。則陽氣不勝。麥

開し、陽氣下伏す。この月に、陽氣升り、雷始めて聲を發し、陰氣が雷をなす也。● 井は木の幹、口は釜にして舌の木なるを木幹といひ、金の舌なるを金幹といふ。● 鐸を響ふとは、先民に將に響せんとするを告ぐる也。● 禁止は動靜に同じ。● 生子云々とは、生るゝ子に不具なるものあらんと也。● 雷のなるにつれて振める婦人を戒むるなり。● 日夜分しければとは、この春分の日は、晝夜等しければ、これに因みて、竊に平にすべきものを平かにすと也。● 度はものさし。● 衡石ははかり。● 斗桶は斗斛に同じ、ます。● 斗はもと十升のます、桶は六升入の角のます。● 角はくらべ正すといふ意也。● 權ははかりのふもり、概はとかき。● この月は穀盛戸を啓き、耕少しく閑なるを以て、民をして、その門戸を治めしむと也。● 舍は止也。● 閭閻は門閭也。● 凡そ廟の前を廟といひ、後を殿といふ。● 廟は祖先を祭り、殿は死者の敬に用ひたる衣服等の餘を藏するところ。● 大事とは、兵戎の如きをいふ。● 陽に順ひ、物を養ふ意を示すなり。● 水を蓋ふるを陵といひ、地を穿ちて水を通ずるを濬といふ。● 澆は漏也、もちす也。● 羔は小羊也。● 冰を開きは、冰室を開きて氷を出す也。● 即ち、を獻じて司夢の神を祭り、然る後氷を出して宗廟に薦むる也。● 上丁は、この月の上旬のひのこの日。● 樂正は、樂官の長。● 舍は置也。● 采は齊攝の類。● 即ち、上丁の日に、樂正に命じ、卿大夫の子を率ひて學官に入り舞を習はしむ。● 初めて學官に入るものは、必ず先師を禮し、采幣を前に置き、以て神に饗する也。● その命じて舞を習はしむるは、萬物始めて地を出て、鼓舞するに順ふ意をあらはす也。● 中甸の丁の日に、また學官に入り樂を習はしむ。● これ季春に將に合樂せんとするなり。● 犧牲を用ひざるは、春の萬物生育の意を密せざるなり。● 圭は上とがりて下の四角なる玉。● 璧は環状をなせる玉。● 皮幣は獸革ときぬ地と。● 更は代也。● 仲春は陽氣中するなり。● 陽氣の長養する時季なるに、秋の金氣發散の令を行ふ。● 故に寒氣凝りに至り、寇戎の兵來りて、その國を伐つと也。● 多是陰氣の萬物を重殺する時なり。● 然るにこの令を行へば、陰氣が陽氣に勝ち、爲に凌成絶せずして民飢餓し、その餘相掠すなり。

乃不熱。民多相掠。行夏令。則國乃大旱。燥氣早來。蟲螟爲害。

二曰。聖人深慮天下莫貴於生。夫耳目鼻口生之役也。耳雖欲聲。目雖欲色。鼻雖欲芬香。口雖欲滋味。害於生則止。在四官者。不欲利於生者。則弗爲。由此觀之。耳目鼻口。

貴生

一に曰く、聖人は深く天下に生より貴きは莫きを慮る。それ耳目鼻口は生の役なり。耳、聲を欲すと雖も、目、色を欲すと雖も、鼻、芬香を欲すと雖も、口、滋味を欲すと雖も、生に害あれば則ち止む。四官に在るもの、生に利するを欲せざるものは、則ち爲さず。これに由りてこれを觀れば、耳目鼻口は、擯に行ふを得ず、必ず制せらるゝあり。これを譬ふれば、官職の擯に爲すを得ず、必ず制せらるゝあるが若し。これ生を貴ぶの術なり。堯天下を以て子州支父に譲らんとす。子州支父對へて曰く、「われを以て天子と爲さんとするはなほ可なり。然りと雖も、われ適、幽憂の病あり。方に將に之を治せん」とす。未だ天下に在るに暇あ

いたると也。夏は陽氣極めて盛なり。然るにこの令を行ふ時は、大に旱し、火氣熱するが故に、燥氣早く來り、又陽極りて陰を生ずるが故に、蟲螟發生して、穀物を食ふ也。旱はひでり。燥は燥に同じ。螟は稻の害にむく蟲。

不得擅行。必有其所制。譬之若官職。不得擅爲。必有其所制。此貴生之術也。堯以天下讓於子州支父。對曰。以我爲天子。猶可也。雖然。我適有幽憂之病。方將治之。未暇在天下也。天下重物也。而不以害其生。又況於他物乎。惟不以天下害其生上者也。可三以託

らざるなり」と。天下は重物なり。而も以てその生を害せず。また況んや他物に於てをや。たゞ天下を以てその生を害せざるのにして、以て天下を託すべし。越人三世その君を殺せり。王子搜これを患へ、丹穴に逃る。越國君なし。王子搜を求めて得ず。これに丹穴に従ふ。王子搜出づるを肯せず。越人これを薰するに芟を以てし、これを乗するに王輿を以てせり。王子搜綬を授きて車に登り、天を仰いで呼んで曰く、「君か。ひとり以てわれを舍くべからざるか」と。王子搜は君たるを惡むにあらざるなり。君たるの患を惡めるなり。王子搜の若きものは、國を以てその生を傷らすと謂ふべし。これ固に越人の得て君と爲さんを欲する所なり。魯君が顔闔の得道の人なるを聞くや、人をして幣を以て先んぜしむ。顔闔問を守る。鹿布の衣にして、みづから牛に飯はす。魯君の使者至れば、顔闔みづからこれに對ふ。使者曰く、「これ顔闔の家か」と。顔闔對へて曰く、「これ闔の家なり」と。使者幣を顔闔に致す。對へて曰く、「恐らくは聽くこと繼りて、使者に

天下。越人三世殺其君。王子搜。患之。逃于丹穴。越國無君。求王子搜。而不得。從之丹穴。王子搜不肯出。越人薰之以艾。乘之以王輿。王子搜。援綏登車。仰天而呼曰。君乎。獨不可。以舍我乎。王子搜。非惡爲君也。惡爲君之患也。若王子搜者。可謂不以國傷其生矣。此

罪を遺さんことを。これを審かにするに若かず」と。使者還反してこれを審にし、また來りてこれを求むれば、則ち得ざるのみ。故に顔闔の若きものは、富貴を惡むにあらざるなり。生を重んずるに由りてこれを惡めるなり。世の人は、多く富貴を以て驕り、得道の人は、それ相知らず。豈に悲しからずや。故に曰く、「道の眞以て身を持し、その緒餘以て國家を爲め、その土直以て天下を治む」と。これに由りてこれを觀れば、帝王の功は聖人の餘事なり。身を完うし生を養ふ所以の道にあらざるなり。今世俗の君子、身を危うし生を棄て、以て物に徇ふ。かれかつ奚ぞこれを以て之るや。かれかつ奚ぞこれを以て爲るや。およそ聖人の動作は、必ずその之る所以と、その爲す所以とを察す。今こゝに人あり。隨侯の珠を以て、千仞の雀を彈せば、世必ずこれを笑はん。これ何ぞや。用ふるところ重くして、要るところ輕ければなり。それ生は豈に特に隨侯珠の重きのみならんや。子華子曰く、「生を全うするを上と爲し、生を虧くはこれに次ぎ、死はこれに

固越人之所。欲得而爲君也。魯君聞之。闔得道之人也。使入以幣先焉。顔闔守而自飯牛。魯君之使者至。顔闔自對之。使者曰。此顔闔之家耶。顔闔對曰。此闔之家也。使者致幣。顔闔對曰。恐聽。而遣使者罪。不若審之。使者還反審之。復來求之。則不

次ぎ、生を迫るを下と爲す」と。故に謂はゆる生を尊ぶとは、生を全うするの謂なり。謂はゆる生を全うするは、六欲みなその宜しきを得るなり。謂はゆる生を虧くものは、六欲分ばその宜しきを得るなり。生を虧くものは、則ちそのこれを尊ぶものより薄し。その虧くこと彌々甚しきものは、その尊ぶこと彌々薄し。謂はゆる死は、以て知る所あるなし、復たそれ未だ生きざるなり。謂はゆる生を迫るとは、六欲のその宜しきを得るなきなり。みなその甚だ惡む所のものを獲て、之を服ふなり、これを辱むるなり。辱むるは不義より大なるはなし。故に不義もて生を迫るなり。而して生を迫るは、獨り不義なるのみにあらざるなり。故に曰く、「生を迫るは、死するに若かず」と。奚を以てその然るを知る。耳に惡むところを聞くは、聞く無きに若かず。目に惡むところを見るは、見る無きに若かず。故に雷すれば則ち耳を拵ひ、電すれば則ち目を拵ふ。これその比なり。およそ六欲は、みなその甚だ惡むところを知りて、而も必ず死るゝを得ず。以

得已。故若二顔
閔一者。非二惡二富
貴一也。由二重二生
惡一之也。世之
人主。多以二富
貴一驕。得道之
人。其不二相知一
豈不悲哉。故
曰。道之真以
持身。其緒餘
以爲二國家。其
士直以治二天
下。由二此觀一之。
帝王之功。聖
人之餘事也。
非二所以完一身
養二生之道上。也。
今世俗之君
子。危身棄生。
以徇物。彼且

て知るところある無きに若かず。以て知るところある無きとは、死の謂なり。故
に生を迫るは、死するに若かず。肉を嗜むとは、腐鼠の謂にあらざるなり。酒を
嗜むとは、敗酒の謂にあらざるなり。生を尊ぶとは、生を迫るの謂にあらざるな
り。

● 生は生命也 ● 役は、つかはれてそのつとめをなすものといふ ● 牙舌はよきにはひ ● 四官は四の
官能にて、耳目鼻口なり ● 操は専也、ほしいまゝ也 ● 制は、心に制せらるゝ也 ● 制せらるゝとは、君に
制せらるゝ也 ● 子州支父は、古の賢人 ● 商は隣也 ● 天下に在るは、天下に臨んで、これを治むる意
とす。又丹穴は山穴なりといへり。爾雅に南に日を照くを丹穴と爲すとあり ● 王子搜は、淮南子に、越王
闔閭は車に乗る時振り持つ鐘 ● 舎は廩也、即ちわれに王たることをゆるして、すておく能はざるかと也 ●
かゝる心を有する人こそは、却つて越人の以てその君たらんことを願ふ人なりと也 ● 爾雅に、古への賢者、幣
を以て云々とは、幣用を土産物として、先づ使をやりてこれを招請せしめたりと也 ● 閔は里門、轉じて邑里。
即ち村里に貧しき生活をしてめたりと也 ● 莊子に、爾問とあり ● 鹿布は麻布の類か、莊子に鹿布とあり。即ち
鹿末なる衣をきてと也 ● われの如き卑賤なるものに、強君よりかゝる立派なる贈物をまくらるゝ故なし。恐ら
くは使者の聞き謬りならん。われにこの贈物を與へば、使者の過失となりて罰せられんと也 ● 今一應よく訓べ

奚以二此之也。
彼且奚以二此
爲也。凡聖人
之動作也。必
察其所以二之。
與其所二以爲。
今有人二於此。
以二隨侯之珠。
彈二千仞之雀。
世必笑之。是
何也。所用重
所要輕也。夫
生豈特隨侯
珠之重也哉。
子華子曰。全
生爲上。虧生
次之。死次之。
迫生爲下。故
所謂尊生者。
全生之謂。所

て明かにして來よと也 ● 則ち得ざるのみとは、勸諭はこれを厭ひ、怪をこえて逃げしが故に、あふことを和す
りし也 ● 世の人主の多くは、その身の富貴なるを以て、人に購るを事とす、これに反して、得道の人は、これ
多の事を念頭にいかず、その志すところを樂んで、あづかり知らずと也 ● 富貴にして人に購るを認むる也
● 道の真體は、その身を治めてよく維持するを第一とし、その殘餘の仕事として、國家を治め、天下を治むと也。
原註に土は瓦礫にて、土鼓也。直は草創にて、廟榑也。伊尹氏の樂也とす。此一句莊子譚王篇に出で、土鼓は草
草也と註せらるゝ。從ふべし、天下國家を治むるは、道の餘事也との思想也 ● 堯舜禹湯の天下を治むるや、
やせかゝるへて、兼門を過ぐれども入らざるが如き大努力をなして、漸く治め得しが如きは、身を完うし、生を養
ふ所以にあらず、たゞ奔走して民をすくひしのみと也 ● 徇は隨に同じ ● かれは世俗の君子をさす。これ
は物也。之は至也。即ち、ものが心の外物に支配せらるゝにいたるやと也 ● 隨國は潁水に近し、潁水より寶珠
を産す。即ち隨侯の得し寶珠也。彈せばとは、はじきて、擊ちおとせばと也 ● 重くは隨侯の珠をいふ。要は得
也。輕ければとは、雀をさす ● 子華子は、古への道を曉得せし賢者。生を全うすとは、無欲なるが故に、その
生を全うして長生す。これ行の上なりと也。生を虧く云々とは、少しくその生を虧くに、身に有する光を和げて
これをくらまし、俗人と同化するやうにするにて、これ生を全うすべきもの、次なりと也。死は云々とは、死を
以てその志を固く守りて、移らざるものにて、これを生を虧くもの次とす也。生を迫る云々とは、せまりて生
を得んと欲し、爲すなくして高祿を得んとし、その志高潔ならざるものにて人の下に位するものなりと也 ● 身
に於て虧くところなく、義に於て損するところなき故に、生を全うすと曰へるなり ● 六欲とは、生死耳目
鼻口の欲也 ● 分は半分 ● 薄は輕也 ● 若や調の難に死し、義は生命より重く、死を顧る難が如く、
さらに、死を念頭に置くことなきなり。故に、しかいへるなり ● 人の甚だ惡み難ふところのものをあかして、

謂全生者。六欲皆得其宜也。所謂虧生者。六欲分得其宜也。虧生則於其尊之者一薄矣。其虧彌甚者也。其尊彌薄。所謂死者。無有所以知。復其未生也。所謂迫生者。六欲莫得其宜也。皆復其所甚惡者。服是也。辱是也。辱莫大於不義。故不義迫生也。而迫生非獨不義也。故曰。迫生不若死。奚以知其然也。耳聞所惡。不若無聞。目見所惡。不若無見。故雷則掩耳。電則掩目。此其比也。凡六欲者。皆知其所甚惡。而必不得免。不若無有所以知。無有所以知者。死之謂也。故迫生不若死。嗜肉者。非腐鼠之謂也。嗜酒者。非敗酒之謂也。尊生者。非迫生之謂也。

以て苟も生きんと求め行ふものなりと也。服は行也。其の生を辱むるは不義を行ふが一番大なり。義を行ひて死すること能はずして、苟も生きんことをせまり求むるといふ。苟も生きんことをせまり求むる結果、不仁不義に落ちぬ。かくして生きんよりは、仁義をよみて死するの賢きにしかずと也。さればかゝるものもあづかり知り、これに支配せらるゝよりも、これをあづかり知らざる状態、即ち死するにしかずと也。

情 欲

三曰。天生人。而使有食有欲。欲有情。情有節。聖人修節以止欲。故不過行其情。

三に曰く、天、人を生じて、食るあり欲するあらしむ。欲に情あり、情に節あり。聖人は節を修めて以て欲を止む。故にその情を行ふを過たざるなり。故に耳の欲は五聲、目の欲は五色、口の欲は五味なる、情なり。この三つのものは、貴賤愚智賢不肖、これを欲する一の若し。神農・黃帝と雖も、それ桀・紂と同じ。

也。故耳之欲五聲。目之欲五色。口之欲五味。情也。此三者。貴賤愚智賢不肖。欲之若一。雖神農黃帝。其與桀紂同。聖人之所以異者。得其情也。由貴生動。則得其情矣。不由貴生動。則失其情矣。此二者。死生存亡之本也。俗主虧情故。每動爲亡。耳不可聽。目不可

じ。聖人の異なる所以のものは、その情を得ればなり。生を貴ぶに由りて動けば、則ちその情を得。生を貴ぶに由らずして動けば、則ちその情を失ふ。この二つのものは、死生存亡の本なり。俗主は情を虧くが故に、動く毎に亡敗を爲す。耳聽るべからず、目厭くべからず、口満すべからず。身は府種を盡し、筋骨沈滯、血脈壅塞、九竅塞、曲にその宜しきを失ふ。彭祖ありと雖も、なほ爲す能はざるなり。その物に於けるや、得べからざる、これを欲と爲し、足るべからざる、これを求と爲し、大に生の本を失ふ。民人怨謗、また大難を樹つ。意氣動き易く、驕然として固からず。勢を矜り智を好み、胷中欺詐、徳義をこれ緩うし、邪利をこれ急にし、身以て困窮す。後にこれを悔ゆと雖も、なほはた奚ぞ及ばん。巧佞をこれ近づけ、端直をこれ遠ざけ、國家大に危し。前の過を悔ゆとも、なほ反すべからず。言を聞きて驚き、由ふる所を得ず。百病怒起、亂難時に至る。これを以て君人、身の爲に大に憂ふ。耳は聲を樂まず、目は色を樂まず、口は味を甘

必煥矣。春多雨。則夏必旱矣。天地不能兩。而況於二人類乎。人之與天地也。同。萬物之形雖異。其情一體也。故古之治身與天下者。必法天地也。醇酌者衆。則速盡。萬物之酌。大貴之。生者衆矣。故大貴之。生常速盡。非徒萬物酌之也。又損其生。以資天下之人。而終不

俗主は、容易に得べからざるものを貴び、容易に得難き貨を賈となす、これを欲と謂ふ也。足るなきを求めて隔まるところ、飽くところを知らず、かゝることをば求と爲す也。俗主が求欲あくところを知らざるが故に、民人みな難みをしり、恰も國敵の如しと也。國はうちみ也。樹は立也。蹻蹻とは軽く速くして堅固ならざる貌。即ち、かゝる俗主はその志氣動き易くして堅固ならずと也。榮及ばんとは、そのかひなしと也。巧佞は、言を巧にしてへつらふもの。端は正也。反すは、そのもとにかへす也。行ひしところの種樹のために、將に危敗滅亡せんとすとの言を聞き、始めて驚怖すとも、如何ともこれを處置するを得ずと也。由は用也。百病夥起とは、多くのわざはひの盛にかこる也。民をうれふるの道をなさず。故に、その身のため大に憂ふる也。死せると同じと也。道を體得せしものは、無欲にして天にのつとる。故に天はこれに福を與へ、必ず壽長ならしめて、その生命を終へしむと也。道を體得せしものは、生れながらにして、よくその道を行ふ。故にかれこれと心を迷はし、判斷に苦むことなしと也。膏は愛也、その生を愛して、これを全うするをいふ。精神を愛するが故に、つかれつくることなしと也。煥は國に同じ。同じとは、兩つなからざる能はざるに同じ。一體なりとは、その生を好むことは同じと也。尊は酒。酌は抱也、くみとる也。萬物の酌とは、君の徳にたとふ。これによりて生けるもの多ければなり。酌むとは、これを取るをいふ。資は、給與する也。自ら知らずとは、みづから、その生を指するを覺らずと也。知は覺といふに同じ。孫叔敖は楚の尹筮買の子、賢にして、能く君に事ふるに道を以てし、莊王をして、諸侯の霸たらしめし人。是は、いぐるみにて、矢の先に絲をつけて鳥を捕ふるもの。遺は廢也。勞は功也。傳はたすけてなましめしをいふ。生性に便利するを得ざるが爲に、休息せずと也。莊王の覇功の後世に傳りしは、乃ち孫叔敖が日夜息まず、以てその君の徳を廣め、これを成しし結果なりと也。功迹は事業の結果也。竹帛は、書簡也。

自知。功雖成乎外。而生虧乎内。耳不可以聽。目不可以視。口不可以食。臂中大擾。妄言想見。臨死之上。顛倒驚懼。不知所爲。用心如此。豈不悲哉。世人之事君者。皆以孫叔敖之遇。荆莊王爲幸。自有道論之。則不然。此荆國之幸。荆莊王好田獵。馳騁弋射。歡樂無遺。盡傳其境内之勞。與諸侯之憂。於孫叔敖。孫叔敖放日夜不息。不得以便。生爲故。故使莊王功迹著乎竹帛。傳乎後世。

當染

四曰。墨子見染素絲者。而歎曰。染於蒼則蒼。染於黃則黃。所入以入。則黃。其色亦變。五入而以爲五色矣。故染不可不慎也。非獨染絲然也。國亦有

四に曰く、墨子素絲を染むるものを見て歎く。曰く、蒼に染むれば則ち蒼となり、黄に染むれば則ち黄となる。入る所以のもの變すれば、その色も亦變ず。五たび入れて、以て五色と爲る。故に染むる慎まざるべからざるなり」と。獨り絲を染むるのみ然るにあらざるなり。國もまた染るあり。舜は許由・伯陽に染り、禹は臯陶・伯益に染り、湯は伊尹・仲虺に染り、武王は太公望・周公旦に染れり。この四王は、染るところ當れり。故に天下に王となり、立ちて天子と爲りて、功名天地を蔽へり。天下の仁義顯人を擧ぐるときは、必ずこの四王者を稱す。夏桀

染。舜染於許由。伯陽。禹染於皋陶。伊尹。湯染於伊尹。仲虺。武王染於太公望。周公。此四王者。所染當。故天子。功。名。蔽。天地。舉。顯。人。必。稱。此。四。王者。夏。桀。染。於。干。辛。岐。醜。戎。殷。紂。染。於。崇。侯。惡。來。周。厲。王。染。於。虢。公。長。父。榮。夷。終。幽。王。染。於。虢。公。長。父。榮。夷。終。

は干辛・岐醜戎に染り、殷紂は崇侯・惡來に染り、周の厲王は虢公長父・榮夷終に染り、幽王は虢公鼓・祭公敦に染れり。この四王は、染るところ當らず。故に國は残ひ身は死し、天下の僇となれり。天下の不義辱人を擧ぐれば、必ずこの四王者を稱す。齊の桓公は管仲・鮑叔に染り、晉の文公は咎犯・郤偃に染り、荆の莊王は孫叔敖・沈尹筮に染り、吳王闔廬は伍員・文之儀に染り、越王句踐は范蠡・大夫種に染れり。この五君は、染るところ當れり。故に諸侯に稱となり、功名は後世に傳れり。范吉射は張柳・朔王生に染り、中行寅は黃藉・秦高彊に染り、吳王夫差は王孫雄・太宰嚭に染り、智伯瑤は智國・張武に染り、中山尙は魏義・樞長に染り、宋の康王は唐鞅・田不禮に染れり。この六君は、染るところ當らず。故に國みな殘亡し。身或は死辱せられ、宗廟血食せず、その後類を絶ち、君臣離散し、民人流亡せり。天下の貪暴羞づべき人を擧ぐれば、必ずこの六君者を稱せり。およそ君と爲るは、君と爲りて因りて榮とするにあらざるなり。君と爲

公鼓。祭公敦。此四王者。所染不當。故國殘身死。爲天下不義辱人。必稱此四王者。齊桓公染於管仲。鮑叔。晉文公染於咎犯。郤偃。荆莊王染於孫叔敖。沈尹筮。吳王闔廬染於伍員。文之儀。越王句踐染於范蠡。大夫種。此五君者。所染當。故稱諸侯。功名

りて因りて安しとするにあらざるなり。以て理を行ふ爲なり。理を行へば、當に染るべきを生ず。故に古の善く君たりしものは、人を論ぶに勞して官事に佚し、その經を得しなり。君たる能はざりしものは、形を傷り神を費し、心を愁ましめ耳目を勞しながら、國いよく危く、身いよく辱められたり。要を知らざるが故なり。要を知らざるが故に、則ち染るところ當らず。染るところ當らざれば、理、奚に由りてか至らん。六君はこれのみ。六君は、その國を重んじその身を愛せざるにあらざるなり。染るところ當らざるなり。存亡の故獨り是のみならず。帝王もまた然り。獨り國のみ染るあるにあらざるなり。孔子は、老聃・孟蘇・愛靖叔に學び、魯の惠公は、宰讓をして郊廟の禮を天子に請はしむ。桓王史角をして往かしむ。惠公これを止む。その後魯に在り。墨子焉に學べり。この二士は、爵位なくして以て顯人たり。賞祿なくして以て利人たり。天下の顯榮を擧ぐるものは、必ずこの二士を稱するなり。みな死するや久し。從屬いよ

奚由至。六君者是非已。六君者非不重其

の顯榮せるもの、ますく盛に天下に散布し、充滿せりと也。高擢の顯は、列子・莊子には禁に作れり。この書のみ、この字につくる。その意詳ならず。後學とは、學說をつげもの

國愛其身上也。所染不當也。存亡故不獨是一也。帝王亦然。非獨國有染也。孔子學於老聃。孟子學於馮。此二士者。無爵位以顯人。無賞祿以利人。舉天下之顯榮者。必稱此二士也。皆死久矣。從屬彌衆。弟子彌豐。充滿天下。王公大人。從而顯之。有愛弟子者。隨而學焉。無時乏絕。子貢子夏曾子學於孔子。田子方學於子貢。段干木學於子夏。吳起學於曾子。禽滑釐學於墨子。許犯學於滑釐。田繁學於許犯。孔墨之後。學顯榮於天下者衆矣。不可勝數。皆所染者得當也。

功名

五曰。由其道。功名之不可得。猶猶表之。與影。若呼之。與響。善釣者。出魚乎十仞。

五に曰く、その道に由れば、功名の得て逃るべからざる、なほ表の影に與けるがごとく、呼の響に與けるがごとし。善く釣るものは、魚を十仞の下より出す、餌香しければなり。善く弋するものは、鳥を百仞の上より下す、弓良ければなり。善く君たるものは、蠻夷反舌、殊俗異習、みなこれに服す、徳厚ければなり。水泉

之下。餌香也。善弋者。下鳥乎百仞之上。弓良也。善爲君者。蠻夷反舌。殊俗異習。皆服之。德厚也。水泉深。則魚鱉歸之。樹木盛。則飛鳥歸之。庶草茂。則禽獸歸之。人主賢。則羣衆歸之。故聖王不務歸之者。而務其所歸。以歸。彊令之笑。不樂。彊令之哭。不悲。彊令之爲道也。

深ければ則ち魚鱉これに歸し、樹木盛なれば則ち飛鳥これに歸し、庶草茂れば則ち禽獸これに歸し、人主賢なれば則ち羣衆これに歸す。故に聖王は、これに歸するものを務めずして、その歸する所以を務む。彊ひてこれをして笑はしむとも樂まず。彊ひてこれをして哭せしむとも悲まず。彊ひてこれをして道を爲さしむるや、以て小を成すべし、而も以て大を成すべからず。岳醜は黄なり。蝸のこれに聚るは、酸あればなり。徒水なれば則ち必ず不可なり。狸を以て鼠を致き、冰を以て蠅を致く、工なりと雖も能はず。煎魚を以て蠅を去らんとすれば、蠅はいよいよ至り、禁すべからず。これを致くの道を以て、これを去らんとすればなり。桀・紂は、これを去るの道を以てこれを致かんとせり。罰重くすと雖も、刑嚴にすと雖も、何ぞ益せん。大寒既に至れば、民煖なるをこれ利とし、大熱上に在れば、民清しきにこれ走く。故に民に常處なし。利を見て聚り、これ無ければ去る。天子たらんと欲せば、民の走くところ、察せざるべからず。今の世、至寒な

可_レ以成_レ小。而不可_レ以成_レ大。缶_レ醴黃。螭_レ栗之有_レ酸。徒水則必不可_レ以。狸致_レ鼠。以_レ冰致_レ蠅。雖_レ工不能_レ以_レ茹魚_レ去。蠅_レ愈_レ至。不可_レ禁。以_レ致_レ之。道_レ去_レ之也。桀_レ紂以_レ去_レ之道_レ致_レ之也。罰_レ雖_レ重。刑_レ雖_レ嚴。何益_レ。大寒既_レ至。民_レ煖_レ是利。大熱_レ在_レ上。民_レ清_レ是走。故民_レ無_レ常_レ處_レ。見利_レ之_レ聚。無_レ之

り、至_レ熱_レなり、而も民の走_レく無_レきものは、取れば則ち行ふこと_レ鈞_レしければなり。天子たらんと欲せば、民に示す所以、異ならざるべからざるなり。行の亂に異ならざれば、信なりと雖も、今民なほ走_レくなし。民走_レなくなれば、則ち王者廢_レる。暴君は幸とし、民は絶望_レす。故に當今の世、仁人の在る有り。不可としてこれを務めず、賢主あり、不可としてこれを事とせず。賢不肖は、以て相分_レならざるべからず。命の易ふべからざるが若く、美惡の移すべからざるが若し。桀紂は、貴きこと天子たり、富天下を有ち、能く盡_レく天下の民を害せり。而して賢を得てこれに名とする能はず。關龍逢_レ・王子比干_レは、能く要領_レの死を以て、その上の過を争へり。而もこれに賢名を與ふる能はず。名の固_レに以て相分_レつべからざるは、必ずその理に由る。

● 影は暴也。ひかげ也。行けば則ち暴これに隨ひ、呼べば則ち響これに應ずるが如く、功名の遷るべからざるをいへるなり。 ● 七尺を一切といふ。下は庶也、水のそこ。 ● 下は附也、もとす也。 ● 東方の異人種を興といひ、南方の蠻といふ、こ、はひろく異人種をいふ。反舌は外國語也。蠻夷の言語の中國のと相反するが故に、

去。欲_レ爲_レ天子。民之所_レ走。不可_レ不_レ察。今之世。至寒_レ矣。至熱_レ矣。而民無_レ走者。取則行鈞也。欲_レ爲_レ天子。所以_レ示_レ民。不可_レ不_レ異也。行_レ不_レ異。亂_レ雖_レ信。今民猶無_レ走。民無_レ走。則王者廢_レ矣。暴君幸_レ矣。民絶望_レ矣。故當今之世。有_レ仁人在_レ焉。不可_レ而不_レ此_レ事。賢不肖。不可_レ以_レ不_レ相分。若_レ命之不_レ可_レ易。若_レ美惡之不_レ可_レ移。桀紂貴_レ爲_レ天子。富有_レ天下。能_レ盡_レ害_レ天下之民。而_レ不能_レ得_レ賢名_レ之。關龍逢_レ・王子比干_レ。能以_レ要領_レ之_レ死。争_レ其

しかいへるなり。殊は異也。 ● 庶は衆也。才の百人に過ぐるを衆といひ、千人にすぐるを衆といふ。 ● 聖王は、民心を歸せしめんとはつとめずして、民心の歸する所以の道を行ふにつとむ也。 ● 中心に樂まざればなり。 ● 缶醴とは、廣大きく口のつばみたるかめに入れる汁多きしはから。黃は美也、うまさ也。 ● 螭は蛇也。 ● 栗水はたゞの水にて、酸なきが故に螭を招く能はず也。 ● 狸は野猫也。 ● 茹魚は、腐敗せる魚也。 ● これを去るは、穢暴也。致かんとは、民心を歸せしめんとせりと也。 ● 蠅は居也。 ● 至は極也。 ● 鈞しきは等しき也、いづれも相等しき亂暴を行ふと也。 ● 異ならざるバ々とは、亂暴にかふるに仁義を以てするが如きをいふ。 ● 化平を以て民を化するを治といふ。亂暴を以て亂暴を止めんとするは、これ治にあらず。故に、これによりて民に信にし、利せんとすとも、民はこれに歸するを肯ぜず也。 ● 無明の天子なるが故に亂暴なり、諸侯はこれを以て幸となせども、民は、その命を教ふに所なきが故に、絶望す也。 ● これを務めずとは、その仁義を務めず也。 ● 事とせずとは、その仁義を事とせず也。 ● 分は異といふに同じ。 ● 命の云々とは、命の短きものを長からしむる能はざるが如きをいひ、美惡云々とは、美善の美と桀紂の惡とを移す能はざるが如きをいふ。 ● 證法に義をそこなひ善を損するを樂と曰ひ、仁をそこなひ衆多きを紂といふとあるが如く、賢主の名は、その行によるにて、むなしく得べからず也。 ● 關龍逢は、桀王の忠臣。王子比干は、紂の諸父即ちをぞ也。要領は腰と首と也。要領の死とは、殺されて首足を異にするをいふ。争は諍也、いさむ也。 ● 桀紂をして賢名をうけしむる能はず也。 ● 善を爲せば善名を得、惡を爲せば惡名を得。故に必ずその理に由るとなり。

上之過。而不可與之賢名。名固不可以相分。必由其理。

卷第三

季春紀第三

季春紀

一曰。季春之月。日在胃。昏七星中。且牽牛中。其日甲乙。其帝太皞。其神句芒。其蟲鱗。其音角。律中姑洗。其數八。其味酸。其臭羶。其祀戶。祭先脾。桐始華。田鼠化為鴽。虹始見。

一に曰く、季春の月、日は胃に在り。昏に七星中し、且に牽牛中す。その日は甲乙。その帝は太皞。その神は句芒。その蟲は鱗。その音は角。律は姑洗に中り、その數は八。その味は酸。その臭は羶。その祀は戶。祭るときは脾を先にす。桐始めて華き、田鼠化して鴽と爲る。虹始めて見れ、萍始めて生ず。天子青陽の右个に居り、鸞輅に乗り、蒼龍に駕し、青旂を載て、青衣を衣、青玉を服し、麥と羊とを食ふ。その器は疏にして以て達らしむ。この月や、天子乃ち鞠衣を先帝に薦む。舟牧に命じ、舟を覆さしめ、五覆五反し、乃ち舟の備具することを天子に告ぐ。天子焉に始めて舟に乗り、鮪を寢廟に薦め、乃ち麥の爲に

萍始生。天子居青陽右个。乘鸞輿。駕青龍。戴青旂。衣青衣。服青玉。食麥與羊。其器疏以達。是月也。天子乃薦鞠衣于先帝。命舟牧覆舟。五覆五反。乃告舟備具。于天子焉。天子焉始乘舟。子焉始乘舟。乃爲麥祈實。是月也。生氣方盛。陽氣發泄。生者畢出。萌者盡達。不

實るを祈る。この月や、生氣方の盛に、陽氣發泄し、生者畢く出で、萌者盡く達り、以て内にすべからず。天子は徳を布き恵を行ひ、有司に命じて、倉節を發きて貧窮に賜ひ、乏絶を振ひ、府庫を開きて幣帛を出し、天下に周ひ、諸侯を勉め、名士を聘し、賢者を禮せしむ。この月や、司空に命じて曰く、「時雨將に降らんとす。下水上騰せん。國邑を循行し、原野を周視し、隄防を修利し、溝瀆を導達し、道路を開通して、障塞する有る無かれ。田獵の畢て置罟羅網、獸に饒はすの藥、九門を出でしむる無かれ」と。この月や、野虞に命じて、桑柘を伐ること無からしむ。鳴鳩その羽を拂ち、戴任桑に降る。柶曲簾筐を具ふ。后妃齋戒し、親ら東郷し、射ら桑す。婦女を禁じて觀する無からしめ、婦使を省きて蠶事を勸ましむ。蠶事既に登れば、繭を分ち、絲を稱り、功を效し、以て郊廟の服に共し、敢へて墮る有る無からしむ。この月や、工師に命じ、百工をして、五庫の量、金鐵・皮革筋・角齒・羽箭幹・脂膠丹漆を審かにし、良からざる或る無からしむ。百

可二以内。天子布德行。惠命。有司。發倉節。賜貧窮。振乏絕。開府庫。出幣帛。周天下。勉諸侯。聘名士。禮賢者。是月也。命司空。曰。時雨將降。下水上騰。備行國邑。周視原野。修利隄防。導溝瀆。開道路。無有障塞。田獵置罟。羅網。獸之藥。無出九門。是月也。命野虞。

工咸な理むるや、監工日に號すらく、「時に悖る無かれ、淫巧を作爲して、以て上の心を蕩す或る無かれ」と。この月の末に、吉日を擇びて、大に合樂す。天子乃ち三公九卿諸侯大夫を率る、親ら往きてこれを視る。この月や、乃ち桑柘馬を合せ、牝を牧に游ばしめ、犧牲駒犢は、舉なその數を書す。國人九門に饒し、磔穢して以て春氣を舉ふ。この令を行へば、甘雨三旬に至る。季春に冬令を行へば、則ち寒氣時に發し、草木みな肅み、國に大恐あり。夏令を行へば、則ち民に疾疫多し、時雨降らず、山陵收らず。秋令を行へば、則ち天に沈陰多く、淫雨早く降り、兵革並び起る。

● 季春は、舊曆三月にて、春の終。胃は二十八宿の星の名、西方にあり。この月には、日がこの宿を運行す也。
● 七星、牽牛とも二十八宿の星の名、七星は南方に、牽牛は北方に在り。この月の朝夕に、この二星めぐりて
● 織の中央にあらはると也 ● 姑洗は陽律、三月にあつ。姑は故也、ふるき也。洗は新也。この月は、陽氣發生し
● 故を去り新に就くが故なり ● 桐は梧桐。田鼠はもぐら。鶯はふなしろづら ● 右个は東方の廟室也 ● 鞠
衣は、王后の大服の一にて、その色黄色にして菊花の如きよりしていふ。蓋しこの服は、后妃の服にして射ら樂を
とり置をやしなふもの。先帝は大陵の廟をいふ。即ち、これを大陵等に供へて、將に、せんとするにあたり、祖神

二曰。天生陰陽。寒暑燥溼。四時之化。萬物之變。莫不爲利。莫不爲害。聖人察陰陽之宜。辨萬物之利。以便生。故精神安乎形。而年壽得長焉。長也者。非短而續之也。畢其數也。畢其數之務。在乎去害。何謂去害。大甘。

盡數

一に曰く、天は、陰陽寒暑燥溼、四時の化、萬物の變を生じ、利を爲さざる莫く、害を爲さざる莫し。聖人は、陰陽の宜しきを察し、萬物の利を辨じ、以て生に便にす。故に精神は形に安んじて、年壽長きを得。長しとは、短くしてこれを續くにあらざるなり。その數を畢すなり。數を畢すの務は、害を去るに在り。何をか害を去ると謂ふ。大甘・大酸・大苦・大辛・大醜の、五つのもの形に充つれば、則ち害を生ず。大喜・大怒・大憂・大恐・大哀の、五つのもの神に接すれば、則ち害を生ず。大寒・大熱・大燥・大溼・大風・大霖・大霧の七つのもの精を動かせば、則ち害を生ず。故におよそ生を養ふは、本を知るに若くは莫し。本を知れば、則ち疾の由りて至るなし。精氣の集るや、必ず入る有るなり。羽鳥に集れば、與に飛揚を爲し、走獸に集れば、與に流行を爲し、珠玉に集れば、與に精明を爲し、樹木に集

大酸。大苦。大辛。大醜。五者充形。則生害矣。大喜。大怒。大憂。大恐。大哀。五者接神。則生害矣。大寒。大熱。大燥。大溼。大風。大霖。大霧。七者動精。則生害矣。故凡養生莫若知本。知本則疾無由至矣。精氣之集也。必有入也。集於羽鳥。與爲飛揚。於走獸。與爲流行。集於珠

れば、與に茂長を爲し、聖人に集れば、與に精明を爲す。精氣の來るや、輕に因りてこれを揚げ、走によりてこれを行り、美に因りてこれを良くし、長に因りてこれを養ひ、智に因りてこれを明にす。流水腐らず、戸樞蟻せざるは、動けばなり。形氣もまた然り。形動かざれば、則ち精流れず。精流れざれば、則ち氣鬱す。鬱、頭に處れば、則ち腫を爲し風を爲す。耳に處れば、則ち聾を爲し聾を爲す。目に處れば、則ち瞶を爲し盲を爲す。鼻に處れば、則ち窒を爲し窒を爲す。腹に處れば、則ち張を爲し痔を爲す。足に處れば、則ち痿を爲し蹙を爲す。輕水の所には、禿と癩人と多く、重水の所には、魴と鱉人と多く、甘水の所には、好と美人と多く、辛水の所には、疽と瘰癧人と多く、苦水の所には、疔と僂人と多し。およそ食に濃厚の味なければ、烈味重酒を以てするなし。この以に、これを疾首と謂ふ。食するに能く時を以てすれば、身必ず災なし。およそ食の道は、飢うるなく飽くなき、これをこれ五藏の葆と謂ふ。口必ず甘味なれば、精を和け容を端

尹對曰。欲取天下。天下不可取。可取。將先取。凡事之本。必先治身。而後其大寶。用其新。棄其陳。廢理。遂通。精氣日新。邪氣盡去。及其天年。此之謂真人。昔者先聖王。成其身。而天下成。治其身。而天下治。故善響者。不於響於聲。善影者。不於影於形。爲天下者。不於天

身將にまづ取らんとせん」と。およそ事の本は、必ずまづ身を治む。その大寶を蓄み、その新を用ひ、その陳を棄つれば、廢理遂に通じ、精氣日に新に、邪氣盡く去り、その天年に及る。これこれを眞人と謂ふ。むかし先聖王、その身を成して天下成り、その身を治めて天下治れり。故に善く響するものは、響に於てせずして聲に於てし、善く影するものは、影に於てせずして形に於てし、天下を爲むるものは、天下に於てせずして身に於てす。詩に曰く、「淑人君子、その儀式はす、その儀式はす、この四國を正す」と。これを身に正しうするを言へるなり。故に、その道に反りて身善く、義を行へば則ち人善く、樂君道に備りて、百官已に治り、萬民已に利あり。三者の成るや、無爲に在り。無爲の道なるを、「天に勝つ」と曰ひ、義なるを、「身を利す」と曰ひ、君なるを、「身を勿くす」と曰ふ。身を勿くすれば、聽を督しうす。身を利すれば、平靜なり。天に勝てば、性に順ふ。性に順へば、則ち聰明壽長なり。平靜なれば、則ち業進み樂郷たり。聽を督

下於身。詩曰。淑人君子。其儀不忒。正是四國。言正諸身也。故反其道而身善矣。行義則人善矣。樂備君道。而百官已治矣。萬民已利矣。三者之成也。在於無爲。無爲之道曰勝天。義曰利身。君曰勿身。勿身曰勝天。利身曰靜。勝天順性。順性則聰明壽長。平靜

しうすれば、則ち姦塞りて皇あらず。故に、上その道を失れば、則ち邊敵に侵され、内にその行を失れば、名聲外に墮つ。この故に、百仞の松、木下に傷れて末上に槁る。商・周の國、謀、智に失へば令彼に困めり。故に心得て聽得、聽得て事得、事得て功名得。五帝は、道を先にして徳を後にせり。故に徳これより盛なるはなかりき。三王は、教を先にして殺を後にせり。故に事これより功なるは莫かりき。五伯は、事を先にして兵を後にせり。故に兵これより強きは莫かりき。當今の世、巧謀並び行はれ、詐術遞に用ひられ、攻戦休まず。亡國辱主いよく衆し。事とする所のもの末なればなり。夏后伯啓が、有扈と甘澤に戦ひて勝たざりしとき、六卿これを復せんことを請へり。夏后伯啓曰く、「不可なり。わが地淺ならず、わが民寡からず。戦ひて勝たざるは、これわが徳の薄くして、教の善からざればなり」と。是に於てか、處るに席を重ねず、食するに味を貳にせず、琴瑟張らず、鐘鼓修めず。子女飭らず。親を親み長を長ひ、

則業進樂釋。督聽則姦。不鳥。故上失其道。則邊侵。於敵。內失其行。名聲墮。於外。是故百仞之松。本傷於下。而末槁於上。商周之國。謀失於智。令困於彼。故心得而聽得。聽得而事得。事得而功名得。五帝先道而後德。故德莫盛焉。三王先教而後殺。故事莫功焉。五

賢を尊び能を使ひしかば、期年にして有扈氏服せり。故に人に勝たんと欲するものは、必ずまづ自ら勝ち、人を論ぜんと欲するものは、必ずまづ自ら知る。詩に曰く、「轡を執ること組の如し」と。孔子曰く、「この言を審にすれば、以て天下を爲むべし」と。子貢曰く、「何ぞそれ躁なるや」と。孔子曰く、「その躁を謂ふに非ざるなり。そのこれを此に爲めて、文を彼に成すを謂へるなり」と。聖人はその身を組修して、文を天下に成せばなり。故に子華子曰く、「丘陵成りて穴者安んじ、大水深淵成りて魚鼈安んじ、松柏成りて、塗の人已に蔭す」と。孔子魯の哀公に見ゆ。哀公曰く、「寡人に語ぐるあり。曰く、『國家を爲むるものは、これを堂上に爲むるのみ』と。寡人以爲へらく、迂言なり」と。孔子曰く、「これ迂言に非るなり。丘、これを聞く、『これを身に得るものは、これを人に得、これを身に失ふものは、これを人に失ふ』と。門戸を出でずして天下の治るものは、それたゞ己が身を反にするを知るものか」

伯先事而後兵。故兵莫彊焉。當今之世。巧謀竝行。詐術通用。攻戰不休。亡國辱主愈衆。所事者末也。夏后伯啓與有扈。戰於甘澤。而不勝。六卿請復之。夏后伯啓曰。不可。吾地不淺。吾民不寡。戰而不勝。是吾德薄。而教不善也。於是乎。處不重。席不食。不味。琴瑟不張。

と。

●この時、殷の湯王が臨候たりし也 ●天下を取るに先ちて先づ自己の身を取るべし ●大賢は、身也。善は、愛也。陳は、善也。陳は、肌理也、はだのきめ。通じは、閉ぢざる也。即ち、陳物の新を用ひて、その善を去り、以て病を敷すれば、肌理遂に通利して閉塞せずと也 ●眞人は、眞徳の人 ●その身を成してとは、その身を納めての意。天下成りとは、天下に王道をしきて、泰平をいたすを得たりと也 ●聖善なれば、則ち聖善なるに、善は本。形正しければ、則ち形正しきにて、形は本。身正しければ、則ち天下治るにて、身を正しうするは、その本なるをいへるなり ●故人は善人。徳は、はたぢめふるまひ、作法。或は、楚也、たがふ也。四國は、周の國 ●四方を正しうせんとするに、まづ反りて身を正しうすべきをいへるなりと也 ●反りてとは、もとの道に歸りこれを守るをいふ ●無爲の道云々とは、天は無爲にして化す、かくの如く君たるもの、能く無爲にして民を治むるを天に勝つといひ、義なるを云々とは、能く仁義を行へば、則ち以てその身を利すべきをいひ、君なるを云々とは、君たるの道は、務めて民を利するにありて、自らその身を利するなきをいへるなり ●善は正也。徳を修しうするとは、正しく徳きて、私邪のあらざるをいふ ●仁義を行ふ故に、能くその身に平靜を感ずるをいふ ●無爲にして無欲なるが故に、能く性にしたがふ也 ●仁義を行へば、則ち民遠逃みて、樂しき身分通となりて、民その徳に化すと也 ●皇は聖也。則ち、正しく萬物を應きて、賞罰分明なるが故に、姦邪のもの、威を返しうする隙を得ずと也 ●君無道なれば、則ち敵國はその邊境を侵略し、内に民を擄するの行をあやまれれば、則ち鄰國これを圖み、名譽外に墮つるにいたると也 ●本は、根也。君もまた國の本なるが故に、君にたとふ。萬は枯也 ●商は殷の本號。商周の國とは、この二國の末の王の時代をいへるなり。曾は、

鍾鼓不修。子女不飾。親親長。尊賢使能。期年而有。厲氏服。故欲勝人者。必先自勝。欲論人者。必先自論。欲知人者。必先自知。詩曰。執轡如組。孔子曰。審此言也。可三以爲天下。子貢曰。何其蹊也。孔子曰。非謂其蹊也。謂其爲之也。於此而成文於彼也。聖人組修其身。而成文於天下矣。故子華子曰。丘陵成。而穴者安矣。大水深淵成。而魚鼈安矣。松柏成。而塗之人已蔭矣。孔子見魯哀公。哀公曰。有語寡人曰。曰爲國家者。爲之堂上。而已矣。寡人以爲迂言也。孔子曰。此非迂言也。丘聞之。得之於身者。

わねにて、内といふに同じ。彼は外也、令外に行はざりきと也。得は知也、しる也。心得てとは、心に道を知りての意。事は、王者の事業也。五帝は、黃帝・高陽・高辛・堯・舜也。先は向といふに同じ、たつとよ也。故に徳の大なること五帝の右に出づることなしと也。三王は、夏商周の三王也。王者の事業の功を成せらば、三王に過ぐるはなしと也。五伯は、五霸に同じ。昆吾・大彭・豳・宋・齊の相公。甘の文公の覇者也。故に兵の強きことはこの五伯に過ぎたるものなしと也。遺は、代也、かはるゝ也。事は、治也。治めんとしてはかれるもの。夏后は、夏の國王。有恩は、夏と同姓の諸侯。六卿は、伯啓に事へたる六卿也。再び戦はんことを請ひし也。淺は福也、小也。長は、敬也。朝年は、滿一年。組工の轡を組纏して、文飾を手にあらはすさまの巧なるは、巧なる御者の、轡を手にとりて、馬足を調へ、以て萬里の速きにいたすが如しと也。審は、實也。爲は、治也。編は、さわがしくちつかぬをいふ。穴者は、穴を掘りて居住するもの。魚鼈安んじは、身を沈めてこれにをるをいふ。成は、茂也。遊の人は、道のある人。蔭すとはそのかげに入りてやすむ意。哀公は、魯の定公宋の子孫也。堂上は、殿堂の上也。迂言は、まはり避くして、實際あてはまらぬ言。迂は、遠也。これを身に得るとは、その身を修めて善くするものをいふ。論語に「君子求諸己」云々「云へる、これなり。反は、大也と註せり。己が身を反にすとは、蓋し自己を修め、これを擴大して、他を修むるにいたるといふ。

得之人。失之於身者。失之人。不出於門戶。而天下治者。其惟知反於己身者乎。

論人

四曰。主道約。君守近。太上反諸己。其次求諸人。其索之彌遠者。其推之彌疏。其求之彌強者。失之彌遠。何謂反諸己也。適耳目。節嗜欲。釋智謀。去巧故。而游意乎無窮之次。事心乎自然之塗。若此則

四に曰く、主道約なれば、君守近し。太上是これを己れに反す。その次はこれを人に求む。そのこれを索むることいよく遠きものは、そのこれを推むることいよく疏る。そのこれを求むることいよく強きものは、これを失ふこといよいよ遠し。何をかこれを己れに反すといふ。耳目を適し、嗜欲を節し、智謀を釋て、巧故を去りて、意を無窮の次に遊ばせ、心を自然の塗に事むるなり。此の若くば、則ち以てその天を害するなし。以てその天を害する無くんば、則ち精を知る。精を知れば、則ち神を知る。神を知る、之を一を得ると謂ふなり。およそかの萬形は、一を得て後に成る。故に一を知れば、則ち物に應じて變化すること、闕大淵深にして、測るべからざるなり。徳行を昭美にして、日月に比し、息

無_三以害其天_一矣。無_三以害其天_一則知_レ精。知_レ精則知_レ神。知_レ神之謂_レ得一。凡彼萬形。得一後成。故知_レ一則應_レ物變。則大淵深。不可測也。能行昭美。比_二於日月。不可息也。豪士時之。遠方來賓。不可塞也。意氣宜通。無_レ所束縛。不可收也。故知_レ一。則復歸_二於樸。嗜欲易足。取養

むべからざるなり。豪士時に之り、遠方より來賓して、塞むべからざるなり。意氣宣通して束縛する所なく、收るべからざるなり。故に知、一を知れば、則ちまた樸に歸し、嗜欲足り易く、養を取るに薄きに節し、得べからざるなり。世を離れて自ら樂み、中情潔白にして、量るべからざるなり。威も懼れしむる能はず、嚴も恐れしむる能はず、服すべからざるなり。故に知、一を知れば、則ち可にして、動作務に當り、時と周旋し、極むべからざるなり。舉錯數を以てし、取與理に違ひ、惑はすべからざるなり。言の遠ふなきもの肌膚に集り、革むべからざるなり。人困窮し、賢者遂に興る、匿るべからざるなり。故に知、一を知れば、則ち天地の若く然り。則ち何事かこれ勝へざらん、何物かこれ應ぜざらん。これを譬ふれば、御者のこれを己れに反せば、則ち車輕く馬利くして遠きに致し、復食して倦まざるが若し。むかし上世の亡主、罪を以て人に在りと爲へり。故に日に殺伐して止まず、以て亡びて悟らざるに至れり。三代の興王は、罪を以て己れに在り

節薄。不可得也。離世自樂。中情潔白。不可量也。感入不能懼。嚴不難恐。不可服也。故知_レ一。則可動作當務。與時周旋。不可極也。舉錯以_レ取與。適理。不可惑也。言無遺者集肌膚。不可革也。譏人困窮。賢者遂興。不可匿也。故知_レ一。則若_二天地。然則何事之不勝。何物

と爲へり。故に日に功して衰へず、以て王たるに至れり。何をか諸を人に求むと謂ふ。人は類を同じうして智殊なり、賢不肖異なり。みな巧言辯辭、以て自ら防禦す。これ不肖主の亂る、所以なり。およそ人を論ずるに、通ずれば則ちその禮する所を觀、貴ければ則ちその進むる所を觀、富めば則ちその養ふ所を觀、聽けば則ちその行ふところを觀、止れば則ちその好むところを觀、習へば則ちその言ふところを觀、窮すれば則ちその受けざるところを觀、賤しければ則ちその爲さざるところを觀る。これを喜ばせて以てその守を驗し、これを樂ませて以てその辭を驗し、これを怒らせて以てその節を驗し、これを懼れしめて以てその特を驗し、これを哀ましめて以てその人を驗し、これを苦ましめて以てその志を驗す。八觀六驗は、これ賢主の人を論ずる所以なり。人を論ずるもの、また必ず六戚四隱を以てす。何をか六戚と謂ふ。父母兄弟妻子なり。何をか四隱と謂ふ。交友。故舊。邑里。門郭なり。内は則ち六戚四隱を用ひ、外は則ち八觀六驗を用ふれ

之不。應。譬。之。若。御。者。反。諸。己。則。車。輕。馬。利。致。遠。復。食。而。不。倦。昔。上。世。之。亡。主。以。罪。爲。在。人。故。日。殺。僇。而。不。止。以。至。於。亡。而。不。悟。三。代。之。興。王。以。罪。爲。在。己。故。日。功。而。不。衰。以。至。於。王。何。謂。求。諸。人。人。同。類。而。智。殊。賢。不。肖。異。皆。巧。言。辯。辭。以。自。防。禦。此。不。肖。主。之。所。以。亂。

ば、人の情偽貪鄙美惡失ふところなし。これを譬ふれば、雨汗を逃れんとするが若し。之くとして是に非ざる無し。これ先聖王の人を知る所以なり。

● 近しとは、他に求めずして、これを近くその身を守るをいふ。● 太上とは、はなはだすぐれたるもの也。太は、はなはだ也。これを己れに反すとは、他に求めずして、翻りてその身を顧み修むるをいふ。● 去也。巧故は、僞詐也。次は舍也。自然は、無爲也。接は、道也。事は、治也。意を云々とは、心をひろく宇宙の大に遊ばせ、無爲を以て世を治むと也。● 天は、身也。● 精は、明微也。明かにして多くぶかき也。● 一は道也。天道は萬物を生ず。萬物は一を得て乃ち後に成る也。● 測は、極を盡す也、きはめつくす也。● 息は、誠也。● 養は、過也、とむむ也。● 收は、守也。● 横は、本也。得べからざるなりとは、多欲をして、厚く自ら養ふを得べからざらしむと也、一説にかくの如き人は、得べからずと也。● 周旋は、動作也。● 舉は、人をあげ用ふる也。錯は措也。さしおく也。● 取は、人より物をとるにて、與は、人に物を與ふる事。● 通は、失也。孝經いへる、言天下に滿ち、口過よしとは、かくの如きをいへるなり。● 若は、更なり。即ち、正言にて、他の言にあらためんとすとも得べからずと也。● 匿は、伏也。賢者伏し隠るべからずと也。● 勝は、任といふに同じ。● 復食は、その意不明。能は、罷也、つかる、也。● 亡主とは、樂土の如きものをいへるなり。罪を犯すは、他人の強しきためなりと思ふ故に、多く殺戮す、これ滅亡の道なり。しかも自らそれを受り知るを得ざりきと也。● 三代は、夏の禹王、殷の湯王、周の文王也。● 獲は、獲也。● 防禦は、仇を防禦する也。● 人を論ずるとは、人を批判する也。通ずるは、達する也、意の如くなりて、官位を得る也。その論ずる所を論とは、その如何なる人を賞罰するかを見て、これによりて、その人物を定むと也。過は、過也。● 幾が

也。凡論人。通則觀其所禮。貴則觀其所進。富則觀其所養。聽則觀其所行。止則觀其所好。習則觀其所言。窮則觀其所受。賤則觀其所不爲。喜之以驗其守。樂之以驗其節。懼之以驗其特。哀之以驗其人。苦之以驗其志。八觀六驗。此賢主之所以論人也。論人者。又必以六威四隱。何謂六威。父母兄弟妻子。何謂四隱。交友故舊邑里門郭。內則用六威。四隱。外則用八觀。六驗。人之情偽貪鄙美惡。無所失矣。譬之若逃雨汗。無之而非是。此先聖王之所以知人也。

辨を顯め、辨が異をす、ゆしが如きをいふ。● 傳に曰く、善、善を過む、不善何に由りて至らん。不善、不善を過む、善何に由りて至らんとあり。故に、その人を過むる状態によりて、その人を批判する也。養ふは、賢を養ふかに否か也、行ふは仁を行ふかに否か也。好むは、親を好むかに否か也。言ふは、道を言ふかに否か也。受けるは、不正不義なるものを受けざるかに否かを觀ると也。爲さざるとは、義にあらざることをなさざるかに否かを觀ると也。● 守は、操守也。● 時は、邪也。節は、度也。特は、獨也。● 測りて雖も、恐れざる心也。人を論しとは、人の賢むべきを見てこれに忍びざる心、即ち仁心ありや否やをためすと也。その志を論すとは、困難辛苦に堪へて、成さざれば止まざる心ありや否やを論すと也。● 六威は、六親也。四隱は、互に相隠して、その長をあげあらはし、その短をひかくすやうにする四つの間柄をいふ。● 情偽は、まことと偽りと也。失ふところなしとは、あやまつことなく、盡くこれを知り得るをいふ。● いづこに行きても皆雨、過る、所なき也。

圖道

五に曰く、天道は圓に、地道は方なり。聖王これに法り、上下を立つる所以なり。

地道方。聖王法之。所以立上下。何以說天道之圓也。精氣一上一一下。周復雜。無所積留。故曰天道圓。何以說地道之方也。萬物殊類殊形。皆有分職。不能相爲。故曰地道方。主執。開臣處方。方圓不易。其國乃昌。日夜一周。圓道也。月二十八宿。軫與角屬。圓道也。

り。何を以て天道の圓きを説く。精氣は一上一下、圓周復雜、積留するところなければなり。故に曰く、天道は圓なりと。何を以て地道の方なるを説く。萬物は類を殊にし、形を殊にし、みな分職ありて相爲す能はず。故に曰く、地道は方なりと。主は圓を執り、臣は方に處り、方圓易らざれば、その國乃ち昌ゆ。日夜一周するは圓道なり。月二十八宿に應り、軫と角と屬するは、圓道なり。精四時に行はれ、一上一下、おのく、與に遇ふは、圓道なり。物動けば則ち萌し、萌して生じ、生じて長じ、長じて大に、大にして成る。成れば乃ち衰へ、衰ふれば乃ち殺し、殺すれば乃ち藏するは、圓道なり。雲氣西行、云云然として冬夏輟まず。水泉東流、日夜休まず。上は竭きず、下は滿れず。小の大を爲し、重の輕を爲すは、圓道なり。黃帝曰く、「帝は常處なきなり。處あるものは、乃ち處なきなり」と。以て刑憲せざるを言へるは、圓道なり。人の竅は九。一に居る所あれば、則ち八虛し。八虛しきこと甚だ久しければ、則ち身斃る。故に唯して聽すれば唯止み、

精行四時。一上一下。各與遇。圓道也。物動則萌。萌而生。生而長。長而大。大而成。成乃衰。衰乃殺。殺乃藏。圓道也。雲氣西行。云云然。冬夏不輟。水泉東流。日夜不休。上不竭。下不滿。小爲大。重爲輕。圓道也。黃帝曰。帝無常處也。有處者乃無處也。以言不刑變。圓道也。人

聽して視すれば聽止む。言を以て一を説く、一、留るを欲せず、留運して敗を爲すは、圓道なり。一や齊にして至貴なり。その原を知る莫く、その端を知る莫く、その始を知る莫く、その終を知る莫し。而も萬物以て宗と爲す。聖王はこれに法り、以てその性に令し、以てその正を定め、以て號令を出す。令、主口より出で、官職、受けてこれを行ひ、日夜休まず。宣通下究、民心を識し、四方に遠け、還周復歸、主所に至るは、圓道なり。令圓なれば、則ち不可善不善、塞るところ無し。塞るところ無きは、主道通するなり。故に令は人主の命を爲す所なり。賢不肖安危の定るところなり。人の形體四枝あり、その能くこれを使ふや、その感じて必ず知るが爲なり。感じて知らずんば、則ち形體四枝使はれず。人臣また然り。號令感ぜずんば、則ち得て使はれず。これ有りて使はれずんば、有る無きに若かず。主なるものは、有に非ざるものを使ふなり。舜禹湯武みな然り。先王の高官を立つるや、必ずこれを方に使ふ。方なれば則ち分定る。分定め

惑。則不_レ得_レ而
使_レ矣。有_レ之而
不_レ使。不_レ若_レ無_レ
有。主也者。使_レ
非_レ有者_レ也。舜
禹湯武皆然。
先王之立_レ高
官也。必使_レ之
方。方則分定。
分定則下不_レ
相隱。堯舜賢主也。皆以_レ賢者_レ爲_レ後。不_レ肯_レ與_レ其子孫。猶若_レ立_レ官必使_レ之方。今世之人主。皆欲_レ
世勿_レ失矣。而與_レ其子孫。立_レ官不_レ能_レ使_レ之方。以_レ私欲_レ亂_レ之也。何哉。其所_レ欲者之遠。而所_レ知者
之近也。今五音之無_レ不應也。其分審也。宮徵商羽角。各處_レ其處。音皆調均。不可_レ以相違。此
所以無_レ不受也。賢主之立_レ官。有_レ似_レ於此。百官各處_レ其職。一治_レ其事。以待_レ主。主無_レ不安矣。以此
治_レ國。國無_レ不利矣。以此備_レ患。患無_レ由至矣。

體なし。故に定るといへるなり。四枝は、四肢也。得て使ふべからずして、固執るゝをいふ。有る無きに若かずとは、臣なきにしかずの意。有は、所有也。即ち、殷の湯王が、夏の桀の臣を使ひ、周の武王が、殷の紂王の臣を使ふが如きは、みなその有にあらざるものをつかひし也。方は、正也。隱は、私也。君臣上下、私邪してこれを相蔽蔽するなきをいふ。賢者を以て後となしとは、位を賢者にゆづるをいふ。方は、正にて、私邪ならざるをいふ。世は、父の死して、子これを繼ぐをいふ。みづから子孫に傳へ、世々失はざらんことを冀ふは、これその運きなり。子孫の不肖にして、國を廢す、必ず改置せられて、長久なるを得ず。これ知るところのもの近きなり。その分審なればなりとは、おのづかしの職を守り、集りて以て和をなすをいふ。受けざるは、應ぜざるといふに同じ。

卷第四

孟夏紀第四

孟夏紀

一曰。孟夏之月。日在_レ畢。昏翼中。旦姦女中。其日丙丁。其帝炎帝。其神祝融。其蟲羽。其音徵。律中_レ仲呂。其數七。其性禮。其事視。其味苦。其臭焦。其祀蠶。祭先_レ肺。蟪鳴。丘蚓出。

一に曰く、孟夏の月、日は畢に在り。昏に翼中し、且は姦女中す。その日は丙丁。その帝は炎帝。その神は祝融。その蟲は羽。その音は徵。律は仲呂に在り、その數は七。その性は禮。その事は視。その味は苦。その臭は焦。その祀は蠶。祭るときは肺を先にす。蟪鳴き、丘蚓出で、王蒼生じ、苦菜秀づ。天子明堂の左个に居り、朱絡に乗り、赤駟に駕し、赤旂を載て、赤衣を衣、赤玉を服し、殺と雞とを食ふ。その器は高くして以て輜なり。この月や、立夏なるを以て、立夏に先つこと三日、太史これを天子に謁けて曰く、「某日は立夏なり。盛徳は火に在り」と。天子乃ち齋す。立夏の日、天子親ら三公九卿大夫を率ゐ、以て夏を

王善生。苦菜
秀。天子居。明
堂。左个。乘。朱
輅。駕。赤。駟。載
赤。旂。衣。赤。衣。
服。赤。玉。食。菽
與。雞。其。器。高
以。物。是。月。也。
以。立。夏。先。立
夏。三。日。太。史
謂。之。天。子。曰。
某。日。立。夏。盛
德。在。火。天。子
乃。齋。立。夏。之
日。天。子。親。率
三。公。九。卿。大
夫。以。迎。夏。於
南。郊。還。乃。行
賞。封。侯。慶。賜。
無。不。欣。說。乃

南郊に迎へ、還りて乃ち賞を行ふ。封侯慶賜、欣説せざる無し。乃ち樂師に命じて、禮樂を合するを習はしむ。大尉をして、傑僞を賈し、賢良を遂め、長大を擧げしむ。爵を行ひ祿を出すは、必ずその位に當らしむ。この月や、長を繼ぎ高を増す。壞墮あること無く、土功を起すこと無く、大衆を發すること無く、大樹を伐ること無からしむ。この月や、天子始めて掃す。野處に命じ、出でて田原を行き、農を勞ひ民を勸め、時を失ふ或る無からしむ。司徒に命じ、縣鄙を循行し、農に命じて作を勉め、都に伏すること無からしむ。この月や、獸を驅りて五穀を害する無からしめ、大に田獵する無からしむ。農乃ち麥を升む。天子乃ち歲を以て麥を管め、まづ寢廟に薦む。この月や、百樂を聚め蓄ふ。糜草死し、麥秋至る。薄刑を斷じ、小罪を決し、輕繫を出す。蠶事既に畢り、后妃繭を獻す。乃ち繭稅を收むるに、桑を以て均と爲す。貴賤少長一の如し。以て郊廟の祭服に給す。この月や、天子酌を飲むに禮樂を用ふ。この令を行へば、甘雨三旬に至る。

命。樂。師。習。合。禮。樂。命。太。尉。賈。傑。僞。遂。賢。良。擧。中。長。大。行。爵。出。祿。必。當。其。位。是。月。也。繼。長。增。高。無。有。壞。墮。無。起。土。功。無。發。大。衆。無。伐。大。樹。是。月。也。天。子。始。掃。命。野。處。出。行。田。原。勞。農。勸。民。無。或。失。時。命。司。徒。循。行。縣。鄙。命。農。勉。作。無。伏。于。都。是。月。也。驅。獸。無。害。五。穀。無。大。田。獵。

孟夏に秋令を行へば、則ち苦雨數々來り、五穀滋らず、四鄙保に入る。冬令を行へば、則ち草木早く枯れ、後乃ち大水あり、その城郭を敗る。春令を行へば、則ち蟲蝗敗を爲し、暴風來り格り、秀草實らず。

● 孟夏は、夏の初にて舊曆四月、初夏。孟は初也。畢は、二十八宿の星の名、西方にあり。この月に、日がこの宿を運行す也。 ● 賈。傑。僞。は、とも二二十八宿の星の名、畢は北にあり。この月の朝夕に、めぐりて南の中央にあはると也。 ● 夏は、五行の中の火にあたり、丙丁は、その火にあたるが故にいふ。 ● 炎帝は少典の子、姓は姜氏、火徳を以て天下に王たりしより、炎帝となす。號して神農といふ。死して南方に祀り、火徳の帝となす。 ● 祝融は、顓頊の孫、老童の子、吳回なり。高辛氏の火正たり。死して火官の神となれるなり。 ● 羽は、飛鳥の屬、五鳳の一、五行にあつれば、火にあたる、故にいふ。鳳これが長たり。 ● 蠶は、五蚕の一、水にあたる。 ● 仲呂は、陰律、四月にあたる律也。この月は、陽敬じて外にあり、陰實ちて中に在り、陽を旅し、功を成すよりして仲呂と曰ふ。五行の數は五、火は第二、故に七と曰ふ。 ● その性は蠶、その事は蠶、の二句は、禮記の月令になし。この書の前後にもまたこの例なし。當に衍文なるべし。 ● 若は、五味の一、火にあたる。火はその味苦なりと。 ● 焦は、五臭の一、火にあたる。こげくさきにはひ。 ● 無は、五祀の一、火にあたる。吳回は、回祿の神、蠶に託す。この月は、火王なるが故に、これを祀る。 ● 歸は、五國の一、火にあたる。 ● 蟪蛄は、蝦蟇也。丘蚓は、あづ。この月、陰氣下に動く、故に陰蟪蛄、丘蚓の土中より出づる也。王善は、王瓜也、からすうり。苦菜は、にがな。 ● 明堂の南方の堂の左介即ち東方の堂に居ると也。夏は、方角よ

農乃升麥。天子乃以燕嘗。麥先薦。禮廟。是月也。栗。蓄百藥。糜草死。麥秋至。斷薄刑。決小罪。出輕繫。置事既畢。后妃獻繭。乃收繭稅。以桑爲均。賈賤少長如一。以給郊廟之祭。服是月也。天子飲酎。用禮樂。行之是令。而甘雨至。三旬。孟夏行。秋令。則苦雨數來。五穀不滋。

りいへば雨にあたるが故なり。朱、或は赤といへるは、火徳の屬ふにて、五色を五行にあつれば、夏は赤也。勝は、くりげの屬にて、全身赤くして、たてがみ無し。菽は、五穀の一、種は、五畜の一、五行にあつれば、火にあたる。菽は、豆也。柄は、大也。その宗廟に供ふる穀の、高くして大なるは、夏の物の生長に象る也。春分の後四十六日にして立夏なり。立夏は、多くこの月に在り。太史は、國の六典を掌り、歳時を正し、以て事を御するもの。謂は、告也。南郊は、南方七里の郊也。遷りては、南郊よりかへす也。封侯賜賜とは、それぞれに爵祿等を賜る也。説は、悦に同じ、よるこぶ也。置は、國家を治め、社稷を定め、人民を利する所以、樂は、風を和し、俗を易へ、人の邪を改め、人の正性を存する所以なるが故に、樂師に命じてこれを合するを習はしむる也。大尉は、兵馬を司れるもの。無は、萬人にすぐる人、侯は、侯に倣いて、千人にすぐる人、實は、白也、まうしあぐる也。遂は、遂也、す、むる也。長大は、すげれて立派なる人。常しむとは、よくあてはまるやうに慎ましむる也。長を繼ぎ云々とは、草木の伸長繁茂するをいふ。置は、やぶりにこはす也。即ち、萬物を長養せんとする時氣に逆ふことなかれと也。農官の訪をなすが故なり。これ、前句と同じ理由なり。萬物長養の時氣に逆ふが故なり。屬すは、細高にて織りたる初夏の服をきるをいふ。野處は、山林及び田を司る官。司能は、教化を司る官。縣は、縣内の縣にて、一縣は、二千五百家也。鄙は、五百家也。都は、人民の居宅の聚れるところにて、多は入りてこゝに居り、春より後は出て耕すなり。伏は、藏也、かくる也。即ち、都に休みかくれて、耕作に従事せざるが如きことなからしむと也。長養繁茂する時氣に逆ふからしむる也。升は、飲也。新に賣りたる麥を天子に獻上する也。養は、養也。養の新なるものは、氣尤も盛なり。養を以てこれを食ふは、夏の雨を散らすために養は水面なるが故なり。農官に屬むるは、孝の至り也。この月や、陽氣、盛にして、藥草繁茂す。故にこれを調劑する也。農官は、養

四鄙入保。行冬令。則草木早枯。後乃大水。敗其城郭。行春令。則蟲蝗爲敗。暴風來格。秀草不實。

農の類。麥秋は、麥の熟するとき也。この月は、陽氣上に盛に、五月に及び、陰氣下に伏す。故に薄刑を斷じ、小罪を決し、輕繫にして刑に及ばざるものは、解きてこれを出すは、みなこの穀氣に順ふ也。薄刑は、輕き罪の也。輕繫は、輕罪にて、牢にあるもの。均は、平也。即ち、蠶を使用すること多きものには、税を多くし、その少きものには、税を少くする也。一の如しとは、その税を相均しくするをいふ。都は、天を祭るにて廟は祖先を祭る也。無服に給すとは、その税を、その祭服の料に供すと也。酎は、春にかもしたる醇酒也。春酒こゝに至りて始めて成る、羣臣と禮樂を以てこれを朝に飲み、尊卑を正す也。旬は、十日也。十日一雨、三旬三雨也。苦雨は、時物を傷る雨にて、白露の類。四鄙は、四方の國境の邑也。保は小城也。即ち、孟夏は、陽氣盛なり、然るに金氣殺戮の令を行へば、水、金に生ずるが故に、苦雨殺を殺して繁茂せず。又四境の民、邊鄙の來らんことを畏れ、城郭に入りて、自ら保守するにいたると也。多事固閉の令を行ふ故に、草木厚く枯れ、大水その城郭をやぶり、畜逆の禍をあらはすと也。この月は、常に長を繼ぎ高を増し、陽を助けて長養せしむべし。しかるに、春の啓蟄の令を行ふ故に、蟲蝗の敗あり。又毒の木氣は、多風なるが故に、暴疾の風、氣に應じて至り、まさに秀づべきの草木をして、長茂せしめずと也。

勸學

二に曰く、先王の教は、孝より榮なるは莫く、忠より顯なるは莫し。忠孝は、人君人親の甚だ欲する所なり。顯榮は、人子人臣の甚だ願ふ所なり。然して人君

二曰。先王之教。莫榮於孝。莫顯於忠。

孝人君人親之所甚欲也。顯榮人子人臣之所甚願也。然而人君人親不得其所以欲。人子人臣不得其所願。此生於不知理義。生於不學。學者師達而有材。吾未知其不為聖人。聖人之所為。則天下理焉。在右則右重。在左則左重。是故古之聖王。未有不

人親のその欲する所を得ず、人子人臣のその願ふ所を得ざるは、これ理義を知らざるに生ず。義理を知らざるは、學ばざるに生ず。學ぶもの、師達して材あらば、われ未だその聖人たらざるを知らず。聖人の在るところは、則ち天下理る。右に在れば、則ち右重く、左に在れば、則ち左重し。この故に、古の聖王、未だ師を尊ばざるものあらざるなり。師を尊ぶは、則ちその貴賤貧富を論ぜず。此の若ければ、則ち名號顯れ、德行彰る。故に師の教や、輕重尊卑貧富を争はずして、道を争ふ。その人苟も可ならば、その事可ならざるなく、求むるところ盡く得、欲するところ盡く成る。これ聖人を得るに生じ、聖人は、學に疾くおほひに生ず。學に疾かずして、能くくわいしめいじん魁士名人たるもの、未だこれ嘗て有らざるなり。學に疾くは、師を尊ぶに在り。師尊ければ、則ち言信せられ、道論せらる。故に往きて教ふるものは、化せず。師を召くものは化せず。自ら卑うするものは聽かれず。師を卑うするものは聽かず。師、化せず聽かれざるの術を操り、而も以て

尊師者也。尊師則不論其貴賤貧富矣。若此則名號顯矣。德行彰矣。故師之教也。不爭輕重尊卑貧富。而爭於道。其人苟可。其事無不可。所求盡得。所欲盡成。此生於得聖人。聖人生於疾。學不疾。學而能為魁士名人者。未之嘗有也。疾。學在尊師。師尊則言信矣。

強ひてこれを教へて、道の行はれ、身の尊からんことを欲する、また遠からずや。學ぶもの、化せられず聽かざるの勢に處り、而も以て自ら行ひ、名の顯れ身の安からんことを欲するは、これ腐を懷きて香しからんことを欲するなり。これ水に入りながら濡るゝを惡むなり。およそ説くとは、これを兌ふるなり、これを説くにあらざるなり。今世の説くもの、多くは兌ふる能はずして、反つてこれを説く。それ兌ふる能はずして反つて説くは、これ溺を拯はんとして、これに碰するに石を以てするなり。これ病を救はんとして、これに飲まするに葷を以てするなり。世をしてますく亂れしむ。不肖主の惑を重ぬるもの、これより生ず。故に師たるの務は、理に勝つに在り、義を行ふに在り。理勝ち義立てば則ち位尊し。王公大人も敢へて驕らざるなり。上は天子に至り、これに朝して慙ぢず。およそくわいしめいじん遇合や、合ふや必ずべからず。理を遺て義を釋てて、以て必ずべからざるを要め、而も人のこれを尊ばんことを欲するは、また難からずや。故に師は必ず理に勝ち

道論矣。故往
 教者不化。召
 師者不聽。自
 卑者不聽。卑
 師者不聽。師
 操不化不聽。師
 之術。而以強
 教之。欲道之
 行。身之尊也。
 不亦遠乎。學
 者處不化不
 聽之勢。而以
 自行。欲名之
 顯。身之安也。
 是憤腐而欲
 香也。是入水
 而恐濡也。凡
 說者兌之也。今
 非說之也。今
 世之說者。多

義を行ひ、然して後に尊し。曾子曰く、「君子の道路に行ふ、その父あるもの知るべきなり。その師あるもの知るべきなり。それ父なくして師なきものは、餘はそれ若何ぞや」と。これ師に事ふるの、なほ父に事ふるがごときを言へるなり。曾點、曾參をして、期を過ぎて至らざらしむ。人みな曾點を見て曰く、「乃ち畏るゝなからんや」と。曾點曰く、「かれ畏る雖もわれ存す。安んぞ敢へて畏れん」と。孔子匡に畏る。顔淵後る。孔子曰く、「われ汝を以て死せりと爲せり」と。顔淵曰く、「子、在り。回、何ぞ敢へて死せん」と。顔回の孔子に於けるや、なほ曾參の父に事ふるがごときなり。古の賢者の、その師を尊ぶこと此の若し。故に師は智を盡し道を竭して以て教ふるなり。

● 禮義を知らずとは、君父に在りては、則ち不仁不義、臣子に在りては、則ち不忠不孝なるをいふ。不忠不孝なるが故に、君父は、その欲する所を得ざるなり。不仁不義なるが故に、臣子は、その願ふところを得ざるなり。生ずは、用づといふに同じ。● 學ぶもの、師道その義を通過して、材の劣るなり、聖人の言を言ひ、聖人の行を行はば、これ則ち聖人なりと也。● 道は、治也、をまます也。● 道は、尊也。即ち、聖人右にあれば、その右尊く

弗能兌。而反
 說之。夫弗能
 兌而反說。是
 拯溺而誣之
 以石也。是救
 病而飲之以
 薑也。使世益
 亂。不肖主重
 惑者。從此生
 矣。故爲師之
 務。在於勝理
 在。於行義。理
 勝義立。則位
 尊矣。王公大
 人弗敢驕也。
 上至於天子。
 朝之而不慙。
 凡遇合也。合
 不可必。遺理釋義。以要不可必。而欲二人之悅之也。不亦離乎。故師必勝理行義。然後尊。曾子曰。君子行於道路。其有父者可也。其有師者可也。夫無父而無師者。餘若夫何哉。

なり、その徳大に行はれて、その民を善長に尊ぶべしと也。● 道は遠くして、人は輕きをいふるなり。● 疾は、速也、おもむく也。● 聖士、名人は、聖大の士、名徳の人也。● 備ぜられは、從はる也。則ち、言從はるれば、則ちその道明かちらる也。● 鼻匠に、われ眞實を求むるに固まらず、虚妄の乘りてわれを求むるなり。故に往きて教ふる師は、化從せられざるなり。虚妄はまさに師を求むべくして、反つて師をまねくもまた師の道に化すべからざるなりとあるはこの意なり。● 往きて教ふる師の聽かれざるを言へるなり。● 師を無きて學ぶものも、また師の言を聽かざるをいへるなり。● 遠からずやばは、師のいよ／＼事に遠ざかるをいへる也。● 兌は、馬也、かふる也。● 拯は、救也。● 沈也、おもりのし也。● 救は、治也。● 薑は、毒也。● 道を擇び徳を貴ぶの義を行ふをいふ。● 王者、師を臣とせず。これ師の位の尊きなりと也。● 王公、大人も、敬へて師道を尊んじ軽慢せずと也。● 天子が師に朝し、有徳を尊ぶ、故に尊ぶと也。● 師道と天子とが、時に過ひ、尊ばる、は、必ずしも常にあることにあらずと也。● 要は、求也。また難からずやとは、師たるもの、かくの如きは、これ辨はれざる道をたどりつゝあるなり。しかもかゝる要求をなすは、それ難からずやと也。● 曾子は、孔子の弟子、曾參也。● 餘は云々とは、その餘はいふに足らざると也。● 曾點は、曾參の父也。時に、朝進きて至らず、多く徳を爲すといへるは、これをいへるなり。● 畏るゝは、なほ死するといふに同じ。● 師を尊ぶこと、なほ父を尊ぶがごとくば、則ち師はこれがために、道を進まざして教ふるにいたる。故に師は智を盡し道を竭して教ふと也。

此言事師之猶事父也。曾點使曾參過期而不至。人皆見曾點曰。無乃長一邪。曾點曰。彼雖長我存夫。安敢畏。孔子畏於匡。顏淵後。孔子曰。吾以汝爲死矣。顏淵曰。子在。回何敢死。顏回之於孔子也。猶曾參之於父也。古之賢者與。其尊師若此。故師盡智竭道以教。

尊師

三曰。神農師二
悉諸。黃帝師二
大撓。帝顓頊
師二伯夷。父。帝
學師二伯招。帝
堯師二子州支
父。帝舜師二許
由。禹師二大威
贊。湯師二小臣。
文王。武王師二
呂望。周公旦。
齊桓公師二管
夷。晉文公

三に曰く、神農は悉諸を師とし、黃帝は大撓を師とし、帝顓頊は伯夷父を師とし、帝堯は伯招を師とし、帝堯は子州支父を師とし、帝舜は許由を師とし、禹は大成贊を師とし、湯は小臣を師とし、文王・武王は呂望・周公旦を師とし、齊の桓公は管夷吾を師とし、晉の文公は咎犯・隨會を師とし、秦の穆公は百里奚・公孫枝を師とし、楚の莊王は孫叔敖・沈尹巫を師とし、吳王闔閭は伍子胥・文之儀を師とし、越王句踐は范蠡・大夫種を師とせり。この十聖人六賢者は、未だ師を尊ばざるものあらざるなり。今尊の帝に至らず、智の聖に至らずして、師を尊ぶ無からんを欲す。奚に由りて至らんや。これ五帝の絶えし所以にして、三代の滅

師二咎犯。隨會。
秦穆公師二百里
奚。公孫枝。
楚莊王師二孫
叔敖。沈尹巫。
吳王闔閭師二
伍子胥。文之
儀。越王句踐
師二范蠡。大夫
種。此十聖人
六賢者。未_レ有_レ
不_レ尊_レ師者上_レ也。
今尊_レ不至_レ於
帝。智_レ不至_レ於
聖。而欲_レ無_レ尊_レ
師。奚由_レ至_レ哉。
此五帝之所_レ
以_レ絶_レ三代之
所以_レ滅_レ且_レ天
生_レ人也。而使_レ

びし所以なり。かつ天の人を生ずるや、その耳をして以て聞くべからしむ。學ばずんば、その聞くは聾に若かず。その目をして以て見るべからしむ。學ばずんば、その見るは盲に若かず。その口をして以て言ふべからしむ。學ばずんば、その言ふは爽に若かず。その心をして以て知るべからしむ。學ばずんば、その知るは狂に若かず。故におよそ學は能く益すに非ざるなり。天性を達するなり。能く天の生ずる所を全うして、これを敗る勿からしむ、これを善學と謂ふ。子張は魯の鄆家なり、顏涿聚は梁父の大盜なり、孔子に學べり。段干木は晉國の大阻なり、子夏に學べり。高何縣・子石は齊國の暴者なり、鄒曲に指されしが、子墨子に學べり。索盧參は東方の鉅狡なり、禽滑黎に學べり。この六人は、刑戮死辱の人なり。今徒に刑戮死辱を免れしのみにあらざるなり。これに由りて天下の名士顯人と爲り、以てその壽を終へ、王公大人從ひてこれを禮せり。これこれを學に得しなり。およそ學は、必ず業に進むを務むれば、心は則ち營なし。諷誦を

其耳可_二以聞_一。不_レ學。其聞不_レ若_レ。其見不_レ若_レ。其言不_レ若_レ。其行不_レ若_レ。其心不_レ若_レ。其知不_レ若_レ。其能_レ也。達_二天性_一也。能_レ全_二天之所_レ生_一。而勿_レ敗_レ之。是謂_二善學_一。子張魯之。師家也。顏涿聚。梁父之大盜也。學_二於孔子_一。段干木晉

疾_レめ、司聞_レを謹み、驩_レ愉_レを觀て書意を問ひ、耳目に順_レひて志に逆_レはず、退いて思慮して謂ふ所を求め、時に辨_レ説して以て道を論じ、辨_レするを苟_レもせず、必ず法に中_レる。これを得て矜_レるなく、これを失ひて慙_レつるなく、必ずその本に反_レる。生_レくれば則ち養_レを謹む。養_レを謹むの道は、心を養_レふを貴しと爲す。死すれば則ち祭_レを敬む。祭_レを敬むの術は、時節を務_レと爲す。これ師を尊_レぶ所以なり。唐_レ圃_レを治め、灌_レ漑_レを疾_レへ、種_レ樹_レを務_レめ、葩_レ屨_レを織り、置_レ網_レを結び、蒲_レ葦_レを捆_レち、田_レ野_レに之_レき、耕_レ耘_レを力_レめ、五_レ穀_レを事_レめ、山林に如_レき、川_レ澤_レに入り、魚_レ鼈_レを取り、鳥_レ獸_レを求_レむ。これ師を尊_レぶ所以なり。輿_レ馬_レを視、駕_レ御_レを慎_レみ、衣服_レを適_レくし、輕_レ煖_レを務_レめ、飲_レ食_レに臨_レみ、必ず蠲_レ潔_レにし、調_レ和_レを善_レくし、甘_レ肥_レを務_レめ、必ず恭_レ敬_レにし、顔_レ色_レを和_レけ、辭_レ令_レを審_レかにし、趨_レ翔_レを疾_レへ、必ず嚴_レ肅_レにす。これ師を尊_レぶ所以なり。君子の學_レぶや、義を説_レくには、必ず師を稱_レして以て道を論じ、聽_レ從_レ必ず力を盡_レして以て光明_レにす。聽_レ從_レに力を盡_レさざる、これを命_レけて背_レと曰_レひ、

國之大_レ耻_レ也。學_二於_レ子夏_一。高何_レ縣_レ子石。齊國之_レ器_レ者_レ也。指_二於_レ鄉曲_一。學_二於_レ子墨子_一。宋盧_レ參_レ東方_レ之_レ鉅_レ狡_レ也。學_二於_レ禽_レ滑_レ黎_一。此六人_レ者_レ。刑_レ戮_レ死_レ。非_レ徒_レ免_レ於_レ刑_レ戮_レ死_レ野_レ也。由_レ此_レ爲_二天下_レ名_一士_レ顯_レ人_一。以_レ終_二其_レ壽_一。王_レ公_レ大_レ人_レ從_レ而_レ禮_レ之_レ。此_レ得_二之_レ於_レ學_一也。凡_レ學_レ必_レ務_レ進_レ樂_レ。心_レ則_レ無_レ

義を説_レくに師を稱_レせざる、これを命_レけて叛_レと曰_レふ。背_レ叛_レの人は、賢_レ主_レはこれを朝に内_レれず、君子は輿_レに交友_レせず。故に教といふものは、義の大_レなるものなり。學といふものは、知の盛_レなるものなり。義の大_レなるものは、人を利_レするより大_レなるは莫_レし。人を利_レするは、教_レふるより大_レなるは莫_レし。知の盛_レなるものは、身を成_レすより大_レなるは莫_レし。身を成_レすは、學_レぶより大_レなるは莫_レし。身成_レれば則ち人の子となりて、使_レせずして孝_レなり。人の臣_レと爲_レりて、令_レせずして忠_レなり。人の君_レと爲_レりて、強_レひずして平_レなり。大_レ勢_レあり、以て天下の正_レを爲_レすべし。故に子貢_レ、孔子に問うて曰_レく、「後世に將_レに何を以て夫子を稱_レせんとするか」と。孔子曰_レく、「われ何ぞ以て稱_レするに足らんや。己_レむ勿_レくんば、則ち學を好_レんで厭_レはず、教を好_レんで倦_レまず。それたゞこれか」と。天子、太_レ廟_レに入り先_レ聖_レを祭_レれば、則ち齒_レす。嘗_レて師たりしものをば臣_レとせず。學を敬_レすると師を尊_レぶとを見_レす所以なり。

● 悉_レは辨、語_レは名。小_レ臣_レは、伊_レ尹_レを謂_レふ。聆_レ記_レは、孤_レ偃_レ也。隨_レ會_レは、范_レ武_レ子。百_レ里_レ奚_レは、もと威_レの臣。公_レ孫_レ枝_レは

贊。疾。諷。誦。謹。司。閉。觀。確。愉。一。問。不。道。志。退。思。慮。求。所。謂。時。辨。說。以。論。道。不。苟。辨。必。中。法。得。之。無。矜。失。之。無。慙。必。反。其。本。生。則。謹。養。體。養。之。道。養。心。爲。貴。死。則。教。祭。節。爲。務。此。所。以。尊。師。也。治。唐。圃。疾。灌。漑。務。種。樹。織。蒔。履。結。置。網。掘。蒲。葦。之。田。野。

大夫子榮也。文之儀は、文は氏、之儀は名。范蠡は、字は少伯、楚人なり。大夫種は、姓は文、字は高、楚の郢の人。至らんや、道に至るを得ずと也。五帝三代の徳、また道を重んじ師を尊ばず。これその徳絶せし所以なりと也。聖は、耳聞ゆるなきもの。盲は、目見ゆるなきもの。爽は、病みて別つはこるなきもの。敗は、殺也。鄙は、小也。鄙家は、賤しき家。顯は、唐人也。仲買人、さいとり。その郷里のものに、指して排斥せられしが、後に子墨子に學べりと也。子墨子は、墨翟也。鉅は、大也。鉅は、猶也。鉅は、大なる狡猾もの。禽糶は、墨子の弟子。書は、年譜。營は、惑也。疾は、力也、つとむ也。司閉は、伺候也、つとめて師の側にある也。司は、古への伺の字。確愉云々は、師の親悦する謂て、以て書意を問ふ也。志に逆はずとは、自ら學に力むるの志にそむかざるやうにすとも也。思慮して云々は、思慮するところ是にしてこれを行はんことを求むとも也。辨説云々は、道の義理を辨別する也。苟も云々は、苟も口辨して是にそむき非を爲さず、言は、必ず法に中ると也。矜は、自ら伐る也。慙づるなきとは、慙づて慙むなき也。本は、本性を謂ふ也。時節は、四時の節也。唐は、堤也、以て水の氾濫をふせぐもの。圃は、農圃也、田圃。灌漑は、水をそそぎ入るること。種蒔は、草木をうゑつくること。蒔は、西暦の圃にて、麻にてつくるくつならんといふ。置は、獸類、特に兎を捕ふるあり、網は、鳥又は魚をとらふるあり。捕は、がま。葦は、あし。掘は、即也、うつ也、たぐ也。事は、治也。如は、往也。向は、のりもの。習御は、馬をつかひならすこと。煖は、暖に同じ。獨は、きよくするをいふ。獨は、深也。習は、深に同じ。肥は、脂肪多き也。種蒔は、たちふるまひ、舉動。論は、明也。言は、與也、もとの也。叛は、換也、うつりかはる也。學者の徳にその力を盡さざるは、なほ民の國に背くが如く、義を説くにその師を稱せざるは、なほ臣の爲に叛くが如しと也。子貢は、孔子の弟子。太廟は、首位にあるたまや、太祖の廟。曲は年齒を論ぶこと、即ち年長の者を尊長するをいふ。

力耕。耘。事五穀。如山林。入川澤。取魚鼈。求鳥獸。此所以尊師也。視與馬。慎駕御。適衣服。務輕煖。臨飲食。必調和。務甘肥。必恭敬。和顏色。審辭令。疾澣濯。必嚴肅。此所以尊師也。君子之學也。說義必稱師。以論道。聽從必盡力。以光明。聽從不盡力。命之曰背。說義不稱師。命之曰叛。背叛之人。賢主弗內之於朝。君子不與交友。故教也者。義之大事也。學也者。知之盛者也。義之大者。莫大於利人。利人莫大於教。知之盛者。莫大於成身。成身莫大於學。身成。則爲人子。弗使而孝矣。爲人臣。弗令而忠矣。爲人君。弗強而平矣。有大勢。可三以爲天下正矣。故子貢問孔子曰。後世將何以稱夫子。孔子曰。吾何足以稱哉。勿已者。則好學而不厭。好教而不倦。其惟此邪。天子入太廟。祭先聖。則齒。嘗爲師者。弗臣。所以見教學與尊師也。

誣徒

四に曰く、選師の教は、弟子をして安に、樂に、休に、游に、肅に、嚴にせしむ。この六つのものを學に得れば、則ち邪僻の道塞り、理義の術勝つ。この六つのものを學に得ざれば、則ち君は臣に令する能はず、父は子に令する能はず、師は徒に令する能はず。人の情、その安せざる所に樂む能はず。その樂まざる所に得る能はず。これを爲して樂む、奚ぞ賢者を待たん、不肖者と雖も、なほこ

四曰。選師之教也。使弟子安焉。樂焉。休焉。游焉。肅焉。嚴焉。此六者得於學。則邪僻之道塞矣。理義之術勝

矣。此六者不
得_レ於學。則君
不能_レ令_レ臣。
父不能_レ令_レ子。
師不能_レ令_レ徒。
人之情。不
能_レ樂_レ其所_レ。
不安。不能_レ得_レ
於其所_レ不樂。
爲_レ之而樂矣。
奚待_レ賢者。雖_レ
不肖者。猶若_レ
動_レ之。爲_レ之而
苦矣。奚待_レ不
肖者。雖_レ賢者。
猶不能_レ久。反_レ
諸人情。則得_レ
所以勸_レ學矣。
子華子曰。王
者樂_レ其所_レ以

れを勸むが若し。これを爲して苦しむ、奚ぞ不肖者を待たん、賢者と雖も、なほ
久しき能はず。これを人情に反せば、則ち學に勸む所以を得。子華子曰く、「王者
はその王たる所以を樂み、亡者もまたその亡ぶる所以を樂む」と。故に獸を
烹るは、以て獸を盡すに足らず。その肺を嗜めば則ち幾し。然らば則ち、王者は
理義に嗜むあるなり。亡者もまた暴慢に嗜むあるなり。嗜むところ同じからず。
故にその禍福もまた同じからず。教ふる能はざるものは、志氣和せず、取舍し
しば變じ、固より恒心なきこと、晏陰喜怒の處なきが若し。言談日に易り、以て
恣に自ら行ふ。これを失ふは己れに在り。肯へて自ら非とせず。復過自ら用
ひ、証め移すべからず。權を見、勢に親づき、及び富厚あるものには、その材を
論せず、その行を察せず、蔽りてこれを教へ、阿りてこれに諂ひ、及ばざるを
恐るゝが若し。弟子の居處修潔にして、身狀倫を出で、聞識疏達にして、學に
就くや敏疾、本業終るに幾きものをば、則ち從ひてこれを抑へ、難みてこれを懸

主。亡者亦樂_レ
其所_レ以_レ亡。故
樂_レ不_レ足_レ以_レ
盡_レ歡。嗜_レ其_レ膳
則_レ幾_レ矣。然則
王者有_レ嗜_レ乎
理_レ也。亡者
亦有_レ嗜_レ乎暴
慢_レ也。所_レ嗜_レ不_レ
同。故其禍福
亦不_レ同。不能_レ
教者。志氣不_レ
和。取舍數變。
固無_レ恆心。若_レ
晏陰喜怒無_レ
處。言談日易。
以_レ恣自行。失_レ
之在_レ己。不_レ肯
自非。復過自
用。不_レ可_レ証移。

め、妬みてこれを惡む。弟子去らんとすれば、則ち終らんことを冀ひ、居かん
とすれば、則ち安からず、歸らんとすれば、則ち父母兄弟に愧ぢ、出でんとすれ
ば、則ち知友・邑里に慙づ。これ學者の悲しむところなり。これ師徒相與に心を異
にせるなり。人の情、己れに異なるものを惡む。これ師徒相與に怨尤を造すなり。
人の情、その怨むところを親む能はず。その惡むところを譽むる能はず。學業の
敗、道術の廢、これより生ず。善く教ふるものは則ち然らず。徒を視る己れの
如し。己れに反りて以て教ふれば、則ち教の情を得るなり。人に加ふるところは、
必ずおのれに行ふべし。此の若くば、則ち師徒體を同じうす。人の情、己れに同
じきものを愛し、己れに同じきものを譽め、己れに同じきものを助く。學業の章
明や、道術の大行や、これより生ず。學ぶ能はざるものは、師に従ふこと、苦にし
て學の功を欲するなり。師に従ふこと、淺にして學の深を欲するなり。草木雞狗
牛馬も、讒話もてこれを遇すべからず。讒話もてこれを遇すれば、則ちまた讒話も

見權親勢。及有富厚者。不其行。敵而教之。阿而諂之。若恐弗及。弟子居處修潔。身狀出倫。聞識疏達。就學敏疾。本業幾終者。則從而抑之。繼而惡之。而而惡之。弟子去則寔終。居則不安。歸則愧於父母兄弟。出則慙於知友。邑里。此學者之所悲也。此師

て人に報ゆ。また況んや、達師と道術の言とをや。故に學ぶ能はざるものは、師を遇すれば則ち中らず、心を用ふれば則ち專ならず、これを好めば則ち深からず、業に就けば則ち疾からず、論を辯すれば則ち審かならず、人に教ふれば則ち精しからず。師に於て慍られ、俗に懷んじ、神を世に羈す。勢を矜り尤を好む。故に巧智に湛る。小利に昏ひ、嗜欲に惑ひ、事を問へば則ち前後相悖り、章を以てすれば則ち異心あり、簡を以てすれば則ち相反するあり。離るれば則ち合する能はず、合すれば則ち離つ能はず、事至れば則ち受す能はず。これ學ぶ能はざるもの患なり。

● 運師は、ひろく道運に通達せる師。運は、運也。● 無は、斷也、たゆる也。術は、道也。勝つは、なほ行はるといふに同じ。● 徒は、弟子也。● 自得する意。● 子孫子は、古への道を體得せし人。その王たる所以を樂む、故に玉を得、殷の湯王、周の武王これなり。その亡ぶる所以を樂む、故に亡を得、夏の桀王、殷の紂王これなりと也。● 別は、乾したる肉。類は、近也。● 嗜むは、樂むといふに同じ。● 即ち、運義を行ふを樂むといふ也。● 運義を嗜めば則ち類を得。類を得れば則ち福を得。其の得る所の福同しからずとなり。● 受は、空清き也。陰は、そらくもる也。陰は、常也。● 慍は、異也、道にそむく也。● 羈は、縛也。● 板本「羈」に作るは誤

徒相與異心也。人之情。惡異於己者。此師徒相與造怨。尤也。人之情。不能親其所以怨。不能善其所惡。學業之敗也。道術之廢也。從此生矣。善教者則不然。視徒如己。反己以教。則得教之情也。所加於人。必可行於己。若此則師徒同體。人之情。愛同於己者。愛同於己者。學業之章明也。道術之大行也。從此生矣。不能學。從師苦而欲學之功也。從師淺而欲學之深也。草木雞狗牛馬。不可讒誦遇之。讒誦遇之。則亦讒誦報人。又況乎達師與道術之言乎。故不能學。遇師則不中。

● 敵は、屬に同じ、はせす、あての意。● 居處は、身のあつかひ方、學勤。修潔は、身をさめ清くする也。● 倫は、匹也、たぐひ、ともがら。● 類は、類也。● 類は、近也。● 類は、苦也。● 居は、近也。● 弟子たるもの、去らんと欲すれば、則ちみづからその業を修へんことを冀ひて、かつ誦誦し、師に近づきて居らんとすれば、その惡まるゝに苦み、心安からずと也。● 慍は、怒也、はづる也。● 羈元は、うちみさかふ也。● 充は、逆也、さかふ也。● 情は、理也。● 人に対して施すところのものは、人樂むをいふ。● 體は、行也。● 章明は、あきらかにあらはる、也。● 章は、明也。● 若は、假に同じ、もろそかにして、精敏ならざる也。● 功は、堅也、かたき也。● 師に従ふことおろそかに漬くして、而も學の堅く深からんことを欲すと也。● 體は、實め辱むる也。● 類は、類也、せむる也。● 誦は、居也、風也。● 中らずは、正しからざる也。● 專ならずは、壹ならず也。● 心にこれを好まざる故に、深き能はず、業に就きて、疾速ならざるなりと也。● 審ならずは、是非を明かにする能はずと也。● 精しからずは、人に教へて是非を別たしむること精敏ならずと也。● 師に懷られば、是非を別つ能はざるが故に、師より惡まると也。● 慍は、怒也。● 陰は、安也。● 陰は、空也、ひく也。● 世は、時也。● 即ち、その精神が、世務にひかされて、脱然たる能はずと也。● その權勢をはこり、好んで運をとがむるが如きことをなすと也。● 故に巧詐の智に深入りをすと也。● 昏は、迷也。● 悖は、亂心。● 羈は、一に軍につくる。● 心は、義といふに同じ。● 羈は、一に文につくる。● 反は、易也。● かはる也。● 陰は、別也。● 受は、成といふに同じ。

用心則不專。好之則不深。就業則不疾。辯論則不審。教人則不精。於師。慍。慎。於俗。驕。於世。矜。勢。好。尤。故。湛。於。巧。智。昏。於。小。利。惑。於。嗜。欲。開。事。則。前。後。相。悖。以。章。則。有。異。心。以。簡。則。有。相。反。離。則。不。能。合。合。則。弗。能。離。事。至。則。不。能。受。此。不。能。學。者。之。患。也。

用衆

五曰。善學者。若齊王之食。難也。必食其。跖數千。而後。足。雖不足。猶。若。有。跖。物。固。莫。不。有。長。莫。不。有。短。人。亦。然。故。善。學。者。假。人。之。長。以。補。其。短。故。假。人。者。遠。有。天。下。無。醜。不。能。

五に曰く、善く學ぶものは、齊王の難を食ふが若きなり。必ずその跖數千を食ひて後足る。足らずと雖も、なほ跖あるが若し。物は固に長あらざるなく、短あらざるなし。人もまた然り。故に善く學ぶものは、人の長を假りて以てその短を補ふ。故に人に假るものは、遂に天下を有つ。能はざるを醜づるなく、知らざるを惡むなし。能はざるを醜ぢ、知らざるを惡むは病なり。能はざるを醜ぢず、知らざるを惡まざるは尙なり。桀・紂と雖も、なほ畏るべく取るべきものあり。而るに況んや賢者に於てをや。故に學士曰く、「辯議は爲さざるべからず」と。辯議にして苟も爲すべくんば、これ教なり。教は大議なり。辯議にして爲すべからざるは、

無惡不知。醜不能。惡不知。病矣。不醜不知。能。不惡不知。尙矣。雖桀紂。猶有可長可取者。而況於賢者乎。故學士曰。辯議不可不爲。辯議而苟可爲。是教也。教大議也。辯議而不爲。是。被。禍。而。出。衣。錦。而。入。戎。人。生。乎。戎。長。乎。戎。而。戎。言。不。知。其。所。受。之。楚。人。生。乎。楚。長。乎。

これ禍を被て出で、錦を衣て入るなり。戎人は戎に生れ、戎に長じて戎言す、そのこれを受くる所を知らず。楚人は楚に生れ、楚に長じて楚言す。そのこれを受くるところを知らず。今楚人をして戎に長じ、戎人をして楚に長せしめば、則ち楚人は戎言し、戎人は楚言せん。是に由りて之を觀れば、われ未だ亡國の主の、以て賢主たるべからざるを知らざるなり。その生長せる所のもの不可なるのみ。故に生長する所をば、察せざるべからざるなり。天下に粹白の狐なし。而も粹白の裘あるは、これを衆白に取れるなり。それ衆に取るは、これ三皇・五帝の、大に功名を立てし所以なり。およそ君の立つ所以は、衆に出づるなり。立つこと已に定りて、その衆を舍つるは、これその末を得て、その本を失ふなり。その末を得て、その本を失ひながら、安居するを聞かず。故に衆勇を以てすれば、孟賁にも畏るゝなく、衆力を以てすれば、烏獲にも畏るゝなく、衆視を以てすれば、離婁にも畏るゝなく、衆知を以てすれば、堯・舜にも畏るゝなし。夫れ衆を以

楚而楚言。不知其所受之。今使下楚人長乎戎。戎人長乎楚。則楚人戎言。戎人楚言矣。由是觀之。吾未可知亡國之主。不可三以爲賢主也。其所生長者。不可耳。故所生長。不可不察也。天下無粹白之狐。而有粹白之裘。取之衆白也。夫取於衆。此三蟲五帝之所。以大立功名也。凡君之所立。出乎衆也。立已定。而舍其衆。是得其末。而失其本。得其

てするは、これ君人の大寶なり。田駢、齊王に謂つて曰く、「孟賁は術を患ふべきに庶し、而も邊境患へず」と。楚・魏の王は、辭言もて説かざれども、而も境内已に脩備し、兵士已に脩用せり。これを衆に得たればなり。

● 師は、賊に同じ、足のうち。古註によるに、學者の、道を取ること衆多にして、然して後優るに喻へしなり、淮南子の説山訓にも、この句あり、數千を數十に作る、蓋し難に於て相與なるなし ● この句古來明解なし、或はいふ原文の「不」の字は衍にして、足ると雖も而も師は師の未だ食ひ盡さざるあるが如しとの意にて、衆を好む者の多きを負り得るを務むるの意を形容するのみと ● 孔子が不能をはず知を疑まらずして、太廟に入り、事ごととに問ひしが如きをいふ ● 病は、困也 ● 尙は、上也 ● 樂王が瓦を作り、射王が胡粉を作り、今人これを棄とす。取るべきの一隅たり ● 襜は、毛布也。襜をきて内におり、錦をきて外におるべきはざなり。然るにこれに反するが故に不可なりと也 ● 戎人は、化外の民、外國人 ● 粹は、純也 ● 三蟲は、伏羲・神農・女媧也。五帝は、黃帝・帝堯・顓頊・帝舜・帝禹也 ● 孟賁は、古への大勇士。烏獲は、大力ありてよく千鈞をあげしといふ。離婁は、黃帝の時代におりし明目の人にして、能く針の末を百歩の外に見たりといふ ● 齊の邊境の、孟賁を以て要となさざるものは、衆あるがためなりと也

所。以大立功名也。凡君之所立。出乎衆也。立已定。而舍其衆。是得其末。而失其本。得其

末而失其本。不聞安所。故以衆勇。無長乎孟賁矣。以衆力。無長乎烏獲矣。以衆視。無長乎離婁矣。以衆知。無長乎堯舜矣。夫以衆者。此君人之大寶也。田駢謂齊王曰。孟賁庶乎患術。而邊境亦恐。楚魏之王。辭言不説。而境内已脩備矣。兵士已脩用矣。得之衆也。

卷第五

仲夏紀第五

仲夏紀

一曰仲夏之月。日在東井。昏亢中。且危中。其日丙丁。其帝炎帝。其神祝融。其蟲羽。其音徵。律中蕤賓。其數七。其味苦。其臭焦。其祀瘠。祭先肺。小暑至。蝗生。始鳴。反舌無

一に曰く、仲夏の月、日は東井に在り。昏に亢中し、且に危中す。その日は丙丁。その帝は炎帝。その神は祝融、その蟲は羽、その音は徵、律は蕤賓に中り、その數は七、その味は苦、その臭は焦、その祀は瘠、祭るときは肺を先にす。小暑至る。蝗生じ、鳴始めて鳴き、反舌聲なし。天子明堂の太廟に居り、朱輅に乗り、赤駟に駕し、赤旂を載て、朱衣を衣、赤玉を服し、菽と雞とを食ふ。その器は高くして以て柄なり。壯狻を養ふ。この月や、樂師に命じて、鞀・鞀の鼓を修め、琴・瑟・管・簫を均しくし、干・戚・戈・羽を執り、竿・笙・壎・篪を調べ、鐘・磬・祝・故を飭へしむ。有司に命じ、民の爲に、山川百原を祈祀し、大に

聲。天子居明堂。太廟。乘朱輅。駕赤駟。載赤旂。衣朱衣。服赤玉。食菽。與雞。其器高以柄。養壯狻。是月也。命樂師。修鞀。鞀。均琴瑟。管簫。執干戚。戈羽。調竿笙。壎篪。飭鐘磬。祝故。命有司。爲民祈。祀山川百原。大雩。帝用盛樂。乃命百縣。下祭祀。百辟卿士。有益於民者。以新

帝に雩するに、盛樂を用ひしむ。乃ち百縣に命じ、百辟卿士の民に益あるものを雩祭祀せしめ、以て穀實を祈る。農は乃ち黍を登む。この月や、天子雩を以て黍を嘗む。羞むるに含桃を以てす。まづ寢廟に薦む。民に令して、藍を刈りて以て染むること無からしめ、炭を燒くなからしめ、布を暴すなからしむ。門閭閉づるなからしめ、關市索むる無からしむ。重囚を挺うしてその食を益す。游牝其羣を別にし、則ち騰駒を繁ふ。馬正を班ぐ。この月や、日長至り、陰陽争ひ、死生分る。君子齋戒し、處るに必ず身を揜ひ、靜を欲して躁ぐ無く、聲色を止めて進む或る無く、滋味を薄くして和を致す無く、嗜慾を退けて心氣を定む。百官事を靜にして刑するなく、以て晏陰の成るところを定む。鹿の角解ち、蟬始めて鳴き、半夏生じ、木董榮く。この月や、火を南方に用ふる無かれ。以て高明に居る可く、以て遠く眺望すべく、以て山陵に登るべく、以て臺榭に處るべし。仲夏に冬令を行へば、則ち雹散穀を傷け、道路通せず、暴兵來り至る。春令を行へば、則ち五

實早成。民殃於疫。

二曰。音樂之所由來者遠矣。生於度量。本於太一。太一出兩儀。兩

この月は、陰氣始めて下に起り、盛陽その上をまはふ、故に争ひといふ。死生分るとは、陽氣に感じて、まきに長ずるものは生じ、陰氣に感じてすてに成れるものは死し、死生相半ばするをいふ。身を排ひとは、はじめて生ぜんとする陰氣にかかされざる様にする也。聖は、五音也、音樂也。色は、五色也。和は、調和也。即ち、陰陽の氣變なり、人を濁くることあるが故也。事は、政治也。憂は安也。陰氣は、安靜なるが故に、これを憂陰といふ、即ち、かくして將に生ぜんとする陰氣の成定するを待つと也。また時を記せるなり。半夏は、藥草、はくそみ。木蘭は、わくり、原註によれば、あさがお。この月は、陽氣盛なり。然るにまた火をその方に用ふれば、將に生ぜんとする陰氣を害するが故也。明は、顯也、あきらか也。蓋は、土を四角に積みて高きもの。樹は、これに草木をうゑたるもの。以上は、みな陽氣に順ひてこれを宣明する所以也。冬多のために、霜降り、五穀を傷害し、道路を閉鎖して通せしめず、暴害の兵はしいま、に來ると也。聲は、地の屬、穀物を害すの蟲類。琴瑟は、董おちしむ也。

大樂

一に曰く、音樂の由りて來るところのもの遠し。度量に生じ、太一に本づく。太一は兩儀を出し、兩儀は陰陽を出す。陰陽の變化は、一上一下、合して章を成す。渾渾沌沌として、離るれば則ち復た合ひ、合へば則ち復た離る。これを天

儀出陰陽。陰陽變化。一上一下。合而或。章渾渾沌沌。離則復合。合則復離。是謂天常。天地車輪。終則復始。極則復反。莫不感當。日月星辰。或疾或徐。日月不同。以盡其行。四時代興。或暑或寒。或短或長。或柔或剛。萬物所出。造於太一。化於陰陽。萌芽始。震。凝滲以形。

常と謂ふ。天地は車輪のごとく、終れば則ち復た始り、極れば則ち復た反り、感な當はざる莫し。日月星辰、或は疾く或は徐かに、日月同じからず、以てその行を盡す。四時代、興り、或は暑く或は寒く、或は短く或は長く、或は柔に或は剛に、萬物の出づるところ、太一に造り、陽陰に化す。萌芽始めて震き、凝滲以て形し、形體處を有すれば、聲あらざるなし。聲は和に出で、和は適に出づ。和適、先王の樂を定むる、これに由りて生ず。天下太平、萬物安寧、みなその上に化ふ。樂乃ち成すべし。樂を成すに具あり。必ず嗜慾を節む。嗜慾辭けず、樂乃ち務すべし。樂を務すに術あり。必ず平に由りて出づ。平は公より出で、公は道より出づ。故にただ道を得し人のみ、それ與に樂を言ふべきか。亡國戮民には、樂なきにあらざるなり。その樂は樂しからず。溺者は笑はざるにあらざるなり。罪人は歌はざるにあらざるなり。狂者は武ならざるにあらざるなり。亂世の樂は、これに似たるあり。君臣位を失ひ、父子處を失ひ、夫婦宜しきを失ひ、

形體有聲。莫不有聲。聲出於和。和出於適。和適先王定樂。由此而生。天下太平。萬物安寧。皆化其上。樂乃可成。成樂有具。必節嗜慾。嗜慾不辟。樂乃可務。務樂有術。必由平出。平出於公。公出於道。故惟得道之人。其可與言樂乎。亡國踐民。非無樂也。其樂不樂。溺者

民人呻吟し、それ以て樂を爲すや。これを若何ぞや。およそ樂は、天地の和、陰陽の調なり。始めて人を生ぜしものは天なり。人に事なし。天、人をして欲するあらしむ。人求めざるを得ず。天、人をして惡むあらしむ。人辟けざるを得ず。欲と惡とは、天より受けしところなり、人興すを得ず、變ずべからず、易ふべからず。世の學者、樂を非るものあり。安に由りて出でんや。大樂は、君臣父子長少の歡欣して説ぶところなり。歡欣は平に生じ、平は道に生ず。道といふものは、これを視れども見えず、これを聽けども聞えず、狀を爲すべからず。見えざるをこれ見、聞ざるをこれ聞き、狀なきをこれ狀するを知るものあらば、則ちこれを知るに幾し。道といふものは、至めて精なり、形を爲すべからず、名を爲すべからず。彊ひてこれを爲して、これを太一と謂ふ。故に一なるものは制令にして、兩なるものは從聽なり。先聖は兩を擇てて一を法ふ。これを以て萬物の情を知れり。故に能く一を以て政を聽くものは、君臣を樂ませ、遠近を和け、黔首を説

非不笑也。非人非不歌也。狂者非不武也。亂世之樂。有似於此。君臣失位。父子失處。夫婦失宜。民人呻吟。其以爲樂也。若之何哉。凡樂天地之和。陰陽之調也。始生人者天也。人無事焉。天使人有欲。人弗得不求。天使人有惡。人弗得不辟。欲與惡。所愛於天也。人不

ばせ、宗親を合す。能く一を以てその身を治むるものは、災を免れ、その壽を終へ、その天を全うす。能く一を以てその國を治むるものは、姦邪去り、賢者至り、大化を成す。能く一を以て天下を治むるものは、寒暑適し、風雨時にして、聖人と爲る。故に一を知れば則ち明かにして、兩を明かにすれば則ち狂なり。

● 遠は、久也 ● 太一は、道也、萬物の根元、太始 ● 兩儀は、天地、出は、生也 ● 章は、形といふに同じ ● 淵源流祀は、物事の區別の不明なるさまをいふ ● 天常は、天の常道也 ● 麗は、附也。成は、みな也。當は、合也 ● 同じからずとは、度に長短あるをいふ。その行を離すと、その行度をつくすにて、牽牛に超り、周りに更に牽牛にいたるをいふ ● 多は多し、夏は暑く、冬至は短く、夏至は長く、昏は暁か、秋は剛なりと也。太一は、道也。道は、始也。陰陽は、萬物を化感するものなり ● 麗は、動也。麗源は、事のたゆまざり固る也。麗は、事に同じと廣韻字典にあり。形とは、形體を有するにいたるをいふ ● これに由りて生ずとは、和適によりて生ずる也 ● 化は、隨といふに同じ ● 節は、止也 ● 時は、明也 ● 務は、成也 ● 公は、正也 ● 言は、説也、とく也 ● 戮民は、はづかしめられたる民也 ● 難に和せざるが故に、樂しからざるなり ● 水に濡れたる人は、必ず笑ふものなり。然れども、その笑は、心によるこぼざる笑なりと也 ● 罪人の當に死すべきもの、強ひて歌ふ、然れども、心に樂みて歌ふものにあらずと也 ● 正者は、武ならざるにあらずといへども、その武は長るに足らざるものなりと也 ● 如何ぞ樂を以て樂むを得んと也 ● 欲は、貪也 ● 人の自然の情の欲なるが故に、人は、求むるあらざるを得ずと也 ● 惡は、憎

躁。以此駭心。氣動耳目。搖蕩生則可矣。以此爲樂。則不樂。故樂愈修。而民愈鬱。國愈亂。主愈卑。則亦失樂之情矣。凡古聖王之所爲。貴樂者。爲其樂也。夏樂殷。紂作爲修樂。大鼓鐘磬。管簫之音。以鉦爲美。以衆爲觀。假龍珠瑰。耳所未嘗聞。目所未嘗見。務以相過。不

を觀れば、則ち樂の情を失へり。樂の情を失へば、その樂は樂しからず。樂の樂しからざるものは、その民必ず怨み、その生必ず傷む。その生の樂に與けるや、氷の炎日に於けるが若し。反つて以て自ら兵す。これ樂の情を知らざるより生じ、而して修を以て務と爲すが故なり。樂の情あるは、これを醫ふれば、肌膚形體の情性あるが若きなり。情性あれば、則ち必ず性養あり。寒溫勞逸饑飽、此の六つのものは、適にあらざるなり。およそ養なるものは、嗜る適にあらずして、これを以て適するものなり。能く以て久しくその適に處れば、則ち生長し。生なるものは、その身固より靜にして、感じて後知り、或はこれを使ふなり。遂けて返らざるは、嗜欲に制せらる。嗜欲に制せらるゝこと窮り無ければ、則ち必ずその天を失ふ。かつそれ嗜欲窮無ければ、則ち必ず貪鄙悖亂の心、淫佚姦詐の事あり。故に強者の弱を劫し、衆者の寡を暴ひ、勇者の怯を凌ぎ、壯者の幼に傲るは、これより生ず。

用度量。宋之衰也。作爲千鍾。齊之衰也。作爲大呂。楚之衰也。作爲巫音。修則修矣。自有道者一觀之。則失樂之情。失樂之情。樂不樂者。其民必怨。其生必傷。其生之與樂也。若冰之於炎日。反以自兵。此生乎不知樂之情。而以修爲務故也。樂之有情。譬之若肌膚形體之有情性也。有性情。則必有性養矣。寒溫勞逸饑飽。此六者非適也。凡養也者。嗜非適。而以之適者也。能以久處其適。則生長矣。生也者。其身固靜。感而後知。或使之也。遂而不返。制乎嗜欲。制乎嗜欲。無窮。則必失其天矣。且夫嗜欲無窮。則必有貪鄙悖亂之心。淫佚姦詐之事矣。故強者劫弱。衆者暴寡。勇者凌怯。壯者傲幼。從此生矣。

● 養は、重大なるもの意 ● 饑は、饑也、わざはひ也。饑は、饑に同じ、かゝる也、あふ也 ● 情は、實也、眞實の意味也 ● 本草は、木或は草にてつくりたる樂器。金石、絲竹も同じ。嗚は、聲高く叫ぶこと ● 搖蕩は、うごかし亂す也 ● 侈は、淫也、みだる也。麗は、麗也、うちわ也 ● 侈樂は、淫樂也。鉦は、大也。衆は、衆多き也。假龍は、奇異也。珠瑰も、たぐひなくめづらしき也。勢めて以て相過ぎとは、樂の法則にしたがはざるをいふ ● 千鍾は、鐘律の名。大呂は、齊の鐘律の名。巫は、女のかんなぎ也、みこ ● 正樂にあらざるが故に樂しからざる也 ● 怨は、怒也。傷は、痛也 ● 興は、於に同じ ● 兵は、災也、わざはひ也 ● 適は、中適也 ● 長は、久也 ● 天は、身也

適音

四曰耳之情。欲聲。心不樂。五音在前弗聽。目之情欲色。心弗樂。五色在前弗視。鼻之情欲芬香。心弗樂。芬香在前弗嗅。口之情欲滋味。心弗樂。五味在前弗食。欲之者。耳目鼻口也。樂之弗樂者。心也。心必和平。然後樂。心必樂。然後耳目鼻口有欲之。故樂之務。在

四に曰く、耳の情、聲を欲するも、心樂しまざれば、五音前に在りとも聽かず。目の情、色を欲するも、心樂しまざれば、五色前に在りとも視ず。鼻の情、芬香を欲するも、心樂しまざれば、芬香前に在りとも嗅がず。口の情、滋味を欲するも、心樂しまざれば、五味前に在りとも食はず。これを欲するものは、耳目鼻口なり。これを樂み、樂まざるものは心なり。心必ず和平にして、然して後に樂む。心必ず樂み、然して後に耳目鼻口の以てこれを欲するあり。故に樂の務は、心を和ぐるに在り。心を和ぐるは、適を行ふに在り。それ樂に適あれば、心にもまた適あり。人の情は、壽を欲して天を惡み、安を欲して危を惡み、榮を欲して辱を惡み、逸を欲して勞を惡む。四欲得られ、四惡除かるれば、則ち心適す。四欲の得らるゝは、理に勝つに在り。理に勝つて以て身を治むれば、則ち生全し。以て生全ければ、則ち壽長し。理に勝つて以て國を治むれば、則ち法立つ。法立てば則ち天下服す。故に心を適にするの務は、理に勝つに在り。それ

於和心。和心在於行。適。夫樂有適。心亦適。人之情欲安而惡危。欲榮而惡辱。欲逸而惡勞。四欲得。四惡除。則心適矣。四欲之得也。在勝理。勝理以治身。則生全。以生全。則壽長矣。勝理以治國。則法立。法立。則天下服矣。故適心之務。在於勝理。夫音亦

音もまた適あり。太だ鉅なれば、則ち志蕩く。蕩を以て鉅を聽けば、則ち耳容れず。容れざれば、則ち横塞す。横塞すれば、則ち振く。太だ小なれば、則ち志嫌ふ。嫌を以て小を聽けば、則ち耳充たず。充たざれば、則ち聾らす。聾らざれば、則ち窶す。太だ清なれば、則ち志危し。危を以て清を聽けば、則ち耳豁極す。豁極すれば、則ち鑿せず。鑿せざれば、則ち竭く。太だ濁なれば、則ち志下る。下を以て濁を聽けば、則ち耳收らず。收らざれば、則ち搏ならず。搏ならずれば、則ち怒る。故に太鉅太小太清太濁は、みな適にあらざるなり。何をか適と謂ふ。衷は音の適なり。何をか衷と謂ふ。大、鈞を出でず、重、石に過ぎざるは、小大輕重の衷なり。黃鐘の宮は、音の本なり。清濁の衷なり。衷なるものは適なり。適を以て適を聽けば則ち和す。樂に太なく、平和なるものは是れなり。故に治世の音は、安らかにして以て樂し。その政平なればなり。亂世の音は、怨みて以て怒る。その政乖なればなり。亡國の音は、悲にして以て哀なり。その政險

以爲黃鐘之宮。吹曰舍少。次制十二筒。以之阮隴之下。應鳳皇之鳴。以別十二律。其雄鳴爲六。雌鳴亦六。以比黃鐘之宮。適合黃鐘之宮。皆可生之。故曰黃鐘之宮。律呂之本。黃帝又命伶倫與榮將。鑄十二鐘。以和五音。以應英韻。以仲春之月。乙卯之日。日在奎。

を舞はしむるを致せり。瞽叟乃ち五弦の瑟を拵ち、作つて以て十五弦の瑟と爲し、これを命けて大章と曰ひ、以て上帝を祭れり。舜立ちて延に命ず。乃ち瞽叟の爲りしところの瑟を拵ち、これに八弦を益し、以て二十三弦の瑟と爲せり。帝舜乃ち質をして、九招六列六英を修め、以て帝徳を明かにせしめたり。禹立ち、天下に勤勞して日夜懈らず。大川を通じ、壅塞を決し、龍門を鑿ち、滎水を降通じて以て河に導き、三江五湖を疏して、これを東海に注ぎ、以て黔首を利せり。ここに於て、皋陶に命じて夏箒・九成を作爲し、以てその功を昭かにせしめたり。殷湯位に即き、夏無道を爲し、萬民を暴虐し、諸侯を侵削し、軌度を用ひざりしかば、天下これを患へたり。湯こゝに於て、六州を率ゐて以て桀の罪を討ち、功名大に成り、黔首安寧なりしかば、湯乃ち伊尹に命じて、大護を作爲し、晨露を歌ひ、九招六列を修め、以てその善を見さしめたり。周の文王岐に處り、諸侯殷の三淫を去りて文王を翼けたり。散宜生曰く、「殷伐つべきなり」と。文王許さず。周公

始奏之。命之曰成池。帝顓頊生自若水。實處空桑。乃登爲帝。惟天之合。正風乃行。其音若鸛。鸛淒淒。鸛鳴。帝顓頊好其音。乃令飛龍作效。八風之音。命之曰承雲。以祭上帝。乃令鍾先爲樂。倡。鍾乃偃。以三其尾。鼓其腹。其音英英。帝學命成。黑。作爲聲。歌九招六列六

且乃ち詩を作りて曰く、「文王上に在り、於天に昭かなり、周は舊邦なりと雖も、それ命維れ新なり」と。以て文王の徳を編めたり。武王位に即き、六師を以て殷を伐たんとす。六師未だ至らず、銳兵を以て、これに牧野に克ち、歸りて乃ち俘馘を京太室に薦め、乃ち周公に命じて大武を爲作せしめたり。成王立ち、殷の民反せり。王、周公に命じて踐きてこれを伐たしめたり。商人象を服し、虺を東夷に爲せり。周公遂に師を以てこれを逐ひ、江南に至れり。乃ち三象を爲り、以てその徳を嘉せり。故に樂の由りて來れるところのもの尙し。ひとり一世の造る所たるのみに非るなり。

● 節は、酒也。侈は、大也。正は、雅也。聲は、風也。 ● 鳳は、盛也。亡は、滅也。 ● 朱襄氏は、古への天子、炎帝の別號。解は、落也。 ● 土達は、朱襄氏の臣。 ● 葛天氏は、古への帝の名。三皇の時の君號也。授は隣に同じ、足をよみありく也。閼は、終也、音樂の一段の終也。八閼は、八曲といふに同じ。 ● 樂の八閼の名。 ● 陶唐氏は、堯の號。その服を行かずは、洪水の災ありしをいふ。 ● 閼は、過也、とゞまる也。 ● 應は、應也、ちよみてのびざる也。 ● 宣は、進也。 ● 伶倫は、黃帝の臣。 ● 大夏は、西方の山。阮隴は、山名。隴は、山北也。竹を編箒云々とは、鄧谷に生ざる竹の、地蔵ありて厚さの相均しきものを取り、兩節の間を斷ちて、以て律

英。有倕作爲
琴鼓鐘磬。吹
箏管。篳篥。鞀
椎。鐘。帝。樂。乃
令。人。拊。或。鼓
擊。擊。鐘。磬。吹
箏。展。管。篳。因
令。鳳。鳥。天。覆
舞。之。帝。樂。大
喜。乃。以。康。帝
德。帝。堯。立。乃
命。實。爲。樂。實
乃。效。山。林。之
谷。之。音。以。歌。
乃。以。鑿。絡。置
於。而。鼓。之。乃
拊。石。擊。石。以
象。上。帝。玉。磬
之。音。以。致。舞
百。獸。晉。夔。乃

管をつくれりと也。三寸九分の管を吹きて、以て黃鐘の宮の音をなせりと也。この音詳かならず。六律六呂に、ものゝ管あり、故に十二律といへるなり。風の隨順に流る、故に律に陰陽ある也。黃鐘の宮を本として、上下の律呂相生ず。故に黃鐘の宮を以てこれを生ずべしといへるなり。空樂は、頤頤の居りしところの名。天とこれ合しとは、その徳の天と相合せりと也。風は、化也。趙氏曰く、八方の風かの、その正を得しをいへるなりと。八風は、八封の風也。上帝は、昊天上帝也。樂備は、樂人も。鼓は、樂也。英英は、和聲なるまゝ。拊は、兩手相擊つ也。篳は、篳の長き管子也。篳篥は、とまかいの生草なり。管は、分也。九折、六列、六英は、みな樂の名也。動は、要也。樂を決するが爲に、副門を鑿てる也。大國、周也。九折、六列は、みな樂の名也。善は、美也。文王は、古公夏父の孫、王季の子也。古公は、所樂の國を遷り、岐に邑せり。岐山の陽に周地あり、命をうけ、王となるに及び、因りて、周を天下の國となせるなり。遷は、遷也。實は、佐也。三遷とは、比干の骨をえり、箕子を囚へり、紂の胎をえりしをいふ。この故に、諸侯の心が殷の紂王より去りて、文王を佐くるにいたれりと也。殷宜生は文王の四臣の一人。この詩は、文王親して、周公がその遺徳を述べ、周の天命をうけ、殷に代りて天下を保有するにいたれるは、みなこれによることを明かにして、成王を戒めし詩なり。上に在りとは、文王すでに死なれども、その神靈は、なほ上天にありて、顯明なることに變りなしと也。それ命云々と、文王の徳を以て、新しき天命をうけ、はじめて王業を成せりと也。周は、善也。大國未だ殷の都に至らずして、紂王に牧野に勝てりと也。梓材は、梓材と管也。東は、周東也。太室は、周の宗廟也。大武は、周の樂の名。鼓は往也。象は、獸名。三象は、周公作所の樂名。善は、美也。尚は、久也。黃帝より以來、功成れば、樂を作れり、故にしかいへるなり。

并五弦之瑟。作以爲二十五弦之瑟。命之曰大章。以祭上帝。舜立命。延乃并。夔之所爲。瑟。益之八弦。以爲二十三弦之瑟。帝舜乃令。實。修九招。六列。六英。以明帝徳。禹立。勤。勞。天下。日夜不。懈。通。大。川。決。壅。塞。擊。龍。門。降。滂。水。以。導。河。疏。三。江。五。湖。注。之。東。海。以。利。黔。首。於。是。命。皋。陶。作。爲。夏。籥。九。成。以。昭。其。功。殷。湯。即。位。夏。爲。無。道。暴。虐。萬。民。侵。削。諸。侯。不。用。執。度。天下。患。之。湯。於。是。率。六。州。以。討。桀。罪。功。名。大。成。野。安。寧。湯。乃。命。伊。尹。作。爲。大。謠。歌。虞。舜。修。九。招。六。列。以。見。其。善。周。文。王。處。岐。諸。侯。去。殷。三。淫。而。翼。文。王。散。宜。生。曰。殷。可。伐。也。文。王。弗。許。周。公。且。乃。作。詩。曰。文。王。在。上。於。昭。于。天。周。雖。萬。邦。其。命。維。新。以。繩。文。王。之。徳。武。王。即。位。以。六。師。伐。殷。六。師。未。至。以。銳。兵。克。之。於。牧。野。歸。乃。尊。存。紂。于。京。太。室。乃。命。周。公。爲。作。大。武。成。王。立。殷。民。反。王。命。周。公。踐。伐。之。商人。服。象。爲。于。東。夷。周。公。遂。以。師。逐。之。至。于。江。南。乃。爲。三。象。以。嘉。其。徳。故。樂。之。所。由。來。一。世。之。所。造。也。

卷第六

季夏紀第六

季夏紀

一日。季夏之月。日在柳。昏心中。且奎中。其日丙丁。其帝炎帝。其神祝融。其蟲羽。其音徵。律中林鍾。其數七。其味苦。其臭焦。其祀饗。祭先師。涼風始至。蟋蟀居宇。鷹乃學習。腐

一に曰く、季夏の月、日は柳に在り。昏に心中し、且に奎中す。その日は丙丁。その帝は炎帝、その神は祝融、その蟲は羽、その音は徵、律は林鍾に中り、その數は七、その味は苦、その臭は焦、その祀は饗、祭るときは肺を先にす。涼風始めて至り、蟋蟀字に居り、鷹乃ち學習し、腐草化して蜾蠃と爲る。天子明堂の右个に居り、朱輅に乗り、赤駟に駕し、赤旂を載て、朱衣を衣、赤玉を服し、菽と雞とを食ふ。その器は高くして以て柄なり。この月や、漁師に令して、蛟を伐ち黿を取り、龜を升め龜を取らしむ。乃ち真人に命じて、材葦を入れしむ。この月や、四監に令して、大夫に百縣の秩芻を合せ、以て犧牲を養はしむ。民に

草化爲蜾蠃。天子居明堂右个。乘朱輅。駕赤駟。載赤旂。衣朱衣。服赤玉。食菽與雞。其器高以柄。是月也。令漁師伐蛟。取龜。升龜取黿。乃命虞人入材。葦是月也。令四監大夫合百縣之秩芻。以養犧牲。令民無不咸出。其力以供。上帝名山。大川。四方之神。以祀宗廟。

令して、咸なその力を出さずといふこと無からしめ、以て皇天上帝、名山大川、四方の神に供し、以て宗廟社稷の璽を祀り、民の爲に福を祈む。この月や、婦官に命じて、黼黻文章を染采するに、必ず法故を以てし、差忒あることなからしめ、黒黄蒼赤、質良ならずといふこと莫く、敢へて僞詐する勿からしめ、以て郊廟祭祀の服に給し、以て族章を爲り、以て貴賤等級の度を別つ。この月や、樹木方に盛なり。乃ち真人に命じて、山に入りて木を行り、斬伐することあるなからしむ。以て土功を興すべからず。以て諸侯を合すべからず。以て兵を起し衆を動すべからず。大事を擧げて、以て氣を搖蕩することなく、令を發して、時を干し、以て神農の事を妨ぐることなし。水潦盛昌なり。神農に命じて、將に功を巡せしめんとす。大事を擧ぐれば則ち天の殃あり。この月や、土潤ひ溽暑なり。大雨時に行く。燒瘞して水を行り、以て草を殺すに利し。熱湯を以てするが如し。以て田疇に糞ふべし。以て土疆を美にすべし。この令を行へば、この

社稷之靈。爲民祈福。是月也。命婦官。染采。黼黻文章。必以法。故無或差。式。墨黃蒼赤。莫不賈良。勿敢僞詐。以給郊廟祭祀之服。以爲。旌章。以別貴賤等級之度。是月也。樹木方盛。乃命虞人。入山行水。無或斬伐。不可。以興土功。不可。以合諸侯。不可。以起兵動衆。無擊。

月廿雨三たび至り、三旬二日。季夏に春令を行へば、則ち穀實解ち落つ。國に風歎多く、人乃ち遷り徙る。秋令を行へば、則ち丘隰水流あり、禾稼熟せず。乃ち女災多し。冬令を行へば、則ち寒氣時ならず、鷹隼早く鷲ち、四鄙保に入る。中央は土なり。その日は戊巳、その帝は黃帝、その神は后土、その蟲は倮、その音は宮、律は黃鐘の宮に中り、その數五。その味は甘、その臭は香、その祀は中鬻。祭るときは心を先にす。天子太廟の太室に居り。大輅に乗り、黃駟に駕し、黃旂を載て、黃衣を衣、黃玉を服し、稷と牛とを食ふ。その氣は圓にして以て拊ふ。

● 季夏は、夏の季にて、舊曆六月。朔は、二十八宿の星の名、南方にあり。この月に、日がこの宿を運行す也 ● 心と蓋とは、ともに、二十八宿の星の名、心は東に、蓋は西にあり。この月の朝夕に、めぐりて南の中央にあらはると也 ● 林鐘は陰律、六月にあたる律なり。この月は、陽氣衰へ、陰氣起り、萬物衰して成る。竹管の音、林鐘に應ずと也。林は、衆也。鐘は、衆也 ● 夏至の後四十六日にして立秋の節なり。故に涼風始めて至りといへるなり。蟋蟀は、こほるぞ。字は、蟹下也、のきた。蟋蟀は、羽ばたきして、つかみとることを練習するをいふ。秋節將に至らんとする故に、蟋蟀が氣に順ひて、自ら蟋蟀を練習す也。軒は、衆也。はたる ●

大事一以。擣蕩於氣。無發令而干時。以妨神農之事。水潦盛昌。命神農將巡功。舉大事。則有三天珠。是月也。土潤溽暑。大雨時行。燒蓬行水。利以殺草。如以熱湯。可三以蠶田。噴。可三以美土。糞。行。之是令。是月甘雨三至。三旬二日。季夏行春令。則穀實解落。國多風歎。人乃遷。

右介は、西向の室也 ● 漁師は、鬼を掌る官。蛟はみづちにて、角のなき龍、よく大水をふこすといふ。鼈は、龜の一種、鐘の如き甲を被り、皮は鼓の如きはひを作るべし。電は、すつばんの大なるもの。代ちとは、蛟は、鱗甲あり、能く人を害し、得がたき故に、しかいへるなり。龜は、以て吉凶を決すべし故に、宗廟に入れてこれを尊ぶよりして、升めといへるなり。鼈は、人を害せず、得易きが故に、取りといへるなり ● 虞人は、山澤を掌る官。春は、この時季初にして、取りて器物を製する材となるが故に、材事といへるなり ● 周制に、天子の饗内は、六千里にして、分ちて百縣となし、縣には、四鄙あり、郡には、四縣あり、四縣は、四郡の大夫を掌るもの。秩は、常也。無はまじき、犧牲に食はしむるもの。秩は常に定れる量のまじき。合せは、これをあつむる也 ● 成は、皆也。その力云々とば、民をして、その氣を列るに力を出さしめ、以て祭を成めてこれを犧牲に用ふる也。供しは、類によりて飼はれたる犧牲を供しと也。祈は、求也 ● 婦人は、善く五色を識別す、故にその官を命じて、塗采としむる也。婦は、白と黒と黼は黒と、青と、文は青と赤と、章は赤と白との色也。塗采は、この五色の色に、塗を塗ひて得しものを染めしむるなり。法故は、古へより定れる法也。塗は、塗ひ背くこと。蓋は、青色。賈は、正也。即ち、その治むるところのもの、蓋の采色と正善とを得ることなくと也。郊は、天を祀る也。廟は、祖を祭る也。旗章は、旌旗の帯と章と也。章論とは、衣服に附して身分を分つるし也 ● 虞人は、山林を掌る官。行は、衆也、誦察する也。野伐云々とば、木の未だ堅初ならざるがためなり ● 土功は、土を築き、壘を穿つが如きことをいふ ● 諸侯を合すとは、盟會をなす也 ● 民より兵衆を徴發して、封疆を野かんとするが如きことをなすべからずと也。農事に忙しき時なればなり ● 大事は、以上述べたるが如き重大事をいふ。氣は、萬物を長養せんとする氣也。捕獮は、動かしかばる也 ● 令は、誓役に徴集するの令也。時を干しは、萬物を長養せしむべき時を干しと也。神農は、炎帝神農氏にして、農を司る神、轉じて農事 ● この月は、雨多くして、水深

夷則。夷則生
夾鐘。夾鐘生
無射。無射生
仲呂。三分所
生。益之一分
以上生。三分
所生。去其一分
以下生。黃鐘
大呂。太蕤。
夾鐘。姑洗。仲
呂。蕤賓。爲上。
林鐘。夷則。南
呂。無射。應鐘。
爲下。大聖。至
理之世。天地
之氣。合而生
風。日至。則月
鐘。其風。以生
十二律。仲冬
日短。至。則生

と爲し、林鐘、夷則、南呂、無射、應鐘を下と爲す。大聖至理の世、天地の氣、合して風を生ず。日至れば則ち月其の風を鐘め、以て十二律を生ず。仲冬日短きこと至れば則ち黃鐘を生ず。季冬は大呂を生じ、孟春は太蕤を生じ、仲春は夾鐘を生じ、季春は姑洗を生じ、孟夏は仲呂を生ず。仲夏日長きこと至れば則ち蕤賓を生ず。季夏は林鐘を生じ、孟秋は夷則を生じ、仲秋は南呂を生じ、季秋は無射を生じ、孟冬は應鐘を生ず。天地の風氣正しければ、則ち十二律定る。黃鐘の月は、土事作すなく、慎みて蓋を發くなく、以て天を固め地を閉ぢよ。陽氣且に泄れんとすればなり。大呂の月は、數將に終くるに幾からんとし、歲且に更り起らんとす。而して農民をば使ふところあるなけれ。太蕤の月は、陽氣始めて生じ、草木繁動す。農をして土を發かしめ、時を失ふこと或るなからしめよ。夾鐘の月は、寬裕和平、徳を行ひ刑を去りて、事を作し以て羣生を害する或るなけれ。姑洗の月は、道を達し路を通じ、溝瀆修利す。この令を申ぶれば、嘉氣趣か

黃鐘。季冬生
大呂。孟春生
太蕤。仲春生
夾鐘。季春生
姑洗。孟夏生
仲呂。仲夏生
蕤賓。則生
長至。則生
實。季夏生
鐘。孟秋生
則。仲秋生
呂。季秋生
射。孟冬生
鐘。天地之風
氣正。則十二
律定矣。黃鐘
之月。土事無
作。慎無發蓋
以固天閉地
陽氣且泄。大
呂之月。數將

に至る。仲呂の月は、大衆を聚むる無く、巡りて農事を勸す。草木方に長す。民心を撫つ無かれ。蕤賓の月は、陽氣上に在り、壯を安んじ俵を養ふ。本朝靜からざれば、草木早く禱る。林鐘の月は、草木盛に満ち、陰將に刑を始めんとす。大事を發し、以て陽氣を將ふ無かれ。夷則の月は、法を修め刑を飭し、士を選び兵を厲し、不義を詰誅し、以て遠方を懐く。南呂の月は、蟄蟲穴に入る。農を趣して收聚せしめ、敢へて懈怠する無く、以て多く務を爲す。無射の月は、疾く有罪を斷じ、法に當てて赦す勿れ。獄訟を留むる無く、以て亟かに故を以てす。應鐘の月は、陰陽通ぜず、閉ぢて冬を爲す。喪紀を修別し、民の終るところを審む。

● 黃鐘は十一月、林鐘は六月、太蕤は正月、南呂は八月、姑洗は三月、蕤賓は五月、大呂は十二月、夷則は七月、夾鐘は二月、無射は九月、仲呂は四月の律也 ● 三分してとは、三分調益をなすにて、黃鐘の律管の長さ九寸を本とし、これを損益して、他の音律の管の長さを生ずるをいふ、三分調益は、古への律法なる四因法三調法を用ひて、益の方を出し、二因法三調法を用ひて損の方を出すなり。上生と云々とは、律呂相生也

曰。不勝也。之子是必有殃。后乃取其子。以歸。曰。以爲余子。誰敢殃之。子長成人。慕動拆櫬。斧斫斬其足。遂爲守門者。孔甲曰。嗚呼。有疾。命矣夫。乃作爲破斧之歌。實始爲東音。禹行功。見塗山之女。禹未之遇。而巡省南土。塗山氏之女。乃令其妾候禹于塗山之陽。女

せり。實に始めて東音を爲れり。禹功に行り、塗山の女を見る。禹未だこれに遇はずして、南土を巡省せり。塗山氏の女、乃ちその妾をして、禹を塗山の陽に候たしむ。女乃ち歌を作る。歌に曰く、「人を候つ、猗」と。實に始めて南音を作爲せり。周公及び召公、風を取り、以て周南・召南を爲れり。周の昭王みづから將に荆を征せんとす。辛餘靡、長にしてかつ多力なりしかば、王右たり。還反らんとし、漢を渉る。梁敗れ、王及び蔡公、漢中に扞つ。辛餘靡、王を北濟に振ひ、また反りて蔡公を振ふ。周公乃ちこれを西翟に候とせり、實に長公たり。般の整甲、宅を西河に徙す。なほ故處を思ひ、實に始めて西音を作爲せり。長公この音を繼ぎて以て西山に處る。秦の繆公、風を取り實に始めて秦音を作爲せり。有娥氏に二佚女あり。九成の臺を爲り、飲食には必ず鼓を以てせり。帝、燕をして往きてこれを視しむ。鳴くこと益隘の若し。二女愛して、争ひてこれを搏へ、覆ふに玉筐を以てせり。少選ありて發きてこれを視る。燕、二卵を遺し、北に飛んで遂に

乃作歌。歌曰。候人守猗。實始作爲南音。周公及召公取風焉。以爲周南。召南。周昭王親將征荊。辛餘靡長且多力。爲王右。還反抄漢。梁敗。王及蔡公扞於漢中。辛餘靡振王北濟。又反振蔡公。周公乃侯之于西翟。實爲長公。般整甲徙宅西河。猶思故處。實始作爲西

反らず。二女歌一終を作りて曰く、「燕燕往き飛ぶ」と。實に始めて北音を作爲せり。およそ音は、人心に産するものなり。心に感ずれば、則ち音に蕩く。音外に成りて内に化す。この故にその聲を聞きてその風を知り、その風を察してその志を知り、その志を觀てその徳を知る。盛衰賢不肖、君子小人、みな樂に形れ、隠匿すべからず。故に曰く、「樂の觀たるや深し」と。土弊しければ、則ち草木長ぜず。水煩せば、則ち魚鼈大ならず。世濁れば、則ち禮煩れて樂淫なり。鄭衛の聲、桑間の音は、これ亂國の好むところ、衰徳の説ぶところなり。流辟譏越悖濫の音出づれば、則ち滔蕩の氣、邪慢の心感ず。感ずれば則ち百姦衆辟これより産す。故に君子は道に反り、以て徳を修め、徳を正しうして以て樂を出し、樂を和して以て順を成す。樂和して民方に郷ふ。

● 孔甲は、禹王の十四世の孫、皇の父、殷の祖、桀の曾也。塗山は山の名、帝孔甲の三年に狩せしところ。● 實は、顯也、くちき也。● 孔は、産也、子を生む也。● 后は、君。● 勝は、堪也。● 破は、壊也、たるき。● 斫は、裂也。● 斬は、刀にてきる也。● その足なきを以て、守門の官となれる也。まきにこの子孫ありといひしは、これを

卜其故。湯退
 卜者曰。吾聞
 祥者福之先
 者也。見祥而
 爲不善。則福
 不至。妖者禍
 之先者也。見
 妖而爲善。則
 禍不至。於是
 早朝晏退。問
 疾弔喪。務饋
 撫百姓。三日
 而穀亡。故禍
 兮福之所倚。
 福兮禍之所
 伏。聖人所獨
 見。衆人焉知
 其極。周文王
 立國八年。歲
 六月。文王數

「福は禍の伏るゝところ、聖人の獨り見るところにして、衆人焉ぞその極を知らん。周の文王國に立ちて八年。歳の六月、文王疾に寝ねぬ。五日にして地動く。東西南北、國郊を出でず。百吏みな請ひて曰く、「臣聞く、「地の動くは、人主の爲なり」と。今王疾に寝ぬ。五日にして地動き、四面周郊を出でず」と。羣臣みな恐れて曰く、「請ふ、これを移さん」と。文王曰く、「若何ぞこれこれを移す」と。對へ曰く、「事を興し衆を動かす、以て國城を増す、それ以てこれを移すべきか」と。文王曰く、「不可なり。それ天の妖を見すは、以て有罪を罰するなり。われ必ず罪あらん。故に天はこれを以てわれを罰するなり。今故らに事を興し衆を動かす、以て國城を増すは、これわが罪を重ねるなり。不可なり」と。文王曰く、「昌や、請ふ行を改め善を重ね、以てこれを移さん。それ以て免るべきか」と。ここに於てその禮を謹み皮革を秩し、以て諸侯に交り、その辭令を勸し、幣帛以て豪士を禮し、その爵列等級田疇を頒ち、以て羣臣を賞せしかば、幾何もな

疾。五日而地
 動。東西南北
 不出國郊。百
 吏皆請曰。臣
 聞。地之動。爲
 人主也。今王
 數疾。五日而
 地動。四面不
 出國郊。羣臣
 皆恐曰。請移
 之。文王曰。若
 何其移之也。
 對曰。興事動
 衆。以增國城。
 其可。以移之
 乎。文王曰。不
 可。夫天之見
 妖也。以罰有
 罪也。我必有
 罪。故天以此

くして疾乃ち止みたり。文王位に即き、八年にして地動き、已に動きし後四十二年、およそ文王國に立ち、五十一年にして終れり。これ文王の殃を止め殃を止し所以なり。宋の景公の時、災惑心に在り。公懼れ、子章を召して焉に問うて曰く、「災惑心に在り、何ぞや」と。子章曰く、「災惑は天罰なり。心は宋の分野なり。禍君に當る。然りと雖も宰相に移すべし」と。公曰く、「宰相は與に國家を治むるところなり。しかるに死を移すは不祥なり」と。子章曰く、「民に移すべし」と。公曰く、「民死せば、寡人はた誰が爲に君たらん。寡ろひとり死せん」と。子章曰く、「歳に移すべし」と。公曰く、「歳害あれば、則ち民饑う。民饑うれば必ず死す。人君と爲りてその民を殺し、以て自ら活きは、それ誰かわれを以て君と爲さんや。これ寡人の命固に盡きしのみ。子また言ふ無かれ」と。子章還ち走り、北面して載ち拜して曰く、「臣敢へて君に賀す。天の高きに處りて卑きを聴く、君、至徳の言三あり、天は必ず三たび君を賞せん。今昔災惑それ徒ること三舎な

則我也。今故興事動衆。以增二國城。是重吾罪也。不可。文王曰。昌也。請改行重善。以移之。其可。以免乎。於是謹其禮。秩二皮。革。以交二諸侯。飭其辭令。帶帛以禮二豪士。頌其爵列等。數田疇。以賞二羣臣。無幾。何一。即乃止。文王即位。八年而地動。已動之後。四十三。年。凡文王立國。

り。君、年を延ぶること二十一歳」と。公曰く、「子何を以てこれを知る」と。對へて曰く、「三善言あれば、必ず三賞あり。熒惑必ず三たび舍を徙さん。舍行七星、星一たび徙る、七年に當る、三七二十一。臣故に曰く、「君、年を延ぶる二十一歳」と。臣請ふ陛下に伏し、以て之を伺候せん。熒惑徙らすんば、臣請ふ死せん」と。公曰く、「可なり」と。この夕熒惑果して徙ること三舍なり。

● 至樂は、至和の樂。至治は、至徳の治。● 文選善注には、樂治の治字は、二つともなし。宣閉の室或は室の誤か。● 成湯の時にあらずして、殷の成湯の五世の孫たる太戊の時也。拱は、兩手に滿つるをいふ。● 龜甲を灼きてうらなふをトといふ。● 善を爲せば、則ち福これに應じて來る。故に福の從うて至るなきをいへる也。● 早朝晏退とは、朝早く出て政を視、夜はもそく退出するをいふ。亡は滅也。● 厥は、終といふに同じ。● 邑外を郊といふ。● あのが罪を移さんとして他人に徴するは、これもものが罪を重ぬる次國ゆゑ、不可なりと也。● 此、に更に文王曰くといへるは、語畢りて更に説き起せる也。昌は、文王の名。● 飭は、正也。帶は、圭璧也。帛は、文禮也。● 是は、除也。● 景公は、元公の佐也。受惑は、五里の一、火の精にして、災禍を興へ又は兵亂をもこす星の名。心は、二十八宿の星の名にて、東方にあり、宋の分野なり。● 子章は、宋の太史にして、能く宿度を占ふもの故、これを問へるなり。● 許は、善也、不許は、不許也。● 數田疇は、數田を以て民の績うるをいふ。● 遷は、即也。數は、則也。● 一舍は、三十里。● 星は、宿也。● 徙を以て星を徴するをいへるなり。

五十一年而終。此文王之所以止。殃割于妖也。宋景公之時。熒惑在心。公懼。召子章而問焉。曰。熒惑在心。何也。子章曰。熒惑者天罰也。心者宋之分野也。禍當於君。雖然。可移於宰相。公曰。宰相所與治國家也。而移焉不祥。子章曰。可移於民。公曰。民死。寡人將誰爲君乎。寧獨死。子章曰。可移於歲。公曰。歲害則民饑。民饑必死。爲二人君而殺其民。以自活也。其誰以我爲君乎。是寡人之命固盡已。子無復言矣。子章還走。北面載拜曰。臣敢賀君。天之處高而聽卑。君有三善言。必有三賞。熒惑必三徙舍。舍行七星。星一徙當七年。三七二十。何以知之。對曰。有三善言。必有三賞。熒惑必三徙舍。舍行七星。星一徙當七年。三七二十。一。臣故曰。君延年二十一歳矣。臣請伏於陛下。以伺候之。熒惑不徙。臣請死。公曰。可。是夕熒惑果徙三舍。

明理

五に曰く、五帝三王の樂に於ける、これを盡せり。亂國の主、未だ嘗て樂を知らざるものは、これ常主なり。それ天賞あれば、主たるを得。しかも未だ嘗て主の實を得ず。これこれを大悲と謂ふ。これ正しく夕室に坐するなり。その所謂正しくは、乃ち正しからず。およそ生は一氣の化にあらざるなり。長は一物の任にあらざるなり。成は一形の功にあらざるなり。故に衆正の積むところ、その福

五曰。五帝三王之於樂盡之矣。亂國之主。未嘗知樂者。是常主也。夫有天賞。得爲主。而未嘗得主之實。此

之謂大慈。是正也。其所謂正也。其所謂正。乃不正矣。凡生非一氣之化也。長非一物之任也。成非一形之功也。故衆正之所積。其福無不及也。衆邪之所積。其禍無不遠也。其風雨則不降。其霜雪則不時。寒暑則不當。陰陽失次。四時易節。人民淫慝。不

及らざるなきなり。衆邪の積むところ、その禍達らざるなきなり。その風雨は則ち適せず、その甘雨は則ち降らず、其の霜雪は則ち時ならず、寒暑は則ち當らず、陰陽は次を失ひ、四時は節を易へ、人民は淫慝して固からず、禽獸は胎消して殖えず、草木は庫小して滋らず、五穀は萎敗して成らずば、それ以て樂を爲す、これを若何せんや。故に至亂の化は、君臣相賊ひ、長少相殺ぎ、父子相忍ひ、弟兄相誣ひ、知交相倒ひ、夫妻相冒み、日に以て相危ひ、人の紀を失ひ、心は禽獸の若く、邪を長じ利を苟もして、義理を知らず。その雲狀犬の如く馬の若く、白鵠の若く、衆車の若きあり。その狀、人の若きあり。蒼衣赤首動かす。その名を天衡と曰ふ。その狀、懸路の若くにして赤きあり。その名を雲旂と曰ふ。その狀、衆馬以て鬪ふ若きあり。その名を滑馬と曰ふ。その狀、衆植華き以て長きが若し。黃上白下、その名は蚩尤の旗なり。その日に、鬪蝕あり。倍備あり。最珥あり。光らざるあり。景に及ばざるあり。衆日並び出づるあり。晝言きあり。

國。禽獸胎消不殖。草木庫小不滋。五穀萎敗不成。其以爲樂也。若之何哉。故至亂之化。君臣相賊。長少相殺。父子相忍。弟兄相誣。知交相倒。夫妻相冒。日以相危。失人之紀。心若禽獸。長邪苟利。不知義理。其雲狀有若犬若馬。若白鶴若衆車。有其狀若人。蒼衣赤首

春見かなるあり。その月に、薄蝕あり。暉珥あり。偏盲あり。四月並出づるあり。二月並見ゆるあり。小月の大月を承くるあり。大月の小月を承くるあり。月の星と蝕するあり。出でて光なきあり。その星に、熒惑あり。彗星あり。天棹あり。天機あり。天竹あり。天英あり。天干あり。賊星あり。鬪星あり。寶星あり。その氣に、上は天に屬らず下は地に屬らざるあり。上に豊かに下に殺ぐあり。水の波の若きあり。山の楨の若きあり。春は則ち黃に、夏は則ち黒に、秋は則ち蒼に、冬は則ち赤し。その妖孽に、生の帯の如きあり。鬼のその陣に投するあり。菟の雉を生むあり。雉もまた鵠を生む。蟬のその國に集め、その音句句たるあり。國に游蛇の西東するあり。馬牛乃ち言ひ、犬彘乃ち連ふ。狼の國に入るあり。人の天より降るあり。市に舞鶴あり。國に行飛あり。馬に角を生ずるあり。雄雞五足なるあり。豕の生れて彌なるあり。雞卵に鰾多く、社の處を遷すあり。豕の狗を生むあり。國にこの物あり、その主驚惶して亟に革むるを知ら

有_二鬼投_二其_一陣_一。有_二莖生_二雉_一。雉亦生_二鳩_一。有_二輶集_二其_一國_一。其音旬旬。國有_二游

總四東。馬牛乃言。犬豕乃連。有_二獮入_二於_一國_一。有_二人自_二天降_一。市有_二舞_一。國有_二行_一。飛。鳥有_二生_一。角。雄雞五足。有_二豕生_一。而彌。雞多。有_二社_一。通_二處_一。有_二豕生_一。狗。國有_二此_一。物。其主不知_二驚_一。惶。亟。革。上帝降_二禍_一。凶災必亟。其殘亡死喪。殄絕無_二類_一。流散。無_二日_一矣。此皆亂國之所_一。生也。不能_二勝_一。數。盡。荆。越之竹。猶不能_二書_一。故子華子曰。夫亂世之民。長短。頡。頡。百疾。民多_二疾_一。道多_二穢_一。穢。百禿。僂。冠。萬怪皆生。故亂世之主。烏聞_二至_一樂。不聞_二至_一樂。其樂不樂。

○ 既に節度なく、大にさかひて慶詐の疾をなすと也。襁は、嬰兒の着る衣。短は、嬰兒を貢ふに用ふる帶。即ち、民はその子を積貢して納げ去ると也。禿は、面髪のないもの。僂は、肩ひてうつむきであるもの、せむし。廷は、せ低くして仰ぎてあるもの。萬怪とは、怪物のみだりに生じて一類ならざるをいふ。○ 鳥は、安也。○ 亂國の樂は、怨怒をよくむが故也。

卷第七

孟秋紀第七

孟秋紀

一曰。孟秋之月。日在_二翼_一。昏斗中。且_二畢中_一。其日庚辛。其帝少暉。其神蓐收。其蟲毛。其音商。律中夷則。其數九。其味辛。其臭腥。其祀門。祭先_二肝_一。涼風至。白露降。寒蟬鳴。鷹乃祭_二鳥_一。

一に曰く、孟秋の月、日は翼に在り。昏に斗中し、且に畢中す。その日は庚辛、その帝は少暉、その神は蓐收、その蟲は毛、その音は商、律は夷則に中り、その數は九、その味は辛、その臭は腥、その祀は門、祭るときは肝を先にす。涼風至り、白露降り、寒蟬鳴く。鷹乃ち鳥を祭る。始めて用て戮を行ふ。天子總章の左个に居り。戎路に乗り、白駱に駕し、白旂を載て、白衣を衣、白玉を服し、麻と犬とを食ふ。その器は廉ありて以て深し。この月や、立秋なるを以て、立秋に先つこと三日、太史これを天子に謁けて曰く、「某日は立秋なり。盛徳は金に在り」と。天子乃ち齋す。立秋の日、天子親ら三公九卿諸侯大夫を率る、以て秋を

始用行。天子居。乘。夜。路。駕。白。路。載。白。旂。衣。白。衣。服。白。玉。食。麻。與。犬。其。器。廉。以。深。是。月。也。以。立。秋。先。立。秋。三。日。太。史。謂。之。天。子。曰。某。日。立。秋。盛。德。在。金。天。子。乃。齋。立。秋。之。日。天。子。親。率。三。公。九。卿。諸。侯。大。夫。以。迎。秋。於。西。郊。還。乃。賞。軍。半。武。人。於。朝。天。子。乃。命。

西郊に迎へ、還りて乃ち軍率武人を朝に賞す。天子乃ち將帥に命じて、士を選び兵を厲し、桀、桀を簡練し、専ら有功に任じ、以て不義を征し、暴慢を詰誅し、以て好惡を明かにし、かの遠方を巡らしむ。この月や、有司に命じて、法制を修め、圜圍を繕め、桎梏を具へて姦を禁止し、慎みて邪を罪し、搏執を務めしむ。命じて、傷を嚼、創を祭し、折を視、審に獄訟を斷決し、必ず正平にし、有罪を戮し、斷刑を嚴にせしむ。天地始めて肅り、以て羸るべからず。この月や、農乃ち穀を升む。天子新を嘗め、まづ寢廟に薦む。百官に命じて、始めて收斂せしむ。隄防を完くし、壅塞を謹み、以て水潦に備ふ。宮室を修め、牆垣を補ひ、城郭を補はしむ。この月や、以て侯を封じ、大官を立つる無く。土地を割き、重幣を行ひ、大使を出す無し。この令を行へば、涼風三旬に至る。孟秋に冬令を行へば、則ち陰氣大に勝ち、介蟲穀を敗り、戎兵乃ち來る。夏令を行へば、則ちその國乃ち早し、陽氣また還り、五穀實らず。夏令を行へば、則ち火災多

く、寒熱節あらず、民に瘡疾多し。

將帥。選。士。厲。兵。簡。練。桀。備。專。任。有。功。以。征。不。義。詰。誅。暴。慢。以。明。好。惡。巡。彼。遠。方。是。月。也。命。有。司。修。法。制。結。圜。圍。具。桎。梏。禁。姦。慎。罪。邪。務。搏。執。命。理。嚼。傷。祭。創。視。折。審。斷。決。獄。訟。必。正。平。戮。有。罪。嚴。刑。利。天。地。始。肅。不。可。以。姦。是。月。也。農。乃。升。穀。天。子。嘗。新。先。藍。慶。廟。命。

孟秋は、初秋にて、舊曆の七月。實は、二十八宿の星の名、南方にあり。この月に、日がこの宿に運行すと也。斗と星とは、ともに二十八宿の星の名、斗は北に、星は西にあり。この月の朝夕に、めぐりて南の中央にあらはると也。秋は、五行の金にあたり、庚辛は、金日なるが故に也。少陽は、帝嚳の子皞也。金鐘を以て王たり。天下號して金天氏といへり。死して金に配し、西方金鐘の帝となせり。暮秋は、少陽氏の末子にて、名を該といふ。金鐘あり。死後託記して金神となせる也。毛は、毛蟲の屬、五蟲の一、五行の金にあたる。物の氣に應じて移り附るに象れる也。虎これが長たり。虎の音は金に屬し、その位西方にあり。陽律にて、七月にあたる。竹管の音が爽則と和し、太陽の氣衰へ、太陽の氣衰し、萬物蕭然として、法に應じて性を減す。故に律、爽則に中るといへるなり。その數九は、五行の數は五、金は第四、故に九といふ也。辛は、五昧の一、金にあたる。應は、五臭の一、金にあたる。門は、五祀の一、火にあたる。孟秋の門より入るが故にまつる也。軒は五穀の一、金にあたる。麥は、つくつくぼうし。麥の麥氣を得、實を鼓して鳴くは、時候の應也。この月に、鷹が、鳥を大澤の中にとちへて殺し、四面にこれを陳ぬ、世にこれを鷹を祭るといへる也。この月に始めて刑戮を行ふは、秋氣に順ふ也。應は、明堂の西向の室也。左个は、南面の室。西は金にあたる也。戎路は、兵車にて、その色白し。白は、五色の一、金にあたる。白旂は、白馬の鬣を以て也。應は、五穀の一、犬は五畜の一、ともに金にあたる。應は、利也、秋の金氣の斷割傷害に於たり、深は秋陰の閉に成かたどれる也。立秋は、夏至の後四十六日なり。多くこの月にあり。實は、告也。西郊は、九里の郊なり。秋は西なるが故に、西郊に迎ふるなり。應は、才の萬人に過ぎ、為は、千人に

百官始收斂。完隄防。墾墾。塞以備水潦。修宮室。補城郭。是垣也。無以封侯立大官。無割土地。行重幣。出大使。行之是令。而涼風至。三旬。孟秋行冬令。則陰氣大勝。介蟲敗。或兵乃來。行春令。則其國乃旱。陽氣復還。五穀不實。行夏令。則多火災。寒熱不節。民多癘疾。

通ぐるもの。征は、正也、たゞす也。還方は、天下也。還は、行也。固圉は、牢獄也。極刑に刑具にて、械の足を自由せざるものを極といひ、手を自由にせざるものを桎といふ。あしがせ、てがせ。森を禁止しは、人の森を禁止する也。捕執は、罪人を捕ふるをいふ。理は、獄官也。傷も創もさすにて、傷は、創の淺きもの。折は、身體をくじくをいふ。獄は、罪を尋ふ也。訟は、財を争ふ也。鬪は、殺也。鬪也。鬪は、殺也。鬪也。この月より、殺氣始めて行はる。以て鬪鬪すべからずと也。升は、逆也。まづ農圃にすゝむるは、四時の際に、鬪を忘れざる事を示す也。この月、月は畢に宿す。畢は雨を好むが故に、多雨なり。よりてこの鬪をなす也。捕は、捕也、つちかひつくるよ也。即ち秋の收斂の意にしたがふ也。供を封じは、土を覆きて、これを邑に封ずる也。大官は、上公九命の官。即ち、秋の收斂の意にしたがふ也。土地を割きは、地を割き、貢として人に賜ふ也。重幣は、金幣の幣也。大使は、王命をわびて使するもの。これもまた、秋の收斂の意に云ふ也。冬は、水、王たり。故に、冬令を行へば、水氣漲り、陰氣大に勝つと也。介蟲は、龜の屬にて、冬に屬す。この介甲の蟲發生して、その數を數ると也。又、金と水とが相並んで取へば、戎兵來り侵して鬪をなす也。春鬪は尤勝す。しかるに今の春令を行ふが故に枯旱する也。また、この月は、涼風の事を用ふる時なり。しかるに春鬪の令を行へば、鬪鬪に生ず。故に鬪して鬪ざるなり。夏は、火、王たり。しかるにその令を行ふが故に、火災多く、金氣火氣の事鬪相をかして、節あらず、民をして鬪鬪を驚かしむるにいたると也。

令。則多火災。寒熱不節。民多癘疾。

薄兵

二曰。古聖王有薄兵。而無有。自來。兵之。所自來。者。上矣。與。雖。有。民。俱。凡。兵。也。者。威。也。威。也。者。力。也。民。之。有。威。力。也。性。也。性。者。所。受。於。天。也。非。人。之。所。能。爲。也。武。者。不。能。革。而。工。者。不。能。移。兵。所。自。來。者。久。矣。黃。炎。故。用。

二に曰く、古聖王には、義兵ありて僞兵あるなし。兵の自りて來るところのものの上し。始より民と俱にするあり。およそ兵なるものは威なり。威なるものは力なり。民の威力あるは性なり。性は天より受くるところなり。人の能く爲すところにあらざるなり。武は革むる能はず、而して工は移す能はず。兵の自りて來るところのもの久し。黃炎は、故へ水火を用ひたり。共工氏は固へ次いで難を作せり。五帝固へ相與に争へり。鬪に興廢し、勝者事を用ひたり。人曰く、「蚩尤兵を作る」と。蚩尤は兵を作りしにあらざるなり。その械を利にせるなり。未だ蚩尤あらざりし時、民固より林木を剥ぎて以て戦へり。勝者長と爲れり。長は則ちなほこれを治むるに足らず。故に君を立てけり。君また以てこれを治むるに足らず。故に天子を立てけり。天子の立かるゝや、君に出で、君の立かるゝや、長に

水火矣。共工氏國次作。離矣。五帝國相與爭矣。通與廢。勝者用事。人曰。蚩尤作兵。蚩尤非作兵也。利其械矣。未有蚩尤之時。民固割林木以戰矣。勝者爲長。長則猶不足治之。故立君。君又不足治之。故立天子。天子之立也。出於君。君之立也。出於長之立也。出

出で、長の立かるゝや、争に出でたり。争闘の自りて來るところのもの久し。禁すべからず、止むべからず。故に古の賢王には、義兵ありて僇兵あるなし。家に怒咎なければ、則ち豎子嬰兒の過あるや、立ろに見る。國に刑罰なければ、則ち百姓の悟ひて相侵すや、立ろに見る。天下に誅伐なければ、則ち諸侯の相暴ふや、立ろに見る。故に怒咎は家に僇むべからず、刑罰は國に僇むべからず、誅伐は天下に僇むべからず。巧あり拙あるのみ。故に古の聖王には、義兵ありて僇兵あるなし。それ鏡を以て死するものあり、天下の食を禁せんと欲するは、悻へり。舟に乗るを以て死するものあり、天下の船を禁せんと欲するは、悻へり。兵を用ふるを以てその國を喪ふものあり、天下の兵を僇めん欲するは、悻へり。それ兵は僇むべからざるなり。これを譬ふれば、水火の若く然り。善くこれを用ふれば、則ち福を爲し、これを用ふる能はざれば、則ち禍を爲す。藥を用ふるもの若く然り。良藥を得れば、則ち人を活し、惡藥を得れば、則ち人を殺す。義兵の天下の良藥たるや、また大なり。かつ兵の自りて來るところのもの遠し。未だ嘗て少選も用ひずんばあらず。貴賤長少、賢者不肖、相與に同じ。巨あり微あるのみ。兵の微を察するに、心に在りて未だ發せざるは兵なり。疾視は兵なり。色を作すは兵なり。微言は兵なり。援推は兵なり。連反は兵なり。修鬪は兵なり。三軍の攻戰は兵なり。この八のものはみな兵なり。微巨の争なり。今世の僇兵を以て疾説するもの、終身兵を用ひて自ら知らざるは悻へり。故に説くと強なりと雖も、談する辨なりと雖も、文學博しと雖も、なほ見聽せられざるがごとし。故に古の聖王には、義兵ありて僇兵あるなし。兵誠に義ならば、以て暴君を誅して苦民を振ふ。民の説ぶや、孝子の慈親に見ゆるが若きなり。饑うるもの的美食を見るが若きなり。民の號呼してこれに走くや、彊弩の深谿を射るが若きなり。大水を積みて、その壑隄を失ふが若きなり。中主もなほその民を有する能はざるが若し。而るを況んや暴君に於てをや。

於争。争闘之所。自來者久矣。不可禁。不可止。故古之賢王。有義兵。而無怒咎。則豎子嬰兒之有過也。立見。國無刑罰。則百姓之悟相侵也。立見。天下無誅伐。則諸侯之相暴也。立見。故怒咎不可僇於家。刑罰不可僇於國。誅伐不可僇於天下。有巧有拙

を殺す。義兵の天下の良藥たるや、また大なり。かつ兵の自りて來るところのもの遠し。未だ嘗て少選も用ひずんばあらず。貴賤長少、賢者不肖、相與に同じ。巨あり微あるのみ。兵の微を察するに、心に在りて未だ發せざるは兵なり。疾視は兵なり。色を作すは兵なり。微言は兵なり。援推は兵なり。連反は兵なり。修鬪は兵なり。三軍の攻戰は兵なり。この八のものはみな兵なり。微巨の争なり。今世の僇兵を以て疾説するもの、終身兵を用ひて自ら知らざるは悻へり。故に説くと強なりと雖も、談する辨なりと雖も、文學博しと雖も、なほ見聽せられざるがごとし。故に古の聖王には、義兵ありて僇兵あるなし。兵誠に義ならば、以て暴君を誅して苦民を振ふ。民の説ぶや、孝子の慈親に見ゆるが若きなり。饑うるもの的美食を見るが若きなり。民の號呼してこれに走くや、彊弩の深谿を射るが若きなり。大水を積みて、その壑隄を失ふが若きなり。中主もなほその民を有する能はざるが若し。而るを況んや暴君に於てをや。

而已矣。故古之聖王。有兵而無有。有兵。夫有以。體死者。欲禁天下之食。恃。有以。禁天下之。欲禁天下之。兵。其國。者。兵。恃。夫。兵。不。可。也。譬。之。若。水。火。然。善。用。之。則。爲。福。不。能。用。之。則。爲。禍。若。用。藥。者。然。得。良。藥。一。則。活。人。得。惡。藥。一。則。殺。人。藥。

● 兵は止也。兵は、武器をよせて用ひぬ也。● 革は、更也、あらたむ也。● 兵は、暴也、かふる也。● 黃は黃帝、炎は炎帝なり。故は、古に過ぎず、いにしへ也。即ち、炎帝が火災をなし、を、黃帝がこれを消滅せしめしをいふ。● 周は古に通ず、いにしへ也。共工氏の九州即ち支那を治めしや、帝堯高辛氏の、徳を以て帝たりしと異なり。● 舜ひて帝となりて亡びたり。故に次いで徳を作すといへるなり。● 遠は、互に也。事を用ひたりは、政治をなせりの也。● 黃帝は、少皞氏の末にて、九黎の君の名なり。始めて農をこし、無師を伐ち、軍事を致せり。善く兵を用ひしかば、これがために無道なりしにて、始めて兵を造りしにあらざ。故に、兵を作りしにあらざるなりといへるなり。● 長は、率也、部下をひきかふるもの。● 立は、置也。● 申に出でたりとは、戰勝して長となるが故也。● 怒は、怒りてこらすためにつづつ也。● 師は、敵に對するの軍をいふ、小子どもが好んで上下を争ふにいたると也。● 悟は、悟りて同じ、さかふ也。● 相暴ふは、大國が小國を侵略するをいふ。● 巧なるものは、以て治り、無なるものは、以て亂ると也。● 相暴ふは、大國が小國を侵略するをいふ。● 巧火は以て食を燃せしむる如く、兵は以て亂を除く。故に何ぞこれを憐れんとも。● 兵は、天下の兇殘を除き百姓の饑饉を除きて、これを生育せしむるをいふ。● 心通は、須臾也。● 相與に同じは、兵を用ひて勝を得んと欲するは、少く同じと也。● 互は、相争る也。● 微は、無勢にして未だ明さざるの萌を見るをいふ。● 推は、これを引きて、進らしむる也。● 推は、これを推して去らしむる也。この分別のあらはるは、即ち兵の象なりと也。● 遠は、人に與ふる也。● 反は、自ら守る也。これをなすに異同ありて兵象と也。● 存嗣は、嗣存に同じ。● 遷移を以て相争ひて勝たんとするをいふ。● 見疑は、これを注意して見て疑するをいふ。● 走は、逃也、はせて逃るるをいふ。● 中主は、賢者にあらざして、凡庸の君也。

兵之爲天下良藥也。亦大矣。且兵之所自來者遠矣。未嘗少選不用。貴賤長少。賢者不肖。相與同。有巨有微而已矣。察兵之微。在心而未發。兵也。疾視。兵也。作色。兵也。微言。兵也。援推。兵也。連反。兵也。修鬪。兵也。三軍攻戰。兵也。此八者皆兵也。微巨之爭也。今世之以。兵。疾說者。終身用兵。而不自知。恃。故說難。難。談難。辨。文學難。博。猶不見聽。故古之聖王。有兵。而無有。兵。誠。以。誅。暴。君。而。振。苦。民。之。說。也。若。孝。子。之。見。慈。親。也。若。憐。者。之。見。美。食。也。民。之。號。呼。而。走。之。若。強。弩。之。射。於。深。谿。也。若。積。水。而。失。其。壅。隄。也。中。主。猶。若。不。能。有。其。民。而。況。於。暴。君。乎。

振亂

三曰。當今之世。濁甚矣。黔首之若。不可。以加矣。天子既絕。賢者廢伏。世主恣行。與民相離。黔首無所告愬。世有賢主秀。

三に曰く、當今の世、濁るゝや甚し。黔首の苦は、以て加ふべからず。天子既に絶え、賢者廢伏し、世主恣に行ひ、民と相離れ、黔首は告愬するところなし。世に賢主秀士ある、宜しくこの論を察すべきなり。則ちその兵、義を爲す。天下の民の且に死せんとするものにして生き、且に辱められんとするものにして榮え、且に苦められんとするものにして逸す。世主恣に行へば、則ち中人は將にその君を逃れ、その親を去らんとす。また況んや不肖者に於てをや。故に義兵至

士。宜察此論也。則其兵爲義矣。天下之民且死者也。而生且辱者也。而榮且苦者也。而逸。世主恣行。則中人將逃其君。去其親。又況於不肖者乎。故兵至。則世主不能有其民矣。人親不能禁其子。凡爲天下之民長也。慮莫如長有道。而息無道。賞有義而罰不

れば、則ち世主はその民を有する能はず。人親はその子を禁ずる能はず。およそ天下の民の長と爲るや、慮は、道あるを長じて道なきを息め、義あるを賞して義ならざるを罰するに如くは莫し。今の世、學者多く攻伐を非とす。攻伐を非として救守を取る。救守を取れば、則ち郷の謂はゆる、道あるを長じて道なきを息め、義あるを賞して義ならざるを罰するの術、行はれず。天下の民に長たる、その利害は、この論を察するに在るなり。攻伐と救守とは實を一にするなり。而して取舍は人異なり。辨説を以てこれを去り、終に論を定むるところなく、固に知らざるは悖へるなり。知りて心を欺くは誣ふるなり。誣悖の士は、辨すと雖も用なし。これその取るところを非として、その非とするところを取らるなり。これこれを利せんとして、反つてこれを害するなり。これを安んぜんとして、反つてこれを危うするなり。天下の長患を爲し、黔首の大害を致く者説の若きを深しと爲す。それ天下の民を利するを以て心と爲すものは、以てこの論を熱察せざるべからざ

義。今之世。學者多非乎攻伐。非攻伐而取。則郷之所謂長有道而息無道。賞有義而罰不義。天下之長民。其利害在察此論也。攻伐之與。救守。一實也。而取舍人異。以辨説去之。終無所定論。固不知悖也。知而欺心。誣也。誣悖之士。雖辨無

るなり。それ攻伐の事は、未だ無道を攻めて不義を罰せずんばあらざるなり。無道を攻めて不義を伐てば、則ち福これより大なるは莫し。黔首の利これより厚きは莫し。これを禁ずるものは、これ道あるを息めて義あるを伐つなり。これ湯武の事を窮めて、桀紂の過を遂ぐるなり。およそ人の無道不義を爲すを惡る、所以のものは、その罰の爲なり。有道を斬め有義を行ふ所以のものは、その賞の爲なり。今無道不義存す、存するものはこれを賞すればなり。有德行義窮す、窮するものはこれを罰すればなり。不善を賞して善を罰し、民の治を欲する、また難からずや。故に天下を亂し黔首を害するものは、論の若きを大なりと爲す。

● 罰は、懲也 ● 黔首は、秦の時代に人民をよびし稱。黔は、黒也。民人の苦海は、またこの上に増加すべからずと也 ● 天子既に絶えとは、周すてに亡びて、秦の未だ帝を稱せざる時をいへるなり。賢者云々とは、賢者の用ひられざるが故に隱伏するをいふ。世主は風主なり、即ち亂政すみやかに行はれ、民と相そむき、人民の怨を懐くも、うつたへ告ぐることをなし ● 賢主は、治主也。秀士は、治士也。即ち世の賢主秀士は、宜しく治に行ふ所の主のある、民士と相離れ、民の怨んでこれを折つるを察すべし。也と ● 然らば則ち必ず義兵を擧げ、その

用矣。是非其
所取。而取其
所非也。是利
之而反害之
也。安之而反
危之也。爲天
下之長患。致
黔首之大害
者。若說爲深
夫以利天下
之民爲心者。
不可不以不熱
察此論也。夫
攻伐之事。未
有不攻無道
而罰不義也。
攻無道而伐
不義。則禍莫
大焉。黔首利
莫厚焉。禁之
者。是息有道
而伐有義也。
是窮湯武之
事。而遂桀
紂之過也。凡
人之所以惡
無道不義者。
爲其罰也。所
以斬有義者。
爲其賞也。今
無道不義存
者。賞之也。而
有道行義窮
者。罰之也。賞
不善而罰善。
欲民之治也。
不亦

君を誅してその民を慰むと也。● 曰は、將也。生きとは、治主の兵のその民を教ふをいふ。要は、光明也、か
やきてよくなる也。逸すは、民の形體せられて安逸なるをいふ。● 惡に行ふの君に遇へば、中凡の人は將に逃れ
てこれを去らんとし、その親戚を顧るに遠あらずと也。● また況んや下愚不肖の人は、能くその君を保守して、
逃れてその親を去らざるものあらんやと也。● 世主は、暴風なること樂尉の若きものをいふ。即ち湯王。武王の
樂わしごとき義兵至れば、民は世主を捨ててこれにむくが故に、その民を保有する能はずと也。● その親は
その子の仁君にむくむくを樂止する能はずと也。● 攻伐は、人を陥れんと欲し、人を守らせんと欲する
なれども、その賞は一なりと也。● 取は、取り用ふる也。舍はすて去る也。即ち攻伐は人を破らんと欲し、人
は、人を全うせんと欲す。故に取舎は、その人によりて異なりと也。● 事情を論説して、まことにこれを知ら
ざるは、これまどへるなりと也。● 實にこれを知らず、自らその心を欺くは、これ誦ふる也。●
辨の能く施すところなきが故に、用なしといへる也。● 攻伐を非とするは、民を安んじせんと欲して、しかもそ
の過を知らず、却つてこれに反するにいたるものなりと也。● かくの如き説をなすものは、天下の患をなし、人
民の害をなすこと、深くして大なりと也。● 遂は長といふに同じ。● 惡は、長といふに同じ。● 故にか
くの如き論をなすものは、當に罰すべきものを賞し、當に賞すべきものを罰するが故に、天下を亂し人民を害する
こと最も大なりと也。

離乎。故亂天下二害黔首者。若論爲大。

禁 塞

四曰。夫救守
之心。未有不
守無道而救
不義也。守無
道而救不義。
則禍莫大焉。
爲天下之民。
害莫深焉。凡
救守者。太上
以說。其次以
兵。以說則承
從多。以兵則
思之。事心任
精。起則誦之。

四に曰く、それ救守の心は、未だ無道を守りて不義を救はずんばあらざるなり。
無道を守りて不義を救はば、則ち禍わざいこれより大なるはなし。天下の民の爲に、
害これより深きはなし。およそ救守は、太はただ上なるは説を以てし、その次は兵を
以てするなり。説を以てすれば、則ち承しょうじゅう從して多く蒙まうす。日夜これを思ひ、心を事
とし精に任じ、起てば則ちこれを誦し、臥せば則ちこれを夢む。自今しん曆を單し肺を
乾し、神を費し魂を傷り、上は三皇五帝の業を稱して、以てその意を愉よろこばせ、
下は五伯名士の謀を稱して、以てその事を信あまにし、早く朝し晏おそく罷おとき、以て兵
を制するものに告げ、行説して衆に語け、以てその道を明かにす。道みち畢ひく説とくき單
して行はれずは、則ち必ずこれに反して兵す。これに反するに兵に於てすれば、

臥則夢之。自今單臂乾肺。費神傷魂。上稱三皇五帝之業。以檢其意。下稱五伯名士之謀。以信其事。早朝晏罷。以告制。兵者行說語。衆以明其道。道畢說畢。而不行。則必反之兵矣。反之於兵。則必鬪爭之情。必且殺之。人。是殺無罪之民。以興無道。與不義者也。無道與

則ち必ず鬪争の情、必ず且に人を殺さんとす。これ無罪の民を殺し、以て無道と不義とを興すものなり。無道と不義とのもの存するは、これ天下の害を長じて、天下の利を止むるなり。幸にして勝たんと欲すと雖も、禍且に始めて長からんとす。先王の法に曰く、「善を爲すものは賞せられ、不善を爲すものは罰せらるゝは、古の道なり。易ふべからず」と。今その義と不義とを別たすして、疾うて救守を取るは、不義これより大なるは莫し。天下の民を害すること、これより甚しきは莫し。故に攻伐を取るもの非とすべからず。攻伐取るべからず。救守非とすべからず。救守取るべからず。たゞ義兵を可と爲す。兵苟も義ならば、攻伐もまた可なり。救守もまた可なり。兵不義ならば、攻伐も可ならず。救守も可ならず。夏桀・殷紂をして無道とすに至らしめしものは、幸なり。呉の夫差・智伯瑤をして侵奪とすに至らしめしものは、幸なり。晉厲・陳張・宋康をして不善とすに至らしめしものは、幸なり。もし桀・紂をして、必ず國亡び身死するを知らしめ

不義者存。是長天下之害。而止天下之利。雖欲幸而勝。禍且始長。先王之法曰。爲善者賞。爲不善者罰。古之道也。不可易。今不別其義與不義。而疾取救守。不義莫大焉。害天下之民者。莫甚焉。故取攻伐者不可。非攻伐不可。取救守不可。非救守不可。取惟戰兵爲

ば、珍えて後類なかりしならん。われ未だその厲しく無道を爲すの、こゝに至るを知らざるなり。呉王夫差・智伯瑤をして、必ず國丘墟と爲り、身は刑戮と爲るを知らしめば、われ未だその不善無道侵奪を爲すの、こゝに至るを知らざるなり。晉厲をして、必ず匠麗氏に死するを知り、陳張をして、必ず夏微舒に死するを知り、宋康の必ず温に死するを知らしめば、われ未だその不善を爲すの、こゝに至れるを知らざるなり。この七君は、大に無道不義を爲し、無罪の民を殘殺せしところのもの、萬數を爲すべからず。壯佼老幼胎臍の死せるもの、大に平原に實ち、廣く深谿大谷を堙ぎ、巨水積灰に赴き、溝洫險阻を填め、流矢を犯し、白刃を踏み、これに加ふるに、凍餓饑寒の患を以てし、以て今の世に至り、これを爲すこといよく甚し。故に骸骨を暴すこと量數なく、京丘を爲すこと山陵の若し。世に興主仁士あり、深くこれを意念せば、また以て痛心すべし、また以て悲哀すべし。これを察するに、その自りて生するところ、有道者の廢れて、無

可。兵苟義。攻伐亦可。救守亦不可。兵不義。攻伐不可。救守不可。使夏桀殷紂無道。至於此者。幸也。使吳夫差。智伯瑤。侵奪。至於此者。幸也。使晉厲。陳靈。宋康。不善。至於此者。幸也。若令樂紂。知必國亡。身死。殄無後類。吾未。知其厲。爲無道之至中。於此也。吳王夫差。智伯瑤。

道者の恣ほしいまゝに行ふに生ず。それ無道者の恣ほしいまゝに行ふは、幸なり。故に世の患うれはは、救守きうしゆに在らずして、不肖者ふせうしやの幸に在るなり。救守きうしゆの説出づれば、則ち不肖者はますます幸なり。賢者けんしやはますます疑ふ。故に大に天下を亂みだすものは、その義を論ぜずして、疾あせうて救守きうしゆを取るに在り。

● 救守の心は、當時の救ひ守るといふ事を主張するもの心をはるなり ● 説は、説くに言を以てする也。兵を以てすとは兵を以てこれを威す也 ● 「自今」は「自今」の誤にて「自らしむ」と訓すべきかといふ。軍は、靈也。神は人の神也。魂は人の陽精なり。靈は、悅也、よるこぶ也。五伯は、五霸に同じ。信は、明也。兵を制するものは、敵の兵に主たるものをいふ ● 是は、靈也。軍は、靈也。行はれずば、従はれざるをいふ。これに反して云々とは、その説が行はれ従はれざるが故に、これと反対に出て、兵を以てこれを威す也 ● 易は、通といふに同じ、たがふ也 ● 疾は、争といふに同じ ● 義に於て當に攻むべく伐つべきが故なり ● 義に於て攻むべからず、伐つべからずば、これを取るべからずと也 ● 義に於て、當に救ふべく當に守るべくば、非とすべからずと也 ● 義に於て、當に守るべからずば、これを取るべからずと也 ● 有道を以て無道を伐つが故也 ● 樂紂の兵を以て、湯武の如き聖人を伐つが如きをいふ。故に可ならずと也 ● 夫差は、吳王闔閭の子。智伯は智宣子の子。晉の厲公は、景公の子州蒲也。陳の靈公は、共公の子平國也。宋の唐王は戰國の時、僭して王と稱せしもの。殄は、絶也、たえつくる也。後類は、子孫 ● 夫差と智伯とは、無道侵奪を爲して厭くなかりしかば、夫差は趙

知必國爲丘墟。身爲刑戮。吾未。知其爲不善。無道侵奪之至中於此也。晉厲。知必死於匠麗氏。陳靈。知必死於夏徵舒。宋康。知必死於溫。吾未。知其爲不善之至中於此也。此七君者。大爲無道不義。所殘殺無罪之民者。不可。爲萬數。壯佼老幼胎贖之死者。大實平原。廣理深谿大谷。赴巨水積灰。填溝洫險阻。犯流矢。陷白刃。加之。以凍餓饑寒之患。以至於今之世。爲之愈甚。故暴骸骨。無量數。爲京丘。若山陵。世有與主仁士。深意念此。亦可以痛心矣。亦可以悲哀矣。察此其所。曰。生。生。於有道者之廢。而無道者之恣行。夫無道者之恣行。幸矣。故世之患。不在。救守。而在。於不

王句讀のために讀まれ、智伯は宣子のために晉國の下に殺されたり ● 匠麗氏は晉の大夫の家也、厲公が無道なりしかば、樂胥中行偃これを匠麗氏の家に殺しし也 ● 夏徵舒は、晉の大夫にて、御叔の子、夏姫の生かしたるなり。靈公が夏姫と通じ、ある日孔軍儀行父と夏氏の家に飲酒せり。儀舒これに過きりし時、靈公が行父に謂つて曰く、儀舒は汝に似たりと。行父對て曰く、また君に似たりと。儀舒これを不快にもへり。よりて靈公のその腹より出づるを射て殺ししと也 ● 趙は、魏の同なり。宋の康王は、名は偃、宋の元公佐の六世の孫、時兵の子なり。立ちて十一年、自ら王と稱し、東は齊を敗りて、五城を取り、南は楚を破りて、三百里を取り、西は魏を破りて、その地なる邊に軍し、晉楚魏と敵國たり。章襄に血を盛り、懸けてこれを射、號して天を射ると曰へり。諸侯これをうれへ、みな曰く、宋はまた紂王の如き行動をなせり、説せざるべからずと。即位の四十七年に齊の湣王は、楚魏と通合して宋を伐ち、遂にこれを破し、その地を三分せしをいふ ● 高狄云々とは、萬人一敵の言多くして敵ふるにたふべからずと也 ● 崩は、積に同じ、胎の數る也、半崩也 ● 暴骸骨は、多きをいふ。京は大也、京丘は、死骸を埋めたるをかにて、それが山陵の如き大をなせりと也 ● 無道者が、その情欲を逞にし、而かも借用せられて詭譎を受けずこれ乃ち國幸なりと也 ● 賢者は、その何の故にますます幸なるかを怪み疑ふ也 ● 疾は争といふに同じ

育者之幸也。救守之説出。則不肖者益幸也。賢者益疑矣。故大亂天下二者。在於不論其義。而疾取救守也。

懷 寵

五曰。凡君子之説也。非苟辨也。士之議也。非苟詰也。必中理然後説。必當義然後論。故説義而王公大人益好理矣。士民黔首益行義矣。義理之道彰。則暴虐之術息也。暴虐之術息也。暴虐之與義

五に曰く、およそ君子の説くや、苟も辨するにあらざるなり。士の議するや、苟も語るにあらざるなり。必ず理に中りて然して後説き、必ず義に當りて然して後議ふ。故に義を説きて、王公大人ますます理を好み、士民黔首ますます義を行ふ。義理の道彰かなれば、則ち暴虐姦詐侵奪の術息むなり。暴虐姦詐の義理と反するや、その執俱に勝たず、兩つながら立たず。故に兵が敵の境に入れば、則ち民は庇るところを知り、黔首は、死せざるを知る。國邑の郊に至り、五穀を虐げず、墳墓を掘らず、樹木を伐らず、積聚を焼かす、室屋を焚かす、六畜を取らず。民虜を得れば、奉りてこれを題歸し、以て好悪を彰す。信、民と期し、以て敵資を奪ふ。此の若くにして、なほ憂恨冒疾、遂に過ちて聽はざるも

理一反也。其效不俱勝。不兩立。故兵入於敵之境。則民知所庇矣。黔首知不死矣。至於國邑之郊。不虐五穀。不掘墳墓。不伐樹木。不燒積聚。不焚室屋。不取六畜。得民虜。率而題歸之。以彰好惡。信與民期。以奪敵資。若此。而猶有憂恨冒疾。遂過不聽者。雖行武焉。亦可

のあらば、武を行ふと雖もまた可なり。まづ聲を發し號を出して曰く、「兵の來るや、以て民の死を救ふなり。子の上に在るや無道にして、据傲荒怠、貪戾にして、衆を虐げ、恣睢みづから用ひ、聖制は辟遠し、先王を驚亂し、舊典を排替し、上は天に順はず、下は民を惠まず、微斂期なく、求索厭くなく、不辜を罪殺し、不當を慶賞せり。此の若きものは、天の誅するところなり、人の讎とするところなり。當に君なるべからず。今兵の來るや、將に以て君と爲すべからざるものを誅し、以て民の讎を除きて、天の道に順はんとするなり。民にして、天の道に逆ひ、人の讎を衛ぐるものあらば、身死し家戮せられて赦さず。能く家を以て聽ふものあらば、これに祿するに家を以てし、里を以て聽ふものには、これに祿するに里を以てし、郷を以て聽ふものには、これに祿するに邑を以てし、國を以て聽ふものには、これに祿するに國を以てせん」と。故にその國に克ちてその民に及さず。ひとり

矣。先發聲出。號曰。兵之來也。以救民之無道。攝傲荒怠。貪戾虐衆。恣睢自用也。辟遠聖制。警醜先王。排舊典。上不順天。下不惠民。微斂無期。求索無厭。罪殺不辜。度賞不當。若此者。天之所誅也。人之所讎也。不當爲君。今兵之來也。將以誅下。不當爲君。

誅すべきところを誅するのみ。その秀士を擧げてこれを封侯し、その賢良を選んでこれを尊顯し、その孤寡を求めてこれを振恤し、その長老を見てこれを敬禮し、みなその祿を益しその級を加へ、その罪人を論めてこれを救出し、府庫の金を分ち、倉廩の粟を散じ、以てその衆を鎮撫し、其財を私せず、その叢社大祠の、民の廢するを欲せざる所のものを問ひて、またこれを興し、曲にその祀禮を加ふ。このゆゑに、賢者はその名を榮とし、長老はその禮を説び、民はその徳に懐んず。今こゝに人あり。能く一人を生死せば、則ち天下必ず争うてこれを事とせん。義兵の一人を生かす、また多し。人孰れか説ばざらん。故に義兵至れば、則ち鄰國の民のこれに歸すること、流水の若く、誅國の民のこれを望むこと、父母の若く、地を行くこと、滋く遠くして、民を得ること、滋く衆く、兵は刃を接へずして、民の服すること化の若し。

● 誅は、誅也。謂は、言也 ● 士民は、士也、位に任ぜられて誅をうくるもの、勳臣は、勳臣也、身分のなき

者上也。以除民之讎。而順天之道也。民有逆天之道。衛人之讎者。身死家戮不救。有能以家聽者。誅之以家。以里聽者。誅之以里。以鄉聽者。誅之以鄉。以邑聽者。誅之以邑。以國聽者。誅之以國。故克其國。不及其民。獨誅所誅而已矣。舉其秀士。而封侯之。選其賢良。而尊顯之。求其孤寡。而振恤之。見其長老。而敬禮之。皆益其祿。加其級。論其罪

人民也 ● 彰は、明也。息は、滅也 ● 其は、勢と同字 ● 庇は、依也、頼るところ也。死せざるを知らば、義兵は民を救ふものにして、殺せざるを知る也 ● 奉は、送也。好は無軍の民をいふ。惡は無軍の君をいふ ● 傷を以て民と初し、これに違はず也。向は用也。即ち敵は無軍を以てその民を用ふるが故に、われは信義を以てその民を奪ふ也 ● 冒疾は、そむみにくむ也 ● 號は、命也、命令也 ● 子は、代たる、所の國の君をいふ也。謂は、僭に通ず、詐は違に同じ、さぐる也。聖制は、古聖王のたてし制度也。朝は度也。厭は、足也、たる也。不辜は、無罪の民 ● 衛は、護助といふに同じ。即ち無道の君を救はんとするものあらば、その身は殺され、其の家は戮せらる也 ● 家を以てしては、一家を以て、これを誅す也。里は閭也。周禮に五家を比と爲し、五比を閭と爲すとあり。閭は二十五家より成る村。郷は周禮に、二千五百家を州と爲し、五州を郷と爲すとあり。郷は一萬二千五百家也。邑は周禮に、八家を井と爲し、四井を邑と爲すとあり、十二家也。國は都也。周禮に二千百家を縣と爲し、四縣を都と爲すとあり。故に國都は萬家也 ● 及まらずは、罪せざるをいふ ● 暴をさす也 ● 秀士は、俊才也。尊顯しは、上位を授くるをいふ。孤は子なき也。寡は夫なき也。振恤はあはれみなくも也。敬禮しは、その高年なるを尊ぶ也。級は位次也。論は理といふに同じ。金は錫也。辨具を造るために散布して人民に與ふる也。これを興しは、祭祀をなすをいふ ● 安は安也 ● 生は、活也、いかす也。これを事とせんは、この一人を事とせん也 ● 蓋し一人の一是、衍也、省くをよしとす ● 流水の若くとは、民のこれに歸すること流水のごとくにして、轉々とむべからずと也。接は交也。化の若しは、無に善政の化を被れるがごとしと也

人而救出之。分府庫之金。散倉廩之粟。以饋其衆。不私其財。問其叢社大祠。民之所不
欲廢者。而復興之。曲加其祀禮。是以賢者榮其名。而長老說其禮。民懷其德。今有人於此。
能生一死。一人。則天下必爭事之矣。戰兵之生一人。亦多矣。人孰不說。故戰兵至。則鄰國之
民歸之。若流水。殊國之民望之。若父母。行地無遠。得民滋衆。兵不接刃。而民服若化。

卷第八

仲秋紀第八

仲秋紀

一曰。仲秋之月。日在角。昏牽牛中。旦觜
嶽中。其日庚辛。其帝少暉。其神蓐收。其蟲毛。其音商。律中南呂。其數九。其味辛。其臭腥。其祀門。祭先肝。涼風生。候鴈來。玄鳥歸。羣鳥

一に曰く、仲秋の月、日は角に在り、昏に牽牛中し、旦に觜嶽中す。その日は庚辛、その帝は少暉、その神は蓐收、その蟲は毛、その音は商、律は南呂に中り、その數は九、その味は辛、その臭は腥、その祀は門、祭るときは肝を先にす。涼風生じ、候鴈來り、玄鳥歸る。羣鳥羞を養ふ。天子總章の太廟に居り、戎路に乗り、白駱に駕し、白旂を載て、白衣を衣、白玉を服し、麻と犬とを食ふ。その器は廉ありて以て深し。この月や、衰老を養ひ、几杖を授け、藥粥飲食を行ふ。乃ち司服に命じて、衣裳を具へ飭へしむ。文繡常あり、制大小あり、度短長あり、衣服量あり、必ずその故に循ふ。冠帶常あり。有司に命じて

養差。天子居
 總章太廟。乘
 戎路。駕白駟。
 戴白旂。衣白
 衣。服白玉。食
 麻與犬。其器
 廉以深。是月
 也。養衰老。授
 几杖。行饗粥。
 飲食。乃命司
 服。具飭衣裳。
 文繡有常。制
 有。小大。度有
 短長。衣服有
 量。必循其故。
 冠帶有常。命
 有司。申嚴百
 刑。斬殺必當。
 無或枉。機枉
 機不當。反受

百刑を申嚴にして、斬殺必ず當らしめ、枉機或ること無からしむ。枉機して當らず
 んば、反つてその殃を受く。この月や、乃ち宰祝に命じて、犠牲を巡行せし
 む。全具を視、芻豢を案へ、肥瘠を嗜、物色を祭し、必ず比類し、小大を量り
 長短を視、みな度にて、五者備り當りて、上帝それ享く。天子乃ち饗して、
 佐疾を饗ぎ、以て秋氣を通じ、犬を以て麻を嘗め、まづ寢廟を祭る。この月や、
 以て城郭を築き、都邑を建て、寶節を穿ち、困倉を修むべし。乃ち有司に命じ
 て、民を趣して收斂せしめ、務めて菜を蓄へ、積聚を多からしめ、乃ち麥を種
 るを勸め、時を失ふことあるなからしめ、罪を行ひて疑ふことなからしむ。この
 月や、日夜分し。雷乃ち始めて聲を收め、蟄蟲戸に俯す。殺氣浸く盛にして、
 陽氣日に衰へ、水始めて潤る。日夜分しければ、則ち度量を一じくし、權衡を
 平しうし、鈞石を正しうし、斗甬を齊しうす。この月や、關市を易くして商旅を
 來し、貨賄を入れて以て民事に便にす。四方來り雜り、遠郷みな至る。到ち財

其殃。是月也。
 乃命宰祝。巡
 行犧牲。視全
 具。案豢養。瞻
 肥瘠。祭物色。
 必比類。量小
 大。視長短。皆
 中。度。五者備
 當。上帝其享。
 天子乃饗。祭
 佐疾。以通秋
 氣。以犬。饗麻。
 先祭寢廟。是
 月也。可。以。祭
 城郭。建都邑。
 穿寶節。修困
 倉。乃命有司。
 趣民收斂。務
 蓄菜。多積聚。
 乃勸種麥。無

物置しからず、上用に乏しきことなく、百事乃ち遂る。およそ事を舉ぐるには、
 天の數に逆ふことなく、必ずその時に順ひ、乃ちその類に因る。この令を行へ
 ば、白露降る三旬。仲秋に春令を行へば、則ち秋雨降らず、草木生ひ榮え、國乃
 ち大恐あり。夏令を行へば、則ちその國旱し、蟄蟲藏れず、五穀また生ず。冬
 令を行へば、則ち風災數々起り、收雷まづ行き、草木早く死す。

● 仲秋は、舊曆の八月。角は、二十八宿の星の名、東方に在り。この月に、日がこの宿を運行すとなり。● 春
 牛と秋牛とは、共に二十八宿の星の名、春牛は北方、秋牛は西方にあり。この月の朝夕に、めぐりて雨の中央にあ
 らはると也。● 晴日とは、陰律也。この月、陽氣内に順し、陰氣は陽氣に順し、その功を成す任にあたる。この月
 は竹管の音、雨呂にあたる也。● 候は、候也。時候を相うて往來するが故に、候候といふ也。この月に、北の
 滿中より來り、雨の方周浴の影を過ぐると也。● 玄鳥は舊也、西は春分に來り、秋分に去り、蟄所に歸ると也。●
 蓋は食する所のものをいふ。即ち糝氣將に至らんとするが故に、糝鳥は、よく糝をとりて、その羽毛を多からし
 めて以て糝を製ぐと也。● 太廟は中央の廟。● この月は、陰氣盛し、老年のもの衰ふるが故に、これに几杖を授け
 飲食饗粥を賜ふの禮を行ふと也。凡はひびきだす。糝所はかゆ。行は賜といふに同じ。● 司服は、衣服を主る也。正衣
 服をと、のへんとするが故に、これを命ずる也。衣は上衣、裳は下衣、祭服也。● 文は、衣に畫く也。● 蠶は糝にぬ
 ひとりをする也。故は古法也。● 有司は、理官。即ち刑獄を司る官。申は置也、かまぬ也。● 養は正也。枉は曲